

平成26年11月28日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	伊藤勝巳	3番	鈴木みどり
4番	那須英二	5番	三宮十五郎
6番	早川公二	7番	平野広行
8番	三浦義光	9番	横井昌明
10番	堀岡敏喜	11番	炭竈ふく代
12番	山口敏子	13番	小坂井 実
14番	佐藤高 清	15番	佐藤 博
16番	武田正樹	17番	伊藤正信
18番	大原 功		

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

2番 川瀬知之

3. 会議録署名議員

5番 三宮十五郎 6番 早川公二

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野 隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川 彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪真士
会計管理者兼 会計課長	服部 誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守 修
市民課長兼 鍋田支所長	平野 進	保険年金課長	平野宗治

環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	佐野 隆
農政課長	安井耕史	商工観光課長	羽飼和彦
都市計画課長	大野勝貴	学校教育課長	立松則明
生涯学習課長	半田安利	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書 記	浅野克教
書 記	伊藤国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 承認第1号	専決処分の承認について
日程第5 議案第43号	弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第44号	弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
日程第7 議案第45号	弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
日程第8 議案第46号	弥富市国民健康保険条例の一部改正について
日程第9 議案第47号	平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
日程第10 議案第48号	平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第49号	平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより平成26年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月22日までの25日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月22日までの25日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書、また海部津島土地開発公社から平成26年度事業決算に関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（佐藤高清君） 日程第4、承認第1号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

議案は、説明を省略させます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成26年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてお忙しい中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号専決処分事項につきましては、衆議院議員総選挙執行に伴い、必要な予算を専決処分したいので承認を求めます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより承認第1号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第43号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第44号 弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第45号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第8 議案第46号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第9 議案第47号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第48号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第49号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第5、議案第43号から日程第11、議案第49号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 新たに御提案申し上げる前に、少し私の先ほどの文言の中で訂正をさせていただきます。

承認第1号の中で、「専決処分をしたいので」と言いましたけれども、「専決処分をし

た」という形をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案4件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正につきましては、旅費支給の適正化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号弥富市中心身障害者扶助料の支給条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、出産育児一時金の額を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,844万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億6,056万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費につきまして、来年4月執行予定の愛知県議会議員一般選挙費652万5,000円、民生費につきましては、障害児通所給付費585万円、日中一時支援給付費481万円、精神障害者医療システム改修委託料108万円、保育所にかかわる補充保育士等の臨時職員賃金2,080万円、臨時保育士派遣委託料920万円、児童館にかかわる臨時職員賃金300万円、給食サービス事業委託料170万円、介護保険特別会計事務費繰出金349万円、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金441万7,000円、農林水産業費につきましては、農地法の改正に伴う農地台帳システム改修委託料164万2,000円、土地改良事業補助金810万円、教育費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金1,500万円、公債費につきまして、市債元金償還金262万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、国からの障害児通所給付費負担金292万5,000円、地域生活支援事業費補助金240万4,000円、幼稚園就園奨励費補助金296万7,000円、県からの後期高齢者医療保険保険基盤安定負担金331万2,000円、障害児通所給付費負担金146万2,000円、地域生活支援事業費補助金120万2,000円、農業委員会補助金113万2,000円、愛知県議会議員一般選挙執行委託金652万5,000円、海部津島土地開発公社の解散に伴う清算金収入1,060万円、財政調整基金繰入金6,415万円を増額計上するものであります。

次に、議案第48号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金441万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,362万6,000円とするものであります。

次に、議案第49号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、

保険事業勘定において、介護保険制度改正に伴う介護保険事務処理システム改修委託料500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4,587万2,000円とするものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第43号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例と、その次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき、説明申し上げます。

1. 地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に係る報告事項に休業に関する事項を加えるものでございます。

2. この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第44号弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてでございますが、14枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき、説明申し上げます。

1. 内国旅行について、日当を廃止し、在勤地以外の同一地域内における移動に要する経費について、全て実費支給とするものでございます。

2. 内国旅行について、旅行雑費を支給することとし、その額は職務の級により区分せず、3級以上の職務にある者の日当の額の半額の1,100円に統一し、市長等に支給する旅行雑費の額も1,100円に統一するものでございます。

3. 内国旅行、外国旅行について、全ての旅費の額は職務の級により区分せず、上位の職務の級にある者の額に統一するものでございます。

4. 内国旅行について、車賃は1キロメートル当たりの定額部分を廃止し、旅客運賃によるものでございます。

5. 外国旅行について、支度料を廃止するものでございます。

6. この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

7. 改正後の弥富市職員等の旅費に関する条例、弥富市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び弥富市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第45号弥富市中心身障害者扶助料

支給条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

アンダーラインの部分をごらんください。現行の「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に変更するものでございます。

この条例は平成27年1月1日から施行する。

続きまして、議案第46号弥富市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正は、出産育児一時金の額を変更するために必要があるからでございます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行では、保険者が支給する出産一時金については39万円を支給することになっており、産科医療保険制度の掛金分3万円を上乗せすることとなっております。産科医療補償制度の掛金の引き下げに伴って、上乗せ分を1万6,000円に引き下げ一方、上昇傾向にある出産費用に配慮して、出産育児一時金の本体部分を40万4,000円に引き上げ、総額の42万円を変えないこととするものでございます。

なお、産科医療補償制度は、平成21年に分娩に関して発症した重度脳性麻痺のおそれのあるお子さんと御家族の経済的負担を速やかに補償することなどを目的として設立されたものでございます。

この条例は平成27年1月1日から施行する。

平成26年12月31日以前の出産に係る出産育児一時金については、なお、従前の例による。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二

平成26年12月9日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 伊藤久幸 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>税務課長   | 伊藤好彦 |
| 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長 | 佐野隆  |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 八木春美 | 民生部次長兼<br>児童課長   | 渡辺秀樹 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 竹川彰  | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 服部誠  | 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 |
| 財政課長             | 石田裕幸 | 秘書企画課長           | 山口精宏 |
| 防災安全課長           | 橋村正則 | 収納課長             | 山守修  |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  | 保険年金課長           | 平野宗治 |
| 環境課長             | 鈴木浩二 | 健康推進課長           | 花井明弘 |

|        |       |                |       |
|--------|-------|----------------|-------|
| 福祉課長   | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野 隆  |
| 農政課長   | 安井 耕史 | 商工観光課長         | 羽飼 和彦 |
| 都市計画課長 | 大野 勝貴 | 学校教育課長         | 立松 則明 |
| 生涯学習課長 | 半田 安利 | 図書館長           | 奥田 和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 邦夫 | 書 記 | 浅野 克教 |
| 書 記    | 伊藤 国幸 |     |       |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

弥富市には私鉄が3本ありますが、この私鉄の中の鉄道部門、ここの中について固定資産税というのは一体どうなっておりますか。担当者でいいです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 私鉄が近鉄、JR、名鉄の3社でございますが、その用地の固定資産税ということでございますが、固定資産税の中には償却資産というのもございます。その車両等につきましては、地方税法の第389条第1項という規定がございまして、それに基づきまして、その車両が賦課期日現在において走行すべき路線の所在する市町村において軌道の単線換算キロ数や走行キロ数によって案分されます。

それが各市町村に、総務大臣のほうより配分されまして、金額が通知がございまして。その通知後、各鉄道事業者が市内に所有する鉄軌道の土地、また駅舎の建物、そういった税額と、先ほど説明しました通知がございました配分税額を納税通知書で各鉄道事業者に送付して課税を行っているという次第でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 一般的には、固定資産税というのは住宅あるいは地主さん、あるい

は業者なんかが取得したものが固定資産税を納めるというのが原点になっておりますけれども、この中で鉄道部分について聞いたんですけれども、そうしたら電車の中に広告とか、それから線路横に看板がありますね。これは別事業だと思うんだね、鉄道以外のね。

鉄道は運賃を取ってするわけですが、これはまた別事業だと思いますね。この辺についてはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず市税という観点でございますが、市税には固定資産税というのがありまして、その固定資産税については先ほど説明した形で弥富市のほうから課税させていただきます。

それで、今御質問がございました鉄道内の広告とか看板によって営業利益が上がった場合に、それについてはまた別の、国税のほうだと思いますが、そちらのほうで課税されるということで、それは市税ではないということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、中電なんかだと市道なんかにしておるところは、電柱1本で1,300円近くいただいておるわけだな。これは今から大体20年ぐらい前かな、三宮議員からそういう提案があって取るようになったわけね。その前は取っていなかったわけ。

だから、広告については当然今の消費税も入るわね。そうすると、その消費税は一遍どういうふうになっていますか。市にいただけるのか、あるいは市というのは市で償却したいいわゆる消耗品に対しての消費税は、市のほうに、国に一遍100%納めるんですけれども、地方に1.7%、あるいは国のほうからさらに特別交付税ということで消費税の中から1.4%、合わせて3.1%だと思いますけれども、こういうふうに対してあるわけね。

だから、近鉄もJRも名鉄も、看板とかいろんなものをやっているわけね。そうすると、その看板をつくるには当然消費税がかかりますね。その消費税は一体どういうふうにもらっていますか、加算されておるのか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 消費税につきましては、まず法人の場合に、その消費税を本店の所在地のほうで申告していただいて納めていただくという都道府県税ということでございます。

それで、この地方消費税というのは、その税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税でございます。流通段階では最終的な消費地を把握することができないために本店のほうで申告するわけですが、都道府県下において、消費に関連した基準によって清算を行うと。

さらには、その納められた都道府県が市町村の人口や従業員数で案分して交付するという

形でございますので、消費税の中で地方消費税として納めていただいたのは、市にはそういった基準によって来ます。来ますが、それが例えば近鉄、JR等の納めた消費税がその中のどれだけ来るかというのは、そういうことは今の話でいろんな複雑な計算によって来ますので、そういった率まではちょっと計算できないということで、ただ全国の消費税の総額でやって、弥富市にどれだけ地方消費税が来ておるかということにつきましては、ここ数年来、大体4億4,000万ぐらいで推移しておりまして、それが今度消費税率が上がったことによって3億円ぐらいプラスになるということは推計でございますが、推計しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、私鉄がもとレールを敷いてあったところ、こういうところが今名鉄なんかだと駐車場になっておるわね。当然これは消費税を取らなならん。

それから、海老江から小島に当たるところ、あれは線路のかけかえによってかなりの敷地があいておるわけね。その中には大きな草が生えて、地域にとっては防災的に危険だということもあるわけね。この敷地外だから、線路以外の中の土地に対しては、市はどのように税金をかけておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 鉄道会社が経営している例えば駐車場、これにつきましては線路外でございます。

それにつきましては固定資産税でございますが、それは土地の現況の状況に応じて課税しております。例えば、駐車場であれば雑種地ということで、鉄道事業者に課税を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の空き地の分については何坪の固定資産税をかけていますか。

それから、市街化地域であるから雑種地だと思うね、これは。雑種地だと税率高いわけね、2分の1とか、そうなるわけ。その分だと、例えばそこに1万平米あったとなれば、その課税の金額というのはわかるはずでしょう。それは一体幾らとか、それからレールの跡、さっき言った駐車場は事業をやってみえるわけね。事業をやっているから、ここについては当然いわゆる宅地というか雑種地というか、そういうことに当たると思うんでね。

そうすると、このものが、野放しのような格好で今までずうっと続いておるわけね。だからこの辺について、わからなかったらわからんで、急だからいいんです。大体、おおよそでもいいから、わかればいいし、わからなきやわからんでいいです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、今資料は持ち合わせておりませんということと、各納税義務者の個々の税額はちょっとお答えすることができないということもありますので、ちょっと御容赦願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） よくわかったんですけども、9月議会で一般質問したときには、市側の答弁では、転落防止をホームにつけてくださいと言ったら、市税がかかりますよという話であったんですけども、これは本当に市税で転落防止をするのかしないのか、どっちなんだろうか。もしわかったら教えてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） おはようございます。

答弁させていただきます。

議員の御質問でございますが、バリアフリー法というのがございまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律がございまして、それに基づきまして移動等円滑化の促進に関する基本方針というのがございます。これにおきましては、国、地方公共団体、鉄道事業者によります三位一体の取り組みが必要不可欠となっております、ホームドアまたは可動式の柵につきましては、障害者、視覚障害者の転落防止をするための設備といたしまして非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要であることから、国は地方公共団体に対して、鉄道を利用する地域住民の福祉の増進を図る観点から、鉄道事業者の設備投資に国のみならず地方公共団体においても必要ということで負担金の支援を求めようとなっております。

必要な支援を行うことによりまして、その促進を図るよう努めることになっておることから、国、地方自治体、それから鉄道事業者がそれぞれ費用負担をする必要があるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

追加答弁をさせていただきますけれども、市民の皆様の願いという形の中で、近鉄弥富駅のホームと外部とを連絡するエレベーターの設置をさせていただきました。平成22、23年のころであったと思っております。

近鉄のOBの方には大変御尽力をいただいたところでございますけれども、私どもはあのエレベーターの設置に関しましても、4基全部であるわけでございますが、3分の1の補助を出していただきました。3分の1はいわゆる自治体負担という形の中で、1基自治体負担をさせていただきます。そして国のほうの負担が1基、そして近鉄の事業者が1基ということで、あと1基は丸々弥富市が補助金を出しているというか、設置しているという状況でござ

ございますので、4基の状況の中では、いわゆる総数としては2分の1の補助金額を出して敷設させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長も電車に乗られるかもわかりませんが、近鉄やJRでもそうですけれども、転落防止がホームの中についておるわけね。あれは弥富市が出してないと思うんだね。ただ事業者が、私鉄がみずからもって危険だと思いつけられたわけね。

だから、ホームが長く西東になっておるんですけど、あの先っぽは落ちないように転落防止がついておるわけね、あれ。それから階段に行くところにも転落防止がついておる。あれは私鉄がみずから、弥富市にこの負担金をくださいと行ってつけたものじゃないと思うんやね、そうでしょう。そういうことができるわけね。

だから、市長、見てもらうとわかるけれども、これがあるわけですね。駅で毎日作業しておる人でも、このくらい自分がおそがいから、のぞいてホームを見ておるわけね。自分の経営しておる会社自体も、危ないことがわかっておるわけなんです。

この方は若かったから助かりましたですけども、弥富の今のホームなんか、私は見してきました。急行、準急のとまるところについては、ホームの下はくぐれないように、わざわざコンクリの板が張ってあるんです。電車のとまらない先のほうは、ホームはそこが通れるようになっていきます。避難ができるようになっておる。

だから、そういうことだったら転落防止をつけなきゃいけないよということなんです。なぜ急行、準急の電車がとまるところだけが、そのホームのところだけがコンクリを打って避難ができないようになっておるわけ。その先の電車のとまるところは、ホームはそこがみんな右左に行けるようになっていきます、避難ができるように。

こういうことについては、総務部長、見られたことはありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） そういうのは、見たことはございません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） やっぱり私鉄も弥富市にとっては大事なことであります。

できれば、市長からも提案していただきたいというのが私個人的に思っていますけれども、駅前整備なんかは私鉄にやっていただいて、あと残りの分は、車新田とか市長の住んでみえる鯛浦なんかは調整区域でまだ人口は少ない。その周りを区画整理をやるなりして、人口をようけどんどん電車に乗れるようにすれば、私鉄だってもうかるわけね。

だから、私鉄に駅前整備をやらせて、弥富市は区画整理や宅地事業をやるというふうにしなないと、愛西市が今度7.3ヘクタールかね、工業団地というのをつくってやっていますね。弥富市は4万5,000ぐらいの人口の中では、全国で一番裕福で利便性のあるところと見る。

高速道路は2本通っています。国道1号線、名四、中央道、それから日光線、中央幹線もそうですね。こういうふうに、どんどん弥富市はどこから来てもいいようになっています。

そうすると、鍋田のほうでも今十四山のほうでも、農地で本当に利用価値を惜しがっている。そういうところが開発したり何かすれば、もっともっと電車に乗る人が多くなれば近鉄だって、我々事業者、事業を自分でやっていますけど、事業者でも設備投資というのは3年とか10年とか、そういう期間を持ってやるわけね。私鉄もそういうことを、市長はこれから提案をして、今までにないことをやるのが改革であって、今の都市計画事業に入ると思うんですけども、こういう点についてはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、大原議員から、地下鉄におけるスマホに夢中になったりというような形の中で、ホームへ転落した方の事例が載っております。

私ども、今弥富市の近鉄駅を利用される方は約1万2,000人と聞いております。そういう状況の中で、弥富駅における安心・安全ということに対して、近鉄さんにお話をさせていただきました。

これは大原議員が9月議会の中で、いわゆる特急の通過であるとか、あるいは急行という形の中での通過、そういうような状況に対しては非常にスピードが速いということに対する危険だから、ホームに柵を設けて安全策を講じたらどうだということで、このお話をいただきまして、私どもは、この管内を管理するのは四日市にございまして、四日市が近鉄の事業所でございますけれども、そのところについてお話をさせていただきました。

今、近鉄は大阪から名古屋、各駅ございますけれども、全ての駅でそのようなことは考えていないということでございました。よって、具体的に予算化をすとか、あるいはその計画を具体的に進めるとかということは、今のところ考えていないということでございます。

この理由の一つといたしましては、近鉄が軌道を走っている電車の種類が非常に幅広くある。1両に対して2つのドアしかない特急であるとか、あるいは急行であるとか、あるいは普通電車のように3カ所、4カ所という状況の中でその乗降のドアがあるという形の中において、ホームの中で基本的にそのように工作ができないというようなことでございます。そういう形の中で、今現在としては考えていない。

しかしながら、毎日いわゆる安全策については構内のアナウンスという形の中で、携帯電話に対する注意事項であるとか、あるいはスマホに対する取り扱いということについては、十分安全を考えていただきたいということをお話しされております。また、実際私もそのようなことを聞いておりますので、そういったことを強くこれからもお願いしていくわけでございますけれども、柵につきましては、車両の関係等々で今のところ考えていないというのが近鉄側の回答でございましたので、御報告申し上げます。

○議長（佐藤高次郎） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が思うには、市長の考えとよく似ておるんですけれども、電車だけの利用で利益を上げておれば相当の利益があるはずなんです。けど、電車でもうけたお金を他のレジャー施設とか、阿倍野にああいうビルをつくって、そっちへ投資しておるわけね。

弥富市にも、転落でもそうですけれども、今市長が市道で危ないところについてはガードレールをつけていただいたり、フェンスをつけていただいたり、平島町なんかでも水路がようけあります。こういうところについても、鯛浦のほうでもそうですけれども、そういうふうにやっぱり持つ人がその責任をとることが管理者であり、それから製造責任者というのが法律であります。

こういうのがやっぱりいかんというんじゃなくて、あの特急なんかでも時速100キロぐらいで通るわけね。急行の場合とか準急はとまるでいいんですけれども、そうしたら今の名古屋駅なんかは新幹線が通るわけね。あれフェンスが全部自動的にこうなっておる。豊橋でもそうです。豊橋は特急が通るとそうなっています、つい立てね。あれなんかでも、恐らくJRが全部つけておると思うんですね。恐らく豊橋とかそういうのはつけてないと思う。それは自分のところが安全性、それから製造しておるその責任者、やっぱりその事業をやる責任者、こういう人が責任を持ってやる。

弥富市だと道路管理者は市長でありますね。それから防災についてもそうです。市民の安全・安心を守るのは市長の役目であって、その役目を果たして今やっつけておる。それだから今弥富に住んでいる皆さんが、弥富に住みたいというまちづくりを今つくっていただいております。この8年間でかなりのものは市長がやっつけていただきました。平島の日の出小学校でもそうです。あれだけのものをつくっていただいた。平島町の人には本当に感謝しております。

それはそのところの各市としてやっつけておる、こういうのが基本であるから、やっぱり近鉄でも市長の言われるようにつけないじゃなくて、自分でホームをつくった以上、ホームの転落防止は当然、我々なんかだと、自分のことを言いますと、プロパンなんかだと家庭に供給します。これについては地震対策として、転倒防止として鎖をつけています。あれはお客さんにもらっていないですよ。それは自分が販売する義務としてつけておるわけ。

こういうのも含めて、できたら再度また市長にお願いするんですけれども、交渉していただいて、何とかして、弥富市も何年か前に言ったように、線路から誤って落ちて亡くなられた方もあります。こういうのがありますから、まして市長がよく御挨拶いただくところの中には、高齢者も弥富市は1万2,000人となったり、あるいは認知症が700人ぐらいとなったり、そういうことがあります。

電話をしたり、メールを持ったりする人でも、やっぱり緊急として国のほうから、地震が

あつたり災害があつたときにはすぐその方に知らせるために皆さん持ってみえる。文明の利器ということになっております。こういうのも含めて検討していただくということで、別に答弁は要りませんが、次に行きます。

市税の滞納というのは、一体年度ごとに幾ら、あるいは累積で幾ら、5年間過ぎたらその分はなくなってしまうということであるから、この辺のところについては一体どのくらいになっているんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市税の滞納ということでございますが、平成26年の10月末現在で、市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、この4つを合計しまして3億2,436万4,874円というのが10月末現在の滞納金額でございます。

ちょっと済みません、訂正させていただきます。

今、私がお答えさせていただいたのは、10月末現在の調定金額でございまして、その中には本年の4月1日から10月末までの納税された金額がございますので、それを差し引きますと合計2億6,976万2,297円ということでございます。失礼しました。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） これは年度でしょう。私が言っておるのは、年度と累積の5年間のものを合わせると幾らですかということです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今お答えさせていただいたのは、市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税の4税で、その中には25年度の税金もございまして、それ以前の税金もございまして。全ての滞納金額の合計という形でお答えさせていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ちょっとわかりにくいんですけども、私が言うのは、26年は26年度でいいんですね。

26年度の前の分ね、4年間、この分のものは幾らありますかということです。累積というのはそうでしょう。前のやつを聞いておるわけね。今あなたが言うのは今年度、26年度の前だけのものをお答えいただいております。だから、前の残った分は幾らですか、それを合計すると何億になりますかということなの。それが今の国保税とか介護税、そういうのがありますね。それから固定資産税、市民税ね。こういうのがありますから、全体にして幾らですかということです。

○議長（佐藤高清君） 総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） ちょっと私、26年10月現在と説明しておりますので、あたかも26年度の現年課税分のような形に捉えられたかわかりませんが、あくまでも過去に課税した、

25年度までに課税した滞納分の合計という形で数字をお答えさせていただいております。

だから、あくまでも過去の分でございます。それが先ほど申しましたように、ことしになって納まっておりますので、今現在の税の滞納としては2億6,976万2,297円ということで、これはあくまでも過去からの積み上げた滞納金額ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の5年間を積み上げた分の合計というのは、26年までの合計、5年間の分ですか。5年間分の滞納の金額ですか、これ。この辺のところをよく言わないと、なかなかわかりにくいね。

ただ年度ごとに、繰り越しの分ではなくて、年度ごと、例えば26年の説明がありましたから、25年は幾ら、24年は幾らというふうに、5年間の累積のものが幾らですかということをお聞きしておるわけね。そうでなかったら、こういう金額が出てこないんじゃないかなあと思うんだわ。

だから、私の聞いておるのが間違いかもわかりませんが、5年間の分の累積から全部言われたものが2億6,000万の滞納であるという説明であればそれで結構ですね。本当にこれだけの2億6,000万かということだけを確認していきたいので、間違いはないかということだけ。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税につきましては、2億6,976万2,297円ということで間違いございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が聞くと、大規模農家の方で固定資産税が滞納しているところがあるのではないかと思うけれども、この辺のところについては何件ありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 大規模農家という規定につきましては、特段そういう規定がございませんので、今回、耕作面積10ヘクタール以上の方につきまして調査させていただきましたが、固定資産税を滞納している方はお見えになりませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、ないでいいんですけれども、大規模の農家の方が納税猶予を受けておる方があるわけですが、こういう方なんかはオペレーターに委託をしてしまった。委託をしてしまうと、本当に大規模農業として納税猶予としては適用されるのか。全く今の農業というのは、自分がやるから納税猶予というのはかけられて認められておるんですけれども、全く自分は農業を、開発部長でもいいんですけれども、農地を持っておれば1年間に大体120回から150回というふうな大体基準があつて、そこの中のものを農業を

やるというのが今の納税猶予を認められておるわけね。全くオペレーターにずうっと回してしまったら、これはもう農業をやってないんだから、そうなる納税猶予というのは適用されるのか。

総務部長、税金していただいておりますから、あなたでも結構です。どちらでもいいですけど、わかるほうでいいです。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

納税猶予でございますが、旧制度と新制度がございます、旧制度におきましては、あくまでも個人が耕作をしていただくというのが条件でございました。ただ、新制度に変わって、例えば利用権設定を結ばれても、終身という形で条例の改正がありましたので、そういったことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、何年からそういうふうになったんですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 26年度の改正以降でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 26年というのは、まだことしだわね。

それ前にやっておる人は、そういうのでようけあるわけね。私も農業委員は、これ先回も市長から、議員からも推薦いただいてやらせていただいておりますけれども、その前のときも私、農業委員をやっていたから、そうするとそのときに納税猶予というのが幾らでもあったんですね。

だから、そういうことを聞くと、26年というと、26年からかけた人というのは何件ありますか、納税猶予をかけた人は。対象者、おおむねでいいです。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 申しわけございません。ちょっと資料を持っておりませんので、また後ほど報告させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 多分、そんなにないと思う、私が見ておるとね。

相続された方がそうはないと思うんですけれども、やっぱりある一定そういうのも含めてやっていただかないといかんということと、もう1つ聞きますけれども、農家なんかの負担金、今の決済金、宅地化にしたり転用したときの。これは1,000平米、大体1平米当たりが、私はこの間、鍋田の今のところと海部土地に出しました、決済金で。1平米当たり155円で、これが鍋田土地。それから海部土地は120円払うわけね。そういうふうで払っておるわけで

すね。

そうすると、1,000平米当たり鍋田土地に払う金額が13万9,500円、それから海部土地に払う金がこれも1,000平米当たり10万8,000円、合わせて1,000平米分の決済金が24万7,500円です。これで合っていますね。

そうすると、私はここで聞きたいんですけども、この水路というのは市の財産なのか、土地改良の財産なのか、どちらの財産ですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 水路につきましては、土地改良区の管理しておるものと、市が管理しておるところがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 管理はわかる、委託管理はね。水路でも、用水でもそうですね。海部土地がやったり、県の農振がやっていますね。

わかっておりますけれども、その水路の土地は多分弥富市のものだと思うんですけども、これは土地改良のものか、いわゆる鍋田土地なら鍋田土地、海部土地のものなのか、どちらなのかということ聞いておるわけね。管理者じゃなくて。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 水路の所有につきましては、それぞれの土地改良区がほとんどでございまして、あと個人名義とか共有名義の所有物もございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、水路というのは市の財産ではなくて、土地改良区の役目が3つありますけれども、この土地ということいいですか。間違いはないですか、これ。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 全部ということではございませんが、一部市の所有のものもございしますが、ほとんどが土地改良区の財産になっております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、私なんかかなりの農地を持っているわね。持っている、それは土地改良区というのはもともと農業者の中であるわけだから、土地改良区の土地ではなくて農業者が負担した土地ということいいですか。これはどっちなんですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農業者も土地改良区の組合員になっておりますので、そういったこともあるかもわかりませんが、所有者の名義としては土地改良区名義になっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番(大原 功君) そうすると、開発部長、私らもさっき言ったように先月払ったわけですけれども、そうすると、お金を払えば当然決算書とかそういうのをいただくわけですが、一遍も鍋田土地とか十四山土地、弥富土地、ここからは今まで累積にすると約1,000万以上の金は私は払っております。

そうすると、その決算書というのは一遍ももらったことがない、見たことがないんですけども、この辺のところはどうですか。

それからもう1つ聞くのは、海部土地なんかだと年度ごとの決算を普通はするんですけども、それ以外に繰り越し、繰り越しとなっているわけね。繰り越しの金額が、聞くと約10億近くあるというふうな話も聞いております。私は確かめたわけではないですけども、当時、私が議長をやったときは、議長がその地域の監査員というふうで、私も二、三回その署名をしたこともあるんですけども、そういうのを累積でどんどんして、片方で余ってくると、国・県、それから市でもそうです。その補助金が余っておれば、今度補助金も取ることはできんと思うんですね、法的には。

でも、それが累積でどんどんしてしまうと、そうすると我々が払った金額が、本当に適用され、必要だから納税をしておるわけね。例えば、市なんかだと市税、今言ったように税金なんかは目的税ですね。目的税だから、市民税や固定資産税についても、健康保険についても、その部分であえてやらなかったらできないわけね。そうでしょう。

そうすると、こういう部分については一体、開発部長も出てみえると思うけれども、海部土地の計算をどういうふうにされておるのか。ただ累積、累積ではちょっとわからんでね、繰越金だけではわかりませんね。だから、そういうのも払っておる者に対してはその説明をいただくようなものをいただいたり、例えば市なんかだと、市長、補助金いただくわけね。私らも福寿会にいただきます。こういうのなんかは、決算書として、こういう事業をやりました、こういうことをやりましたといって市側にちゃんと出して、これだけの金がかかりましたよということをちゃんとするわけね。

払っておるほうについては、いただく権利というのはあるわけね、本当は。今の状況では、ないないということでそれまで終わっておるわけね。こういうのもやっぱりこれからは改めないで、これから土地の転用をしたときに、農家に1,000平米当たり、1反ですね。これに対して24万とか25万といたら、それは出せるような農家はなかなか少ないわけね、農家自体がね。

市長も言われるように、農業を大事だと言われておるけれども、払うほうにとってはお金が大事なんですね。そのお金が払えないんですわ、本当は。だからこういうのも含めて、これだけかかったからこれだけの負担金を出す、これだけのものがかかってこれだけ出すというなら、これは当然、先ほど言ったように、市でも目的税だから固定資産税を上げる、市民

税を上げていただく、これは当然のことだと思う。

この辺のところ、なかなか今の払っておるほうについてはわかりにくいということがありますので、この辺のところについては、市長でもいいです。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

各土地改良区の決算書というか、通常、総代会においては役員の皆さんも招集されて、その決算書は明確に出ていると思います。

しかしながら、その会員さんに対してどのようにされているかということにつきましては、私も確認はさせていただきますけれども、基本的には概要書というような冊子でやはり通知すべきだろうというふうに思っておりますので、これは私どもからの要望という形の中で各土地改良区には話をさせていただきたいというふうに思っております。

また、年度ごとの繰越金ということにつきましては、多分、繰越金そのものにつきましては次年度の予算編成の中で歳入という項目の中に入れてみえるのではないかなあと思っております。

しかしながら、積立金ということになりますと話は少し別かなあと思えます。この積立金をどのように事業活用に使っていくのかということにつきましては、やはりそれぞれの通常総代会の中においても土地改良区のそれぞれの事業ということも含めてお話をされるべきだろうと思っております。

いずれにいたしましても、経常賦課金、あるいは転用決済金ということにつきましては大変な御負担を農家の方にはいただいておりますけれども、そういった形の中においては、やはり透明性のある決算書を出すべきであろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長がおおむねいただいたんでいいですけども、先ほど開発部長が組合員だと言うから、これを聞いたわけね。そうでしょう。組合員なら当然その1団体だから、その1団体としてはもらうわけね。

例えば、平島なんかだと、今の福寿会なんかだと、福寿会の会員の中にあればその決算書は皆さんに出したり、あるいは地域の負担金についても決算を必ず出して、市長も来ていただいたり副市長も来ていただいて決算書を見ていただいて、これだけの平島町が負担金を出しておるとか、いろんなことを見ていただく、それはやっぱりした説明。それはその地域に住んでおる住民だから、やっぱり住民が納めた金額はきちっとしなきゃいかん。あなたが組合員だと言うから、組合員だったら私も鍋田土地もあれば弥富土地も全部あります。その中のところにお金を払っているから、当然これはいただかなきゃいかんということですので、少し宿題としてまた考えてください。

それからもう1つ聞くのは、来年の1月から相続税が変わりますね。今までは5,000万の3,000万、今度は3,000万の1,800万というふうに変わってきます。

ここの中で聞きたいのは、市街化地域、当然今の市街化ですけれども、生産緑地は米や野菜をつくるためのものが生産緑地に当たるのか、あるいは金魚池とかこういうのもその生産緑地の中に入るのか、この部分は総務部長がよく知ってみえるから、総務部長、ひとつ。誰かわかる人でいいよ。

わからな、時間が来たから、また私1人に教えていただければ結構だから、ほかの人に聞いたわけじゃないから、それで結構です。

一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開を11時00分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行、通告に従いまして質問いたします。

きょうは、弥富市のコミュニティバスでありますきんちゃんバスについて、質問いたします。

私は、弥富市内の南部地区におきまして、小さな酒屋を経営しております。先日も、近所のおばあちゃんがお店のほうに見えまして、今、おじいちゃんの車に乗って海南病院から帰ってきたところだと、こんなようなことを言われまして、いろいろ世間話をしておったわけですが、その中で、私も今はおじいちゃんが元気だからいいけど、おじいちゃんが車の運転ができなくなると困るなあというふうにおっしゃいました。

私が、きんちゃんバスはいろいろルート改正やら、いろんな対策をしてみえるので便利になったと。だから、きんちゃんバスを利用していってくださいと言いましたら、私はいろいろ喫茶店なんかで近所のおばあちゃんたちとお話をしておると。そういう中で、やはりきんちゃんバスは朝の便が少ないし、それからいろんなところへとまって、市役所、病院のほうへ来ると時間がかかると。そして、病院なんかだと、診察が終わって帰ろうとすると帰る便がない、そういったことで大変不便だと皆さんがおっしゃってみえるよと、そんなような話をされました。

私、2年ほど前ですが、このきんちゃんバスについて、南部地区ですので名古屋のほうへ出るルート、あるいは蟹江駅へ出るルート、こういったことについて質問をさせていただき

ましたが、きょうはきんちゃんバスの全体的なことについて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

コミュニティバスの運行目的は、病院、駅、市役所、買い物等、地域住民が利用する目的地への交通アクセスを確保することにあります。しかしながら、十分に利用されていないのが現状であります。

全国自治体におけるコミュニティバスのアンケート調査によれば、バスを使わない理由は、最寄りの停留所まで遠い、乗りたいときにバスが来ない、行きたいところにバスが行かない、あるいは利用する目的地と異なる公共施設を経由する運行ルートを設定し、運行距離が長くなり乗車時間が長くなるなど、コミュニティバスの運行がうまく行われていないのが全国自治体における共通の問題点ではないかと思えます。このようなことから、各自治体におきましても地域住民の交通アクセスの確保に向け検討しているわけですが、なかなか満足する結果を得られていないのが現状だと思えます。

本市におきましても、現在、きんちゃんバスとして市内を3つのルートに分け運行しております。法定協議会であります弥富市地域公共交通活性化協議会での協議、あるいはことしも行いましたが、無料お試し乗車券を発行し、アンケート調査を実施して利用者の利便性の向上を考えているわけですが、なかなか利用者数の増加につながりません。

きんちゃんバスにつきましては、過去、多くの議員から質問がなされております。直近では、9月の定例会におきましても、炭竈議員、山口議員から、きんちゃんバスに関する一般質問が行われました。また、先日行われました弥富市議会タウンミーティングにおきましても、南部地区への公共交通アクセスのあり方について、いろいろな不満点、あるいは将来に向けての要望が提案されました。

根底にある人口減少問題の解決策としても、やはり利便性のある公共交通のあり方が一番重要視されております。南部地区に住む若い世代は、便利さを求め市内の平島地区へ移住される方がふえてきております。原因は、その他いろいろあると思えますが、この交通アクセスの不便さがその要因の大きな一つであることには間違いありません。

そこで、一度きんちゃんバスの現状について認識を新たにし、諸問題の解決に向け、さらにはよりベターな交通アクセスにするにはどうすればよいか、その対策について議論するため、きんちゃんバス運行のイロハから順次質問いたします。

まず1点目ですが、現在ある3つの運行ルートの必要目的ということで質問しますが、現在、北部ルート、これは駅とか市役所、病院、ショッピングセンターといった便利な地域ですね、ここを巡回する北部ルート。それから東部ルート、十四山地区を中心として、市の中心からは少し離れたところですが、駅は佐古木駅とか蟹江駅を利用するのが主の東部ルート

であります。そして南部ルート、南部ルートは大藤、栄南地区、そして西部臨海工業地を中心として、市内からは10キロほど離れた遠い地域を巡回するルートであります。

それぞれ目的は、先ほど言いましたように同じだと思いますが、その中でも各ルートにおいて一番これが必要だということがあると思います。その点について、各ルートごとに一番必要としていることをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 3運行ルートの必要目的とか、その中で各ルートの一番必要な目的はというような質問でございますが、運行の目的につきましては、3ルートとも通学・通勤、買い物などの市民生活のための移動手段の確保、公共交通空白地域の解消としております。

なお、平成22年の運行当初は、北部・東部ルートは、朝便、夜便があり、通学・通勤に対応しておりましたが、利用者が少なく減便となっております。このようなことから、北部・東部ルートは主に公共施設などへの日常生活の移動の手段として御利用いただいております。

国におきましても、地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進するとの基本方針が出されており、市におきましても持続可能な地域公共交通の形成の実現のため、地域公共交通活性化協議会におきまして引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） じゃあ2点目ですが、3ルートの運行起点の考え方ですね。

現在の運行ダイヤを見ますと、総合福祉センターが運行起点になっていると思いますが、ここを運行起点とする考え方をお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 3ルートの運行起点の考え方についてでございますが、平成22年に運行開始した当初につきましては、通学・通勤を見据えて弥富駅を運行拠点としておりましたが、公共施設や買い物へさらに利用しやすいバスの運行として、総合福祉センターと大型商業施設への路線の延伸の強い要望があり、平成23年4月より総合福祉センターを運行拠点としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは3点目ですが、各ルートの1運行に要する時間ですね、これをルート別にお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 各ルートの1運行に要する時間は、北部ルートでは1時間8分、東部ルートでは1時間35分、南部ルートでは2時間18分であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今のお答えによりますと、南部ルートは北部ルートと東部ルートを足した時間と同じぐらいであります。

ルートの運行時間だけを考えますと、北部と東部を1つのルートにするという考えもありますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 御提案の北部ルートと東部ルートを統合するというごさいますが、そのまま統合しますと南部ルート以上の長時間の運行となりまして、現在のバス利用者の利便性も悪くなり、ルートの再検討など必要となりますので、今後の運行改善の貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと考えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 南部ルートは距離が長いですから時間もかかるわけですが、先ほど2点目でお伺いしました運行起点の考え方ですね。運行起点を弥富駅と、こういうふうに持っていくますと、南部ルートだけを考えますと30分ぐらい短縮できるわけなんです。

ですから、運行起点を南部ルートだけ駅にすると、そういった考えについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 南部ルートの起点を弥富駅ということですが、きんちゃんバスの利用目的、利用される方につきましてはいろいろな方がお見えになりまして、弥富駅を起点にすることによりまして非常に時間が短縮されるといった声上がる部分はございますが、総合福祉センターへ行きたいという方につきましては不便になるということもございます。

さまざまな御意見がございますので、その辺につきまして今後どういった方向が一番いいのかということについて、検討課題として考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは4点目ですが、弥富市地域公共交通活性化協議会についてお伺いします。

まず構成メンバーからお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 地域公共交通活性化協議会の委員の構成でございますが、市民及び利用者の代表者、学識経験者、愛知運輸支局長、愛知県の関係行政機関、一般旅客自動車運送事業者及び関係団体で構成されておりまして、市民の方々につきましては、公募委員2

名を初めとして区長会長、民生委員協議会会長、福寿会会長、女性の会代表の方に参加いただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今御説明がございましたが、第1号というところですね。市民及び利用者の代表という枠がございます。この中には区長会長ですね、それから民生委員協議会の代表さん、福寿会の会長さん、女性の会の代表の方、そして公募委員の方が2名と、こんなような構成になっておりますが、この中に市民の各地域住民の代表メンバーですね、例えばルートごとに、南部ルート、それから北部ルート、東部ルートと、そういう地域に住んでみえる方の代表メンバー、この方たちが入っていないと思います。

きんちゃんバスの運営に関しましては、この活性化協議会が中心でありますから、このメンバーの中に地域住民の意見を聞くということで、下部組織といいますか、地域の委員会といいますか、そういったものを立ち上げていただいて、この協議会のメンバーに加えていただきたいと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

この活性化協議会の中におきましては、いわゆる公募という形の中で一般の市民の皆様から広く募集をさせていただいている方もお入りいただいております。現在は2名の方が公募委員という形の中で協議会の構成メンバーでございますので、そういった形の中で私どもとしては御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、この活性化協議会の開催日数ですね。年どれぐらい開催されているのか、あるいはまたどういった内容のことを話されているのか、その辺のことをちょっとお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 会議につきましては、去年は4回実施しております。

協議内容につきましては、公共交通ネットワーク計画、利用者実態調査、モニタリング調査、問題点、課題についての報告、地域公共交通総合連携計画や事業計画、予算などを審議いただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは5点目に入りますが、市民の皆様からの意見の聴取方法、これはどのようにして行われておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市民からの意見の聴取方法につきましては、市民の方々からいろ

んな提言をいただいております。そういったものの中の、ダイヤ改正や運行の便数変更等の検討時に、地域公共交通活性化協議会での改善策などを含めて検討させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 利用者のアンケート調査ですね。こういったものは実施されておりますが、また実際には利用しない人、そちらのほうが人数的には多いわけですね。

ですから、利用しない人の理由と伺いますか、そういった御意見を伺って、できるだけ利用する方向に持っていく、こういったことが大事だと思います。未利用者のアンケート調査は、ことしはどうも行われていないみたいですが、これはぜひ毎年行っていただきたいと思っております。

次に6点目ですが、ここ数年間、数年間といいますが23年度から本格運行が始まっておりますので、23年度から25年度までの利用者数の推移をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 23年度から25年度までのルート別の1日乗車人員をお答えさせていただきます。

まず北部ルート、平成23年度、58.9人、24年度71.1人、25年度75.1人。次に南部ルートでございますが、23年度104人、24年度132.7人、25年度130.1人。次に東部ルートは、23年度20人、24年度31人、25年度32.5人ということで、全体では23年度182.9人、24年度234.8人、25年度237.6人、以上でございます。

○7番（平野広行君） 済みません、私の質問が悪かったかもしれません。総数でお答えいただきたいと思っております。総人数で。

○総務部長（佐藤勝義君） 総人数ということですか、しばらくお待ちください。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 後ほどで結構でございます。私、資料をいただいておりますので、少し説明させていただきます。

北部ルートですね、23年が2万1,314人で、25年2万2,066人ということで、752人の方の利用増となっております。そして南部ルートにつきましては、23年が3万7,679人、25年が3万8,246人ということで567人の増、東部ルートにつきましては、23年が7,249人、25年におきましては9,545人ということで2,296人増となっております。全体としては、23年が6万6,242人、25年が6万9,857人ということで3,615人の増、当初より5%利用者が上がっているということは、市側のいつもの答弁と同じで、確かに上がっております。

特に、東部ルートについてはいろいろ改善がなされておまして、その効果が上がっているように思います。2年間で2,296人増加して、率にしますと24%のアップであります。南

部ルートは、利用者数は3万8,246人と多いんですが、北部ルート2万2,066人、東部ルート9,545人、これを足した合計よりも7,000人ほど多いわけでありまして。2回のダイヤ改正を行っているにもかかわらず、南部ルートにおいては効果が上がっていない、こんなようなことが考えられます。また、北部ルートについては3.4%増ということで、まあまあの利用増かなあというふうに思っております。

次に7番目に移りますが、現在、提言されている問題点、どのようなことが提言されているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現在提言されている案件としましては、バス停の増設、駐車場の変更、南部ルートの朝・夜便の増便、時間の調整、主要バス停を結ぶ急行便の創設や乗り継ぎがしやすいダイヤ設定などがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） じゃあ次、8点目に移ります。

現状における費用対効果といいますか、きんちゃんバスには年間1億円近い金がかかっております。この費用対効果、どのように考えてみえるのか、また現在のこの運行の形態、これで市民の満足を得られていると思われているのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） このきんちゃんバスの運行につきましては、これまでさまざまな運行の効率化を図ってまいりました。

運行経費は、年度ごとの月運行経費を比較しますと、運行を開始した平成22年度では月約1,300万円、直近の平成25年度では月約800万円となっております。運行開始時の約60%まで経費を削減しております。

このように運行の効率化を図りながら、できるだけ多くの皆様に利用いただけるよう事業を行っておるところでございますが、満足度につきましてはまだまだ満足度が低い部分もございますので、そういったことにつきまして、同じ費用をかけながら、皆様に少しでも満足をいただける方向で引き続き検討していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、次に移ります。

9点目ですが、きょうこれ一番私が聞きたいことなんですけど、デマンドタクシー方式、これについて過去に検討されているのか。また、検討されていればその検討結果をお聞きしたいわけですが、その前にデマンドタクシーとはどんなものかということで、少し説明をさせていただきます。

デマンドタクシーというのは、自宅や指定の場所から目的地まで、お客様の希望時間帯、乗車場所等の要望 ―― いわゆるデマンドですね ―― にバス並みの安価な料金で応える市民限定の公共交通サービスのことであります。

全国自治体において、コミュニティバスによって路線バスの悪循環が解消されていない地域はめったにありません。全国の99.9%のコミュニティバスが赤字運行となっているのが現状であります。

このような背景のもと、利用者の利便性を高めると同時に、運行に係るコストを低くすることのできるオンデマンド交通が現在注目されておりまして、採用する自治体がふえております。そこで、採用している自治体を少し紹介させていただきます。

まず鳩山町、これは埼玉県の中部にありまして、皆さんが御存じなのは川越市ですね。その北に位置しまして、人口1万5,000人の町であります。この町の実態アンケート調査によりますと、バスを使わない理由は、最寄りの停留所までが遠い、乗りたいときにバスが来ない、行きたいところにバスが行かないでありました。目的地も、出発地も、乗車希望時間もばらばらであったわけです。そこで、このような条件を満たす路線定期運行は無理だとしまして、出発地も行き先も時刻表もない、予約に応じた柔軟な運行がいいと、こういうふうを考えましてフルデマンドの乗り合いタクシーを運行することにしました。乗客数は、平成21年度が3,581人、22年度が1万3,784人、23年度が1万7,372人と伸びているようであります。

ただ問題点は、コンピューターによる予約システムが必要でありまして、クラウド型のアクセス料金を支払う方式の予約システムを採用することによりましてコストは抑えられたものの、年間120万円ほどかかって、プロバイダーの料金も別途かかるということであります。

2番目に、茨城県の桜川市の例でございますが、桜川市は茨城県の中西部に位置しておりまして、人口が約4万6,000人、1万5,000世帯のまちであります。ほぼ本市と同じ規模のまちであります。

本市と同じように、当初は福祉バス、そしてコミュニティバスと運行してきましたが、利用者が少なく赤字が膨らみ、改善が見られないということからコミュニティバスを全面廃止して、全てデマンドタクシーによる運行に変更したようであります。平成20年4月から運行を初め、6年目を迎えており、順調に運行がされているとのことであります。

次に、岐阜県の関市の取り組みですが、関市の場合は、合併によりまして地域が広範囲になりました。市街地を循環するコミュニティバス、市街地から少し離れたところを運行するデマンドバス、そして遠方を運行するコミュニティバス、そして民間の岐阜バスと大きく分けて4つの運行システムとなっております。ことしの10月1日から、市内に近い場所を運行するルート、このルートは道幅が狭い道路を通るルートではありますが、ここをデマンドタクシーとして運行することとなって、実証実験運行が始まりました。

次に、お隣の飛島村の取り組みでございますが、飛島村はデマンドタクシーを利用しておりまして、事前にタクシー会社へ予約の電話をして、一般のタクシー車両を活用して、村内にあるコミュニティバスの停留所ですね。そこから海南病院までの間を1人1回500円で運行するというものであります。乗り合い制のために、同じ時刻に多数の予約がある場合は、タクシー5台まででは対応できるというふうになっているそうであります。海南病院という目的地を決めて運行しているわけでありまして、このように各自治体におきましては、それぞれの地域において実情に合ったいろいろな交通運行システムを採用し、市民の足の確保に努めております。

本市におきましては、駅、病院、市役所、大型商業施設に囲まれ、不便さを感じたことのない市民の方と、これらの地域から数キロも離れたところで生活している市民も同じ行政サービスを受けなければなりません。そのためには、これらの地区の交通アクセスをより快適なものにする必要があります。そのためにはよりベターな、利便性のある交通システムを考えることが大事であります。

例えば、南部ルートについていえば、距離が長いので、目的地までの時間を短縮するため停留所を3カ所ぐらいにして、一直線に目的地まで行くきんちゃんバスを運行すること。そして、その停留所へ行くまでの手段としてデマンドタクシーを利用する方法とか、地域性に合わせたいろいろな組み合わせが考えられますので、ぜひ一度このシステムを検討してはと思います。

車の予約システムについては、現在、東京大学が開発いたしましたオンデマンド交通システムがあります。これはコンピニクルセンターサーバを利用するため、自治体がサーバを持たずに運行するシステムであり、初期のコストを大幅に削減でき、ランニングコストも大幅に削減できます。また、自治体によってはこれら運行の全てを商工会で行っている自治体もありますので、この運営面のことも含め一度検討されてはどうかと思います。この点について考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） デマンド方式につきましては、議員から御説明がありましたように予約制のバス、タクシーの運行でございます。

デマンド運行の車両を利用するためには、乗車するために事前の予約が必要となります。予約を忘れて、急に利用したいという場合には御利用いただけません。また、予約のない場合は運行いたしません。運転手や車両の確保が必要となるため、現在の運行経費と比べても運行費の削減とはならないと思われまして。

このデマンド方式の運行につきましては、地域公共交通活性化協議会の中で平成24年度から平成25年度にかけて検討をしております。まず運行方法に関するアンケート調査を行い、

事務局が先進自治体を訪れて、現状や問題点、課題をお聞きし、さらに弥富市を営業エリアとするタクシー事業者に幾つかのケースでの事業見積もりを提出してもらい検討いたしました。

検討結果としては、乗車人員のばらつきがあるもののバス利用も定着してきていると思われ、若干ではありますが乗車人員は増加傾向にありますので、アンケート調査などの結果を踏まえ、さらなる運行経費の効率化を図りまして、きんちゃんバスの広報、周知等の利用促進を積極的に進め、現在の運行を継続することとしております。

また、将来的には、バス車両の更新時において、中・長期的な視点での新たな運行方法や適切な車両の大きさ等を検討していくこととしております。

議員御提案のデマンド方式も含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 以上ですが、きんちゃんバスに関しまして、さまざまな角度から質問をしまして、答弁もいただきました。

最後に、きょうの質問のまとめとして、私の考えを述べさせていただきます。

きんちゃんバスになって、平成23年、24年、25年と毎年ダイヤ改正、その他いろいろな改善を行ってきた結果、東部ルートにおいては利用者数が23年度に比べ24%増加しておりますが、北部ルートでは3.4%、南部ルートでは1.5%の増加しかありません。

平成25年度において利用者数は、北部ルート2万2,066人、東部ルート9,545人、南部ルート3万8,246人となっており、利用者数は東部と北部ルートの合計3万1,611人より南部ルートは7,000人ほど多くなっておりますが、2回のダイヤ改正、その他いろいろな改善策をしても利用者数の増加にはなっておりません。

南部ルートの改善策としては、朝便を増便し、朝の時間帯に限り停車するバス停を極力少なくし、駅まで一直線に行くこと。そのためには1ルートの運行時間と利用客数を考えれば、南部ルートのバスを例えば3台として、北部・東部ルートを一つのルートとして2台で運行し、その1台減らした穴埋めとして、デマンドタクシーを導入することによって減便のフォローをすること、また現行の運行スタイルを変えないということであれば、3ルートともデマンドタクシーを導入して現行運行における不便さを解消すること。また、南部ルートについては、デマンドタクシーを取り入れ、利用される市民をバス停に運ぶ方法も考える必要があります。

以上が私の考えですが、本来は、先ほど述べましたように、地域の公共交通に関する検討委員会を立ち上げ、活性化協議会のメンバーの中に入り、その中でさまざまな対策を考えるのがベストだと思います。市民と行政が一体となって取り組んでいく問題であると思います。

以上、私の考えを述べましたが、総論として市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にこのコミュニティバス、きんちゃんバスにつきましてのさまざまな御質疑をいただきまして、また私どもといたしましても答弁をさせていただいたわけでございますけれども、今この質疑の中にありましたように、きんちゃんバスは平成22年の6月から開始をいたしまして、約4年半経過するわけでございます。

その間、さまざまな市民の皆様様の御意見、そしてより利便性の高いきんちゃんバス、いわゆる地域公共バスという形の中での意見を集約させていただいております。それは地域公共交通活性化協議会というところで協議するわけでございますが、コミュニティバスを継続するためにはこの協議会を外すわけにはまいりません。いろんな課題につきましては、全てこの中で議論をする、協議をするということになっておりますので、これが年4回ほど議論をしておるところでございます。これからも、少しでも利便性の高い、利用し勝手のよいコミュニティバスに向けて、この協議会を通じて話し合いさせていただきたいと思っております。

しかしながら、運行当初につきましては大変な経費がかかるということで、実はこれにつきまして当初は1億以上の負担があったわけでございますけれども、国土交通省、国の負担がいわゆる2分の1の負担という形の中で、多くの自治体が手を挙げられたんですよ。だから、平成23年には4,900万円の補助金が出たんです。約半分、2分の1の補助金が出たんですけれども、今平成25年、26年におきましては約1,000万という形で5分の1に削減されてしまった。これが非常に改善についても大きな支障になっていることは、議員の皆様にも御理解をいただきたいところかなあと思っております。

こういった形の中で減額になっておるものですから、今、地方の創生だとかいろんなことを国は言いますけれども、先日も国土交通省の中部運輸局の企画調整官にお話をさせていただきました。平成27年度、このコミュニティバス、いわゆる地域公共交通の活性化としてのバスに対して、概算要求の予算はどれくらいお持ちなんですかと。当初は、スタートするときには450億ぐらいの予算が全体で組まれたわけなんです。

そういう状況の中で、回答としては、まだ今回いろんなことを審議するために時間があればいいわけですが、解散、総選挙という形になってしまいました。しかし、言われたことは、やはり地方の創生という状況の中でこれを増額していきたいという形で国土交通省は要求をしていくということでございました。

ちらっと数字を言われたのは、360億ぐらいを要請していきたい。当初の80%ぐらいまでは要求していきたいということでございます。そういう状況になった場合、このバスについての運用形態もまた変わってくるだろうと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、私どもとしても財政大変厳しい状況でございますので、どうか国の補助金という形の一層お願いしていきたいと思っておりますのでございます。

現在、このバスを利用していただく方は、65歳以上が約7割から8割でございます。全体の乗降客の7割、8割が65歳以上の方に御利用していただいております。そして、現在は75歳以上の方に対しては無料ということで私どもは示させていただいておりますが、これも次の運営協議会のほうに、陸運局のほうに提案していただきたいということで、この年齢を10歳下げる、いわゆる65歳から利用していただけるようにこれは一遍諮っていかなくやいかん。やはりバスに乗っておって、利用されておるたくさんの方が乗車されている、乗ってみえるということが私は一番の姿だろうと思っておりますので、この年齢の問題についても下げていきたいと思っております。

また、デマンド方式につきましては、今まで三宮議員だとかいろんな方から御意見をいただいております、いろいろと先進市町、私どもはその行政にお尋ねをして御意見を伺いながら進めてまいりました。先ほどの答弁のとおりでございます。

今回、平野議員はデマンドタクシーという新しい構想をお持ちだということでございます。これにつきましては、福寿会の委員さんがお見えでございますけれども、この方式について御提案がありました。いわゆる主要な停留所を決めて、もっとスピード感を持って目的地へ行けるような形で考えたらどうだということで、そこまでに対してはデマンドタクシーを使っていくというような発想でございます。

これについては、大きくこの協議会の中での一つの考え方として変化させていかなくやならないということもございますので、私どもとしては、来春この協議会が開催されますので、それまでにしっかりと一度所管のほうで議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。そんな形の中で、デマンドタクシーということについては検討課題という形にさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今さまざまな改善を踏まえ、利便性の高いコミュニティバスという形の中で、先ほど数字の報告もあつたとおりでございます。少しずつ利用客はふえておりますので、またそれに対してはいろんな利用客をふやすための無料チケットであるとか、さまざまな施策もさせていただいております。

どうかこういった形の中で、市民の皆様の足として、これから私どもとしてもしっかりと確保していきたい、あるいは交通の便の空白地がないようにしていかなきゃならんと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。きょうは貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長のほうから、総論としてお答えをいただきました。ぜひそのよう

をお願いをいたしたいと思います。

弥富市のきんちゃんバスの運行に当たりましては、北部、南部、東部といろいろな地域性がありまして、全ての市民の皆様にご満足していただけるよう行政側も大変努力されていることは私も十分承知しております。ホームページ等に記載されておりますきんちゃんバスについてのガイドも、他市に比べ非常にすぐれていると思います。そして、関係職員の皆様にご感謝いたしておるのですが、残念ながら、なかなか結果としてあらわれていないのも現実であります。今後も、行政任せにするのではなく、市民も一緒になって考える、そんなきんちゃんバスの運行にしていかななくてはならないと思います。

先ほども申しましたが、市民への行政サービスは平等でなければなりません。遠方に住む市民の足には、より便利さを確保しなければなりません。現在、約1億円の予算できんちゃんバスを運行しているわけではありますが、利用者数が少なく市民の方からも不評を買っているのであれば、運行システムを変更し、市民の皆様にご利便性があり、喜んでいただけるような交通システムを構築しなければなりません。

何が一番大事か、それは市民へのサービス向上、満足度の向上であると思います。そのためには、経費をかけずに市民へのサービスを行うのがベストですが、たとえ予算が現状よりアップしても、市民への満足度がアップすれば、それで私はいいと思います。費用対効果ばかりを考慮して行うものではないと先ほども答弁をされておりますので、ぜひそのようなよう努力されることを強く求めまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず本日質問のありました大原功議員の質問に対しまして、答弁漏れがありましたので、答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝君） 失礼いたします。

午前中の大原議員の質問の、税の滞納につきまして、私は普通税と捉えまして市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税の5年間の合計金額ということで2億6,976万2,297円と答弁させていただきましたが、その中には、普通税でございますので国民健康保険税は含まれておりません。国民健康保険税につきましては、5年間の合計で滞納金額3億1,005万8,850円でございます。失礼いたしました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次の質問者の三宮十五郎議員のほうから配付資料の依頼があり、これを認め、皆さん各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

私は、防災と暮らしの応援を中心に、市の事業財政計画の抜本の見直しをというテーマでお尋ねしたいと思います。

質問に先立ちまして、防災対策については、この議会でも平野議員を初めさまざまな議員の皆さんが繰り返し質問をされて、現在、市が進めている計画についてはそれなりの前進もあることがさきの9月議会でも報告をされておりますが、私は長くこのまちの議員として行政に携わってきた者として、9月のときにも市側からも平野議員の答弁の中でありますように、県の避難シミュレーションを見た上で検討していくというのが今の弥富市の大災害に対する基本的な対応であって、まだそれがどういうレベルのものかということについては、残念ですが、行政当局と議会の間でも、市民の皆さんとの間でも、想定外ということを行わなくてもいいと、東北大震災の後で、想定というか、今考えられる最大の被害想定をして対応していくということからいいますと、私たちの現在の理解というのは非常にまだ不十分ではないか。その辺で、本当にここのゼロメートル対策というものに対して弥富市はどういうふうに対応していくかということについて、少し立ち入ってまずお尋ねしたいと思います。

市長にお尋ねいたしますが、伊勢湾台風から、1メートルないし1メートル50センチがほぼ全域で地盤沈下が進んでいるということや、さらに、さきの東北大震災では仙台駅で相当強烈な揺れが3分間も続いたというような、海溝型の大地震が連続して発生したという状況を考えますと、特に、議会も石巻市へ視察をしたんですが、弥富と似たような旧北上川河口で、さらにその地震だけで約1メートルの沈下が進んでいるということですよ。

伊勢湾台風で、さきの平野議員の質問に対して358名亡くなったということが質問の中で明らかにされておりますが、この多くは破堤による急流に飲み込まれて命を失ったということが亡くなった人のほとんどなんですが、今回のシミュレーションにつきましては、河川の破堤が想定されるということでありまして、しかも伊勢湾台風に比べて1メートルから1メートル50も地盤沈下がしている中で破堤をするということは、どんなに深刻な事態かということについて、やはりきちんと私たちが見ていく必要があると思いますが、例えば弥生学区の中心的な避難施設の一つであります総合福祉センターにつきましては、入り口に「ここが海拔ゼロメートル」という表示がされております。大潮の満潮時は、それからさらに1メートル20センチほど水が入りますし、木曾川の破堤なんていうのもっと高いところから水が来るわけですが、前の道路に立ってみますと、ここがゼロメートルですということところは私の胸ぐらいありますよね。大潮の満潮時は、さらにそこから1メートル20センチというこ

とですから、1階はもう完全に水没してしまうというのが考えられますので、そういうゼロメートル災害のときには、基本的に避難所として使えないということになります。

弥富市も阪神大震災以来、いろんな対策を立ててきましたし、現在も相当皆さんが尽力されてきて、緊急避難についてはかなりの割合で達成をしていると報告されておりますが、ところがその中で市側も述べておりましたように、当然、破堤したりすれば避難は長期になりますから、しかもほぼ全域がそういう状況ということを考えたら、これに対する救援までの間の相当時間がかかるということを考えますと、1平方メートル当たりで1人というようなことでは、実際には、1晩か2晩ぐらいならまだ何とかなるにしましても、救援されるまで対応するというのは非常に難しいわけでありますので、そういう点で、今市側としましては、県のシミュレーションを待ってというんですが、いつごろになるとこのシミュレーションが公表されるか。あるいは市や議会も含めて、本当にそのシミュレーションがどういう内容のものだということ具体的に検討する機会はいつごろになるか、まずお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

ことしの5月30日に、愛知県防災局から南海トラフ巨大地震のいわゆるそれぞれの自治体における避難予測という形の中での発表がございました。私ども弥富市としては、従来考えておった思いとはるかに被害については深刻なものであるという状況の中でお話があったわけでございます。

また同時に、愛知県議会の中において、大村知事のほうから弥富市を一つのモデルとして避難シミュレーションを策定していくということをお願いいたしました。大変ありがたいことだなあとおっしゃるわけでございますが、このシミュレーションにつきましては、今年度の中で策定していくというお話を伺っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 当然、相当私たちが想定していたものよりも大きな被害でありますし、その避難につきましても困難を伴う、それからその地震につきましては、残念ですが予測できない状況で発生するというのが現在の地震に対する国の、あるいは国際的にもそうですね、地震がまだきちんと予知できるなんていうのはないわけでありますから。

ただ、もう1つ、最近非常に私どももそうです、皆さんも心配していると思いますが、地震だけではなくて、異常気象によります巨大台風や高潮、ないしは、先日来も今まであんな大雪が降らんかったようなところで災害が起きて、多くの人たちが孤立しているということが言われておりますが、少なくとも降雨だとか、それから高潮だとかという異常気象にとっては津波と同じか、場合によってはそれを超えるような心配があります。

ここは特に台風につきましてはある程度予測ができて、フィリピンなんかは今回はそんな

に大きい被害にはならなかったと思いますが、何十万という人たちが避難をしたということが報道されておりますが、そういうことからいいますと、要するに台風、高潮を初めとするゼロメートル災害については、やっぱり一定の条件で避難をしていくということを当然考えなきゃいかんわけです。

そこで、この間の市長たちも参加された桑名でやられた検討会議でも、広域避難でということもいろいろ意見も出されているようでございますが、そうかといって、ほとんどまちごと避難をするとか、そんなことがそう簡単にできるわけではなくて、やっぱりある程度弥富市が自力で、一時的に避難する場所を設けていくということについては、当然全体の避難シミュレーションなんかも出ながらの中で検討していくことであると思いますが、今のレベルではない避難場所を確保するということについて、必要だという認識は市長はお持ちでしょうか。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

3・11東日本大震災から3年9カ月が経過しようとしているわけでございます。そうした状況の中において、私どもといたしましては、この間さまざまなかを一つの施策の中で防災、あるいは減災という形の中で実行してきたわけでございますけれども、つい先月、そして10月という状況の中で、皆様方も御承知のように、宮城県の七ヶ浜の渡邊町長が弥富市に訪ねていただきました。そしてまた11月には名取市、これは仙台空港の近くでございますけれども、名取市の佐々木市長が訪ねていただきました。

そして、特に佐々木市長におかれましては、少し時間があるから弥富市を見たいという形の中で、このゼロメートル地帯に対する意識をさらに持っていただいたようなところでございます。我々もまた本格的なゼロメートル地帯に対する防災、減災をまた新たにしていかなきゃならないということをおっしゃってみえたわけでございますけれども、大変な大きな被害があったわけでございます。これは私たち弥富市とまさに共通する課題だなあという形の中で、いろんな災害時のお話を聞くことができ、大変勉強になったわけでございます。

そうした形の中において、今三宮議員がおっしゃるように、一時避難的な場所ということにつきましては、1平方メートルではもちろん足りないわけでございます。こうした状況の中においては、やはりもっともっと市民の皆様が安心して避難できるような場所をしっかりと確保していかなきゃならないとは強く思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、今までは一時的な避難という形の中で優先課題を持ってこの防災計画、特に減災計画を進めてまいりましたけれども、これからはやはり防災という形の中で、それをどのように食いとめていくか、またどのように立ち向かっていくかということにつきましては、これからしっかりとやっていかなきゃならないと思っております。

来年の4月から組織対応もしていきたいと思っておるところでございます。今現在、総務部の防災安全課というところがあるわけでございますけれども、この防災安全課を危機管理課という形の中で、私どもといたしましては、市民の安心・安全のためにもう少し職員が危機感を持たなきゃだめだという形の中で、危機管理課という名称に変更してこの防災、減災にしっかりと取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 阪神大震災のときもかなりショックだったんですが、東北大震災のような津波などについては幸いそうではなかったために、弥富市もその後いろんな防災対策をやってはきましたが、例えば弥富中学校の建設だとか、日の出小学校の建設のときに、私たちがゼロメートル災害に対するもう少し厳しい目を持っておれば、当然屋上も避難所として利用できるようなものにつくっていくことが求められたと思うんですが、そういう意味でいいますと、今市長もおっしゃられましたように、残念ですがやっぱりまだ私たちも含めてうちの役所の対応が、そういうところに住んでいると、いざというときには本当に命にかかわる。

しかも伊勢湾台風とは比べ物にならない大災害が想定されるということを考えたら、なるべく公共施設についてはそういうものとしてつくっていくということとあわせて、今市長もおっしゃられましたように、もっともっと高いレベルでの対応が必要だということで、そのためには今後まだどっちにしても県の今の避難シミュレーションを私どももしっかり勉強させていただきながら、どういう対応を弥富は考えなきゃいかんかというのはその全体像が明らかになる中でしていきたいと思いますが、そういう立場でやはり今後の弥富市政の中でこの防災問題というのは、本当に市民の命を守るという上で相当高い位置にあるものであり、そして必要な費用もかけなきゃならんということについては、今の市長の御答弁を通じまして、そういう思いを持っておられるということを知りまして、ぜひその方向で一層強めていただきたいということを求めて、次の質問に移らせていただきます。

12月4日の中日新聞の報道にも見られますように、アベノミクスでよくなったというのは大体1割ぐらい、そして悪くなったと答えているのは3割ぐらいですが、ただその3割といましても、要するに年金暮らしのお年寄りだとか非正規の厳しい条件で働いている人たちを含めて全体で3割が悪くなったという回答であります。実際には、そういう年金暮らしだったり非正規だったりという条件の悪い人たちの悪くなったというその感覚、答えは、平均の3割ではなくて、相当高い割合になってきておまして、今のアベノミクスの失敗のもとで暮らしがもう大変な事態に陥っていることだとか、さらに当初、消費税を10%にして対応するなんていうようなことでいろんな社会保障に対する支援なども言われておりましたが、実際には10%に上げるどころか、さきの8%の引き上げによって日本の経済も暮らしの土台

も大きく困難に直面をしてきている。

しかも、もともと10%を取ったとしても年金についてはもう確実に下げていくとか、あるいは前にも議論をさせていただきましたが、介護給付につきましては費用ベースでいいますと要支援1、2の人たちについては、現在の半分程度の費用しか想定していないと。しかもその事業は市町村に回していくというようなことが大きく進んでいる。

しかも後期高齢者医療保険につきましては、これは今現在のところは、かつて扶養家族であった人、それから非常に所得の低い人たちに対しては大幅な軽減税率が適用されておりますが、これをなくして5倍だとか、それを超えるような値上げをしていくということで、収入のない人にも負担はさせるという仕組みがどんどん進んでおります。

そうしますと、市長は介護を後退させないというふうにおっしゃられたり、やはり暮らしの応援には力を入れていくという立場でありますから、そういう状況、しかも加えて本当に私も今回、皆さんのお手元に資料も配付させていただいておりますが、ちょっと資料について簡単にどういうものかということの説明させていただきますと、1つはそのとじたものですね。

これは前回も手書きの部分も含めて配らせていただきましたが、きちんとパソコンで打っていただいてつくらせていただいたものに直し、多少数字を改めたところもありますので、以前の資料を持っておられる方はぜひこの新しい資料に変えて使っていただきたいと思いますが、一番広げていただいた上の最初のところは、1人当たりの市税収入の尾張18市と高浜市の平成17年と23年、24年、25年とその比較のもの、それからその隣が1人当たりの資産課税収入で、やはりこれも尾張18市と高浜市を入れてありますが、ここにつきましては都市計画税を取っていない弥富市とあま市と愛西市は当然それはなしであります。ほかは都市計画税を含む資産課税の1人当たりの額であります。

それから、2枚目は弥富市の昭和59年から平成25年度までの主要な税金です。固定資産税、個人住民税、法人税、3税の1人当たりの額を入れてありますが、その後に都市データパック総合評価の、東洋経済新報の住みよさランキングというもので、2008年版と2014年版を使った比較を入れてあります。

ここでちょっとごらんいただきたいのは、実は平成18年の決算と24年の決算の財政力指数などは対応したものでございますが、これで愛知県38ある市のうちで、平成18年から24年の決算で、財政力指数は0.1ポイント弥富市は改善をして、上から6番目ですが、改善をしております。それから名古屋市が中ほどにありますが、名古屋市は財政力指数は変わっていないはずですね、0.99。そのほかの市ですね、大幅に後退をしている。

だから、現在の経済状況のもとで、あるいはその後、弥富でいうと下水道の整備だとかいろいろなものが行われたりしてきて、税収は大幅に伸びましたが、借金も大幅にふえてきたり、

そういう対応で、あるいはこの間、弥富中学校の建設だとか日の出小学校の新築だとかといういろんな事業をやってきて基準財政需要額がふえたことなどもございまして、税収が伸びている割には財政力指数は改善されていない。

しかも元気な愛知、東海と言われる中で、全部ほとんど後退している。しかも半端な後退じゃないという中で、私たちが市民と向き合いながら今の市民の暮らしを守るということを考えていかなきゃいかんということを考えたときに、本当に少々の努力では対応できないような事態を迎えておまして、本格的に市民の暮らしを守っていく上で市の行財政計画を見直していくことが強く求められていると思いますが、こういう時代背景と実際に愛知県下の各市がこういう状況になっている中で、まだ弥富は恵まれていて幾らかでも改善しているという状況ですが、しかし、それにしたって今後の行財政課題を考えたら、相当腹をくくった対応が求められていると思いますが、その辺の市長の御認識をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今、三宮議員がおっしゃるように、弥富市の最近のさまざまな税収における推移ということにつきましては、大きく好転をしているということが言えるかなあと思っております。これは市民の皆様の大変な御努力と、あるいはまた西部臨海工業地帯から大きくその固定資産税を私どもとしてはお願いすることができてきている。あるいはまた平島中区画整理事業における新しい住宅、あるいは土地という状態の中において、固定資産税の伸びが大きくさせていただいておる。平成25年度の決算におきましては、議員各位にも御報告したとおりでございます。過去の税収を大きく総額において更新することができた、これも事実でございます。

しかしながら、一方では合併における普通交付税のいわゆる減額というのも平成28年以降始まってくるわけでございます。そうした形の中において、財政の健全化ということがより一層求められてくるわけでございます。そうした形の中で、まちづくりの中においてはさまざまなバランスを考えながら、税収との兼ね合いの中でやっていかなきゃならないと思っております。

また、都市データバンクの総合評価につきましても、25年度、39位と。今現在813の市及び区があるわけでございますけれども、そういうような状況でございますけれども、これは一つの物差しというのがそれぞれございまして、我々はその物差しをしっかりと見ていかなきゃならないと思っております。

1つは、安心・安全のまちであるということに対しては、医療・介護、そういったような形がしっかりと充実しているということが一つの大きな評価としていただいております。

ざいます。

また環境問題につきましても、これからはまだまだ整備をしていく段階でありますけれども、いわゆる公共下水道事業、農業集落排水事業が着々と進められているということ。あるいは、いわゆる持ち家制度が非常に大きく伸びておるといふ形の中での住みやすさということが言われております。

また、名古屋市近郊という状況の中で、交通の便もいいというような物差しがあること、そしてまた財政力指数ということにつきましては、一定の財政力指数が確保されているというような状況での総合ランキングでございます。このランキングは今39位という形があるわけですが、決して我々は財政の健全化を抜きにしてこのまちづくりをするわけにはまいりません。

そうした形の中で、税収とのバランスの中でよく見ながらまちづくりをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 実は今、市長は環境問題で下水道や集落排水事業の整備ということに触れられましたが、実際にこの間、私が一番心配していることの一つは、実はこの下水道事業の将来負担ですね。

例えば、農業集落排水事業の7事業では、実際に当初は計画人口1人当たり約90万程度と言われておりましたが、実人口でその地域のかかった費用を計算してみますと、1人146万7,000円と、7地区のですね。供用開始時の実人口が7,828人だそうなので、総事業費を割ると1人当たり146万7,000円、借入金の総額が32万2,000円というふうになります。そして実際に、今もう新規のところを除いては、平均しても90%以上接続しておりますが、ところが実際には維持管理費も賄えない状態、ましてや借入金の利息だとかというものや、借入金の返済に至りましては全部市が肩がわりをしているという状態であります。

さらに、流域下水道と関連公共事業で、これも計画人口は将来を見越してであります、人口減少に向かっているときでございますので、やっぱり今の実人口で見ていく必要があると思っておりますが、そうしますと1人当たり、両方の事業を合わせて120万を超え、弥富市の責任で借り入れる費用が1人当たり45万7,000円という額になります。

これが海部南部水道の伊勢湾台風以降に事業を開始して、25年度末までの1人当たりの要するに投資された総費用が31万4,000円、起債の発行総額が8万9,000円ということから比べますと、もう何倍というレベルですよ。

市の計画自身を見ましても、実際に将来の建設費の積み立てなんかを考えられる時期というのは、事業着手から四十数年たった後しか考えられないということでありまして、先日も新聞でも報道されておりましたが、供用開始から50年以上たって更新の時期が過ぎているに

もかかわらず更新できない下水道管がいっぱいあると。しかも、この事業の特徴からいいまして、要するに借入金が大幅に使えるということもありまして、平成15年から事業開始をして25年度末には流域下水道で借入れをした費用は43億円に上りますが、実際に返した費用は1億4,000万円と、ほとんど利息だけ返して今日に至って、今後さらにこの返済額がふえていく。

ところが、現在の25年度の収入は、全ての料金手数料収入で7,530万円余り、支払利息だけで7,636万円、そして県への負担でこの維持管理費負担ですね、5,080万円余りということで、これも事業が進めば進むほど多額の将来負担が発生します。

加えて、国はもう10年ぐらいでこの事業ということを言われておりまして、さきに私の質問でも、市側からそういう検討が求められているというような内容の御答弁もあったと思いますが、しかしこんな形で実際に市が大変だから住民に負担せよといって負担させるわけにもいかないし、そうかといって今のような事情のもとで、こういう格好で事業展開をしていくということがされたら、私は弥富の財政は成り立たなくなる。多くの全国の市町の財政困窮の大きい要因にもなっておりますので、いずれにしても、国との関係でも見直しがありますが、こういう中で合併浄化槽も非常に性能がよくなりまして、今メーカー希望価格でも1個当たり5人槽で50万ですが、市場価格はかなり割り込んでいますよね。そういう費用対効果の高いものも十分使いながら、市の財政の弾力性を維持していくという方向はぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 弥富市公共下水道事業、平成23年3月31日に第1期の供用開始を始めまして3年半ぐらいが経過してくるわけでございます。この間、市街化区域を中心として公共下水道事業を整備し、供用開始をさせていただきました。

我々としては、この事業を次の時代の環境整備をする、あるいは水質汚濁、汚染のないようにしていくという中でしっかりと前へ進めていきたいという形の中で、これは大変多額の財源が必要となりますので、毎年毎年日光川流域下水道事業という一環の中で国のほうに財源の要望をさせていただいておるところでございます。

ことしの秋も関係市町村あわせて陳情に行っているわけでございますけれども、国土交通省は向こう10年間で一定のいわゆる整備をしていきなさいという形で考え方を新たに出されております。この考え方につきましては、互いに知恵を出して、どのような形で公共下水道事業が施行できるかということについて考えていくということでございます。

でも、私どもといたしましては、議員御承知のように、最初の供用開始あるいは準備期間というのがまだ最近のことでございますので、この事業については20年、25年の事業という形の中で理解をしながら、供用範囲を拡大してきているところでございます。しかし、国の

考え方は向こう10年でどのぐらいの整備ができるんだという形であるわけでございます。

そういうような状況の中で指示が来ておるものですから、私どもとしては平成27年に向こう10年間のいわゆるこの計画に対するアクションプランをつくっていかうということを今考えておるところでございます。

今、大体平成27年から37年までを10年間という形でさせていただきますと、全体の計画の59%から60%が達成できるというようなことを試算としております。いわばイオンタウン、あるいは弥生学区の北部というような状況での7号幹線、そして市街化区域である佐古木地区への波及ということで9号幹線、このところにつきましては何とかこの10年間で整備をしていきたいということで、この公共下水道事業の進捗を図っていくつもりでございます。

先ほども言いましたように、国からの補助事業という形で2分の1をいただいております。大変大きな財源でございますので、そのようなことが消えていってしまうということのないように、これからも要望をし続けていかなきゃならないというふうに思っております。

来年作成いたします10年間のアクションプランということにつきましては、また議員各位にお示しをさせていただいて、しっかりと公共下水道事業を精査していきたいということでございます。結論から申し上げるわけにはいきませんが、10年のアクションプランという状況の中で作成できた場合に、これはもう一度財政との兼ね合いの中でしっかりと考えていかなきゃならないということも出てくるかもしれません。そういったことも含めて、このアクションプラン作成後、議員各位に御報告申し上げていきたいと思っております。

しかしながら、私といたしましてはこのまちづくりの中で、次の時代に向かう子供たちの環境ということに対して、しっかりと残していかなきゃならない、環境整備をしていかなきゃならないというのは、この公共下水道事業の役割は非常に大きいと思っておりますので、それもあわせてアクションプランの中に折り込んでいきたいということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 河川がきれいになる、きれいにするということは私もいいことで賛成なんですけど、問題は、要するにその費用が住民と行政が負担できるかどうかという問題なんですよね。

今のような額で進んだ場合には、到底、全国的にもほとんどそうですが、事業の借金を返す前に耐用年数が来てしまうというような状態になってきております。しかも実際に投資した費用は、当然、更新するときにはまたそういう格好でかかっていきますので、人口減少に向かう中で、やはりこの計画については財政との関係についても十分注視をしていただく。

もう既に東北等の各地では、県レベルで合併浄化槽に向かって大規模な転換がされておりますし、以前、私どもも瀬戸内海のほとんど雨が降らないところで香川県のある町でしたが、

今合併して別の市になっておりますが、そこで雨が降りませんから、ほとんど側溝を通じて浄化槽の排水を流しておりますが、この浄化槽の排水だけで蛍の宿主になりますカワニナがすんでいる、そういうレベルの合併浄化槽の汚水環境改善の力があるからこそ、国も合併浄化槽そのものには補助金を出しておりますし、さらに今日では合併浄化槽なしには建築は認められないというレベルになっておりまして、かなり合併浄化槽も市内でも進んでおります。国の、一方で合併浄化槽で補助金を出しながら、それを壊してまた下水道につなげていくということになりますと、ますます財政的に困窮して二重投資、三重投資になりますので、この問題については本当に合併浄化槽が果たす環境改善の役割等につきましてもいま一度しっかり見ていただきながら、今市長もちょっと財政の問題も考えなきゃいかん場合もあるかもと言われましたが、財政の問題とにらみ合わせた市民と行政の負担にならない方向についても十分一度御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどもお話をさせていただきましたように、公共下水道事業における向こう10年間の基本的なアクションプランを来年度策定させていただきたいと思っております。

合併浄化槽における費用負担というのが非常に大きいことは、もう重々私どもとしても承知をしているわけでございます。そうした形の中で、しっかりと精査をしていかなきゃならないという形でございます。

しかし、じゃあ合併浄化槽でいいかということになりますと、これはまた別の議論があるなとも思っております。本当に水環境をよくしていくためには、やはり私は合併浄化槽よりも公共下水道事業という形の中で施工していくのが、本当に水質を確保する上において正しい方法であろうと思っております。

しかし、これが財源との兼ね合いでということになりますと、いろんな考え方もあるということだけは承知しておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） いろいろ議論があるところでございますが、やはり全国的にも非常に下水道問題につきましてはどこの市町も、あるいは既に人口が減少しておるところでは相当大きい負担になっておりますので、そういうことにつきましても考慮いただきながら、今後の計画を進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

実は、今お手元に私の手書きで弥富市標準財政規模と当初予算、決算額の比較で、21年度から25年度までの標準財政規模と当初予算と決算額、そしてその割合の比較を載せてあります。

標準財政規模というのは、私が説明するまでもなく税収や国から定められております各種

交付金、そして普通交付税、さらに今は交付税のかわりとして使われております臨時財政対策債、あるいは税金が財政計画の想定よりも落ち込んだような場合には減収補填債ですか、こういう形でカバーする地方財政計画に基づいて、要するに国の学校建設のような補助事業だとか、保育所のような親から負担金をいただいてやるような事業とは別に、一番土台になる、さっき申し上げました収入について、その市町村がどの程度の力があり、それに対して交付税でどれだけ補填をするか。交付税で賄えないものについては、臨時財政対策債であわせて補填するという一番基本的な収入になるわけですが、これとの関係で弥富市の実際の状態を見てみますと、トータルで考えますと、5年間の当初予算473億9,900万に対して、標準財政規模の97.6%で当初予算を組まれております。

標準財政規模の2.4%、年平均では2億3,400万円の差額があります。それから、当初予算と決算額でいいますと、当初予算が473億9,900万円ですが、決算額は489億円ということで3.2%、年平均額で3億円上回っております。そして、標準財政規模と決算額につきましては100.7%で、年平均で65.8、800万円ほど多いのではないかと私の計算ではなっておりますが、これは多分弥富市の税金の収納率などが国が示しているレベルよりも幾らか高いことからこういうふうになっておりまして、だから標準財政規模との関係で、1つはこういう乖離があるというような現在の予算編成のあり方について、これは改善の余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 標準財政規模と当初予算の乖離ということにおきまして、今議員がおっしゃられましたように、標準財政規模を出す上における収納率、それと実態の収納率という関係もございますので、これも完全にそろうような形というのは、収納率の関係もございますのでなかなか困難な部分があります。

しかしながら、少しでもそういったものに近づくような形では毎年繰り返し精査をしておりますので、今後も引き続き精査して乖離が少ないよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が前から予算と決算には差があり過ぎるということを申し上げたのは、要するに、その年度に新たに入る実際の収入をきちんと当初でつかむか、それとも事業はいっぱいあって、それは大体こんな程度で、あとは繰入金だとかそういうもので賄って、弥富は何とか預貯金を取り崩しでずうっとやっておりますというようなことが予算編成のたびに新聞で発表されるような状態は、市民や議会に財政の実態を反映させないから直してほしいということで申し上げてきたんですが、いろいろな努力をされていることは確かですが、その下のほうに弥富市の財政計画と当初予算と決算額の、これは平成25年度分ですね。

24年の12月に示された25年度からの財政計画の25年度分に対して、当初予算と決算がどうだったかということを取りまとめましたものでございますが、繰入金と繰越金と市債を除いた要するに正味の収入で見ますと、財政計画と右端に書いてありますが、財政計画と決算の関係でいいますと、歳入増が今3つの項目を除いて5.3%ふえて6億2,500万円の歳入増になっております。

さっき基本的な部分の標準財政規模で3%ほどですが、ここでは全体で5%ほどになっておりますし、それからその下に当初予算との対応でいいますと5.4%で6億3,600万円、そして財政計画との関係でいいますと繰入金や起債の減少額が9億200万円、それから予算と決算でいいますと繰入金と起債の減少額が6億6,900万円で、実際に、起債については今臨時財政対策債だとか、いろんな事業をやっている関係で発生しますので、それ以外の繰入金などはそんなに使わなくてもよくて、ほとんどその年度の新たな収入でおさまっているというのはこの結果であります。

そして、その下に書いてありますが、歳出のほうの財政計画との比較では5.8%少なく、8億1,200万円実際に財政計画で経常されたものよりも少なくなっている。それから当初予算との関係で見ましても2.6%、3億5,700万円ほど少なくなっております、したがって標準財政規模のほうの対応もそうですし、そのほかのいろんな事業もそうですが、歳入についてはなるべく少な目に、歳出については多目に組んで五、六%の差が発生する。

だから、さっきのほうで年平均、予算と決算で3億円ほど違っていますよというんですが、こっちに来ると繰入金なんかを入れると相当大きい違いが発生しておりますので、ここはやっぱり今の財源不足だとかいろんなことを市側で言われておりますが、実際に我が町のその年度に入る収入と支出の割合をきちんと見ながら、財政計画の中にもこのたびはいろんな改善もされておりますが、もっと実態に近いものを反映していくというんですか。長くこういう形で公表してやってこなくて、私どもも早くからこういうことをきちんとすれば、もっとみんなが財政問題もちゃんと見れるようになるということもありまして、求めてきて、ここ3年間は毎年12月になると5カ年分が新たに公表されてということで、その中でまたこういう問題も、私たちが見ても、ああなるほどこれはまだ改善できるなということを私なりに理解したつもりですが、ぜひ今総務部長がおっしゃられましたように、そういう差をなくしていくのは誰が考えたっていいことに決まっておりますから、今までいろいろやってくださったんですが、それにしてももっと精度を上げて、その年度の収入で賄える事業とそうでないものもきちんと仕分けをしながら、市の財政活動をどんどん市民の期待に応えられるものに執行していく、それから余り差のないものに直していくということについては、ぜひさらに踏み込んで御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今後におきましては、当初予算額とか最終補正予算、これが決算との乖離が少なくなるよう、また中期財政計画の中期財政見通しの精度を高めるように努めてまいります。

しかしながら、極端なことを言いますと、決算額と同額の予算というのは組めるものじゃございませんが、そういったかなり近似値の予算を組んだ場合には、結果的に繰越金がゼロ円、極論ですが、そういったことになりまして、結局、現金預金を減少させずに事務事業に充当できる財源はふえもせず、減りもいたしません。

ですから、こういった乖離があるということと今後の中・長期的な財政状況、事務事業に充当できる財源が足りるのか足りないのかということとは別問題と捉えております。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、部長はそこに差が、要するにきちんと組めば繰越金がなくなるだけだというふうに言われましたが、もともと弥富市はこの間、もう少し前だと弥富中学校、それから日の出小学校もやり、弥生保育所の全面改築も進めていくというふうに、他の市町にはないような形で、1つは地震防災対策も兼ねてですが、老朽した弥中を改築したりして、合併時に比べてほとんど積立金は減らさずに来たというのは、やっぱりそういう力があるからでありまして、ただこの間を見ますと、10億を超えるような毎年繰入金をして、預貯金を崩してという格好でずっと市民には知らせていましたよね。

それはやっぱりきちんと組めば繰越金が少なくなるだけだということじゃなくて、実際に周辺の特に西尾張地方の各市町ができんような公共投資をずっと続けてきて、そういうことをやってなおかつ積立金も減らさずに来たというのは、弥富の財政力がこの間安定してきたことではありますが、同時に、前に市長はこの本会議場で言われたと思うんですが、道路整備なんかのために1億円つくろうとしたってなかなかその財源が出てこんというんですが、そうじゃないんですよ。

少なくとも、今年度の収入はこれだけありますということをきちんと財政当局が明らかにすれば、そんな積立金の取り崩しをせずに基本的にやれるわけですから、そうすると積立金をどういう運用するかというのもまた出てきますが、当初から財政のつじつま合わせは積立金というようなやり方が、残念ですが、今は随分改善をされましたが弥富の場合はありました。

同時に、いろいろ議論をした25年度につきましても、まだ実際の当年度に入る基本的な収入をきちんと計上するというのをいいますと、先ほど部長のほうから、さらに乖離が少ないものにしていくというふうに言われたように、これはやっぱりそういう努力をして、市長や市の担当部課長に弥富市の財政と実際にその年度に入る収入でその年度の事業の大半がき

ちんと賄われているということを私は理解もしていただきたいし、そこは私は財政当局の一番まず市の事業を発展させていく上でそれをやられることが好転になると思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 三宮議員が今お配りになられた資料につきましては、25年度の財政計画の写しでございますが、確かにこのときは繰越金を3億にして、それから財政調整基金を約3億繰り入れという形でこの当時はつくっておりました。

その当時としては、繰越金と財政調整基金を足して6億ならば、最終的に現金預金は取り崩さなくてもいいという考え方で、それを繰越金と財政調整基金の繰入金に振り分けておったわけです。

しかしながら、それを横にずうっと中期的に並べると、毎年毎年財政調整基金が、繰入金が3億という数字が上がりますので、こんな調子だったら貯金がなくなってしまうんじゃないかというようなお話もありまして、事実そういうふうにもちらも思いましたので、今の財政計画は繰越金を6億円にして、基本的に事業目的がない場合は財政調整基金は入れないという計画になっております。

それで、その繰入金が6億がどうかということでございますが、それは先ほどちょっと答弁しましたように、さらなる歳入歳出をより決算に近づけるような予算を組んだ場合には、繰越金のほうが6億から減るということで、トータル的な事務事業に使えるお金というのは変わらないと捉えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 時間が無いから最後の質問にしたいと思いますが、この25年度で見ていただきましても、当初予算との関係で見ていただいても歳入増が6億3,900万円、そして当初予算との歳出の差額が3億5,700万で、出と入りを合わせて実際の当初予算と決算の間に10億円ほど差があるんですね。

だから、これは今部長がおっしゃられましたように、繰入金のごときはこの間ずうっと改善もされて、今後の財政計画の中にもされておりますが、要するに基本的な収入でこの5年間にしましても、当初予算では平均して3億まだ少なく組んでおるし、歳出についていうと多く組んでおりますので、この辺がもっと実態に近いものにされるなら、やはりもう少し積極的な市民サービスができる、そういう各担当課の事業計画をできると思いますが、市長、前にも本当に道路整備のため、私たちが見たって市道のもう少し整備をしてほしいというところがいっぱいありますよね。

そういうところのお金も出んぐらいだというのは、私はこの実態を見ると、もう少し踏み込んで対応できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

歳入と税収という形の中での歳入と歳出のバランスをしっかりと組めということでございます。これにつきましては、御意見として過去にも何回も何回もお話を伺っているところでございます。

我々としては、全てそういう形の中の精査をしながら当初予算を編成しておくわけでございますけれども、大変厳しい状況というのもさまざまな事務事業を遂行していく上においては出てくるわけでございますので、そういったことで多少歳入と歳出がバランスが違う、繰越金になるということはあると思います。

しかし、この繰越金につきましても、翌年の歳入計画に入れていくわけでございますので、そういった形の中で御理解もいただきたいと思っております。いずれにしましても、三宮議員おっしゃるように税収としての歳入歳出ということに対して、しっかりとつじつまが合うような形でこれからも精査していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○5番（三宮十五郎君） 質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回、2点質問させていただきます。

まず市内農業用燃料タンクの安全性について、お尋ねをいたします。

東日本大震災では、巨大津波により大量のコンテナが流出していく映像が今でも目に焼きついております。この地方でも、昭和34年の伊勢湾台風では、貯木場の木材が流出で甚大な被害が出ております。

現在、東海・東南海・南海の3連動地震に日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸の震源域を加えた5連動地震が近い将来発生するおそれがあります。名古屋港においても、大規模地震により津波が発生すれば大量のコンテナが市街地に流出し、多くの生命・財産を奪うこととなります。また、津波に限らず、台風による高潮においても同様の心配がなされております。

コンテナ流出に関しては、愛知県並びに名古屋港管理組合の調査・検討を見守るといたしまして、今回は同様に東日本大震災で重大な被害をもたらした石油タンクや燃料タンクの倒

壊や燃料の流出による火災の発生について質問をいたします。

燃料タンクの中でも、弥富市は施設園芸農業が盛んであります。多くの農業用燃料タンクが存在をしております。JAあいち海部管内には、把握している経済連タンクは平成26年9月末現在で869基であり、そのうち愛西市を股にかけている市江支店、そして十四山、鍋田両支店、正確な数字ではございませんが282基になります。また、経済連契約でないタンクも存在しておりまして、実際には300基を超えるのではないかと思います。

この中で、海により近い鍋田支店管内には、市内の3分の2以上現存をしておるわけでして、弥富市は数はもちろん設置場所の把握はしておるでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

市といたしましては、正確な設置数については把握できておりませんが、農業用燃料タンクを設置する場合におきましては、消防法の関係で、少量タンクとして消防庁への届け出が必要となっております。

海部南部消防組合で、設置数及び設置場所につきましては把握されております。しかしながら、少量タンクを廃止した場合に必ず廃止届け出がなされていない場合もあるそうでございます。

以上によりまして、海部南部消防組合が把握しております市内の少量タンクの届け出数は394基となっております確認をとっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私が把握しているのは経済連契約のタンクだけでしたので、実際には多いと予想はしておりましたが、他契約のタンクがこれ以上あるということはちょっと驚いております。いずれにいたしましても、それだけ事故の危険性が多くなるということが予想されます。

次に、少量危険物の貯蔵には、海部南部消防組合が策定している火災予防条例で届け出の義務があります。

そこには重油400リットル以上2,000リットル未満、灯油では200リットル以上1,000リットル未満貯蔵し、または取り扱う場合は、消防庁に届け出が必要と記されております。そして、条例には数々の指導基準がありまして、空き地の距離から始まりタンクの固定、基礎、配管などなど多くの基準があります。特に、防油堤にはタンクの全量が収納できる内容量が必要で、何かしらの原因で燃料が漏れ出しても、その中におさまるようにしなくてはなりません。

海部南部消防所管内で人的ミスまたはタンク、配管などの経年劣化での燃料が農水路や農地に流出したという事故は、少なくともここ数年報告されていないということでしたが、弥富市としては、重油2,000リットル、灯油1,000リットル以上の市長の許可及び取扱者に危険

物免状が必要となる物件は指導はしているのですが、少量危険物貯蔵タンクについて、消防署と連携し取扱者に指導は行っているのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 危険物の貯蔵または取り扱いの承認等につきましては、海部南部消防組合において行っております。

海部南部消防組合に確認したところ、少量危険物限定でのタンク設置に関する安全基準の指導は、海部南部消防組合火災予防条例に基づき、危険物の貯蔵及び取り扱いの基準等によって実施されております。

タンクの安全性についての指導項目は、漏えい対策はタンクの周囲に防油堤を設置すること、1. 地震対策はタンクと配管の接合部にフレキシブルを設置すること、1. 転倒防止対策はアンカーボルトで固定するなどして補強すること、1. 腐食防止対策はタンク基礎部を少し高くすることとなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） もし重油などの燃料が防油堤から漏れ出すような事故が発生した際には、海部南部消防と連携を密にいたしまして、市としても素早い対応をお願いいたします。

また現在、高知県では南海トラフ大地震による強い揺れや津波で農業用燃料タンクが転倒し、重油などが流出することが想定され、火災などの2次災害並びに土壤汚染につながるおそれがあり、防災・減災の視点から大地震に備えたタンク設備の整備にかかわる支援制度の創設を提言しております。

燃料タンクは、重油などの出し入れや残量確認のため穴があいているのが通常であります。転倒し、タンクが押し流されれば、重油などは簡単に流出します。

高知県内の企業は、県の補助金を活用して重油流出防止装置付きの新タンクを開発し、モデル的な導入を支援しております。しかし、新タンクは設備の整備コスト、試作段階で従来タンクの6倍以上であるということ、高知県の現在の補助制度では設備に対し、県、市町合わせても約4分の3のみでございます。今の段階では農家にかかる負担はかなり重くのしかかると想定をされております。重油価格や生産資材の高騰、それにかかわらず農産物は価格低迷をしており、施設園芸農家を取り巻く環境は厳しい中、これまでと同様の生産を維持しつつ、流出防止機能を備えたタンクの導入を計画的に行えるよう、より厚い新制度の創設を高知県は提言しているところであります。

高知県の各市町に比べれば、弥富市への大地震による津波被害は想定では低く見積もられておりますが、海拔ゼロメートル地帯であります。地震だけではなく台風による高潮被害、堤防決壊も予想され、農業用燃料タンクの倒壊、重油の燃料流出は危惧されます。

もちろん弥富市単体で補助制度を考えるには無理がございます。愛知県ともどもこのタン

ク流出防止対策は考えていかなければならないと思っております。防災・減災問題としても、どうか愛知県と話し合う機会をつくっていただけませんか。市の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほどの答弁にもありましたように、地震対策でございますが、安全基準に基づきまして海部南部消防組合より指導されておりますが、議員の申されますように、東日本大震災のときにもありましたような油の流出による火災の発生も未然に防止するためには、タンクからの油の流出防止対策は大変有効だと思っております。

市単独の補助制度は、財政の厳しい状況で大変難しいものがございますが、設置者である農家の負担をできるだけ軽減していかなければならないと思っております。そのようなことから、高知県と同様に、愛知県の補助制度としても制定していただけますよう愛知県に要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 恐らく高知県の対応は、愛知県のほうも把握していると思われま

しかしながら、補助がたとえ認められたといたしましても、より津波の危険度が高い渥美半島が優先される可能性もございます。海拔マイナスゼロメートル地帯の我が弥富市、巨大地震への影響は同様に考えられます。

市長、いち早い県への対応、要望をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、三浦議員からこのような農業用のタンクについてのきちっとした管理基準であるとか、あるいはそれに対する補助制度ということは大変有効な議題ではないかなあと思っております。

できましたら、私どもとしては西尾張9市の市長会に対して、弥富市としての議案という形の中で提案をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） よろしくおんいをいたします。

それでは、2項目の質問に移らせていただきます。

市内薬物乱用の現状と対策について、お尋ねをいたします。

薬物といえば、従来、覚醒剤、大麻、シンナーと言われてきましたが、ことし6月に東京池袋駅付近で歩道に車が突っ込み、7人が死傷した事故で、自動車運転処罰法違反、過失致死傷容疑で逮捕された容疑者が脱法ハーブを運転前に吸い、途中から記憶がなく、ぐったりしている映像が余りにも衝撃的でした。その後も同様な事件が相次いでニュースになっているような気がいたします。

脱法では違法性が伝わりにくいと、一般に募って「危険ドラッグ」に呼称を改め、政府は

緊急対策を進め、規制や啓発を強めております。現に、2012年以降、少なくとも全国で40人以上が危険ドラッグで死亡した疑いがあると警察庁のまとめでわかっております。

しかしながら、危険ドラッグの名前の浸透はまだまだでして、安全なドラッグはあるのなど、危険性が直接伝わる名前だと説明はされておりますが、しっくり来ない方々も多く、危険ドラッグの呼称にはまだまだ時間がかかりそうでございます。

愛知県では、危険ドラッグの問題を受け、2012年に県薬物乱用防止条例を東京都に続き制定いたしました。立入調査権があるのは薬剤の専門知識を持つ県職員だけでした。同行している警察官の立ち入りを店側が拒めば拒められるという例もありました。

そこで、より機動的に調査を進めることで根絶に取り組むため、危険ドラッグを扱っている疑いのある販売店などに、警察官が立入調査できるよう県薬物乱用防止条例の改正案が9月に提出をされ、早ければ年内にも施行されるということでございます。これで規制力や警察との連携をより強めることができます。

この警察官立入調査権を与えているのは、現状は大阪府だけでして、愛知県のほか東京都も改正施行前でございます。また、県内では危険ドラッグで幻覚作用をもたらす交通事故が相次いで報道されております。

愛知県警は、単独の物損事故でも運転手が危険ドラッグを使用した疑いが強いケースでは、道路交通法違反容疑で現行犯逮捕する方針を決定しております。これにより、県警は使用が疑われる事故が起きた場合、運転手が真っすぐ歩けるか、簡単な受け答えができるかどうかを確認、正常な運転ができる状態ではないと判断されたら現行犯逮捕するということ、また運転者の様子は写真やビデオ撮影などで記録するそうです。

県警によりますと、県内の危険ドラッグが原因と見られる事故が急増、6月までに昨年のペースの2倍だそうです。そして、11月には道路交通法に基づく運転免許停止処分者が同法の規定を初適用する事例もございました。

弥富市では、危険ドラッグによる物損事故を含めた交通事故は発生しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 危険ドラッグ使用の影響と見られる交通事故につきましては、蟹江警察署に確認しましたところ、愛知県内では本年の1月から10月までに、人身事故5件、物損事故31件の合計36件との回答をいただきました。

なお、弥富市内及び蟹江警察所管内では発生していないとのことでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市内では、まだ事故は起きてないということの回答でしたが、県内では確実に増加しております。

しかしながら、薬物による交通事故またはそれ以外の犯罪がいつこの身近で起こり得るか、おかしくはない状況になっております。蟹江警察との連携を密にいたしまして、市内発生抑止に努めていただきたいと思います。

次に、愛知県では薬物乱用防止啓発事業として、まず新国連薬物乱用根絶宣言、これは2009年から2019年の支援事業の一環といたしまして、国連決議「6・26国連麻薬乱用撲滅デー」を皆さんに知ってもらうため「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を6月20日から7月19日まで実施いたしました。また、10月から11月にかけては、麻薬、覚醒剤などの乱用による危険を広く県民に知ってもらうため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施しております。そして地域での講習会などに保健所から講師を派遣、知事に委嘱された400人の薬物乱用防止指導員が地域で薬物乱用防止に関する知識の普及活動や相談を行っております。

弥富市では、愛知県に準じて何かしらの啓発活動を行っておりますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

市単独での啓発活動は現在行っておりません。

ただ、海部地域といたしましては、平成26年度、津島保健所地区薬物乱用防止街頭活動実施計画によりまして、6月27日午前7時15分から約1時間ほどでございますけれども、近鉄弥富駅において「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンを実施いたしまして、リーフレット、ばんそうこう、ポケットティッシュの啓発資材を配布し、薬物乱用防止の呼びかけを東部・南部ブロックの方の御協力も得まして行いました。

また、10月26日の弥富の健康フェスティバルの会場においては、南ブロックの方の協力を得まして、麻薬・覚醒剤乱用防止運動、街頭活動を実施いたしまして、同様の啓発資材を配布しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 確かに健康フェスタ、乱用防止運動には申し分ない場所ではあるかと思えます。このほかに春まつり、芝桜まつりなど、市内でも多くの方々が集まるイベントの中でも防止運動の検討をお願いしたいと思っております。

次に、全国のライオンズクラブでは、内閣府、厚生労働省、警察庁、文部科学省の後援を得て薬物乱用防止教室を実施しております。十数年前から、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの指導のもと、薬物乱用防止教育認定講師を誕生させ、活動を行っております。

愛知県は、ライオンズクラブの活動を全国で見た場合、一番熱心に活動しているという報告もございます。例に漏れず、弥富ライオンズクラブも市内8校の小学校に対して教室を年数回開催しております。

薬物の乱用は、自分の心や体を破壊するだけでなく、周りの人たちを巻き込んでしまう恐

ろしさを映像で見させていただき、薬物の本当の恐ろしさを訴え、1回だけならとか、私はいつでもやめられるという気持ちを捨て、薬物の誘惑に負けない、そして乱用を絶対しないという強い自覚を持っていただけるよう勉強していただいております。

実際の教室は、小学校から1時間授業をいただき、挨拶を済ませ、まず15分から20分程度のパワーポイントを使用し映像での授業を行い、その後、講師は児童に対しわかりやすく、めり張りをつけながら、時には寸劇を交え、近所のおじさんが話に来たという立場で話をいたします。最後に5分、10分程度の短い時間ではありますが、質疑を受けて終了となっております。

現在、小学校5、6年生を対象に教室を開催しておりますが、市内小学校を年間4カ所回らないと対象学年を網羅できません。ライオンズクラブの現況、飛島村の学校を含め、年間3カ所ぐらいしか回ることができません。市側から小学校へ、数多くの行事、カリキュラムがある中、都合をつけていただき、2年間において全小学校で教室が開催できるよう、警察署、保健所などの専門家の方々に要請をしていただき計画できませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 2年間において、全ての小学校で教室が開催できるよう計画できませんかとの御質問に回答させていただきます。

現在、ほとんどの小学校では毎年6年生、もしくは5、6年生を対象に、蟹江警察署やライオンズクラブに講師を依頼し、薬物乱用防止教室を行っております。各学校では、年度によっていろんな教室が開催されていますので、学校の年間行事の中で計画できる学校では実施をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） また、これまでは児童の方々を対象でしたが、PTAのお母さん方にも教室に参加をしていただき、親子で薬物の危険性を学んでもらいたいと望んでおります。小学校への親子教室への実施を打診していただけないでしょうか。

そして、中学校へは年1回、ライオンズクラブでは校門でリーフレットと粗品を登校時間帯に配布し、中学生の現状、クラブの教室開催は実際のところしておりません。小学校同様に、警察署、保健所からのより専門的な教室を望みます。

現在、中学校の薬物乱用防止教室の実情はどうなっておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） まず1点目の、小学校への親子教室の打診の御質問でございますが、親子教室の実施につきましては打診はさせていただきますが、親子教室となれば授業参観など、学校行事のときにあわせて行わなければならないと、保護者の参加が少なくなつて

しますので日程などの調整が必要になります。

現在では、白鳥小学校では授業参観のときに薬物乱用防止教室を行っております。

2点目の御質問の、中学校の薬物乱用防止教室の実情の件でございますが、各中学校とも薬剤師、養護教諭、蟹江警察署などの講師を依頼して、毎年薬物乱用防止教室を開催しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 小学校のほうにおいては、2年間にわたり教室が全て開催されていることは承知をいたしました。

ただし、小学校児童にはやはり保護者、お母さんにも参加していただき、一緒に薬物の恐ろしさを学んでいただきたいと思います。確かに小学校と講師の日程調整、一番の問題にはなるかと思いますが、いち早く小学校の日程を教えてくださいまして、PTA総会並びに授業参観などとあわせての教室の実現をお願いいたします。

最後に、愛知県では薬物乱用防止推進協議会が設置されております。構成は、更生保護女性連盟、青年団協議会、学校薬剤師会、保護司連合会、ライオンズクラブ、ボーイスカウト、公立高等学校長会などなど、そしてそこに行政機関を交えて、啓発活動を総合的かつ効果的に推進する具体的方策を検討されております。

弥富市は、市単体単位でこのような協議会は設置されているのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問の件でございますが、市単独での協議会の設置につきましては、本市では設置されておられません。

しかし、先ほども出ましたけれども、津島保健所地区薬物乱用防止推進協議会が平成11年に発足しております。目的につきましては、薬物乱用防止のための啓発事業を積極的かつ効果的に実施し、薬物乱用のない地域づくりを目指すというふうになっております。

また、構成員につきましては、保健所を初め管内の警察署、これは津島署、蟹江署になりますが、また保護司の方、薬物乱用防止指導委員、地域内のライオンズクラブ、ボーイスカウト、更生保護女性会、市町村の薬物担当課及び教育委員会職員となっております。

このような中で、今後も事業展開を行ってまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 津島保健所管内での関係団体の連携は行われているということではございましたが、弥富市独自でもこのような協議会の設置が早く望まれます。

そして、薬物がはびこることがない、全ての市民の力で健康的なまちづくりを目指していただきたいと思います。

これをもちまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は介護保険についてです。

まず初めに、現在の弥富市の状況について尋ねます。

市の特別養護老人ホームなどの入所待機者は何名でしょうか。また、どのようにカウントしてつかんだ数字なのか、詳細にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

市内に特別養護老人ホームは2カ所ございます。入所待機者は、10月末で合計で306名でございます。そのうち弥富の方は179名となっております。

内訳といたしましては、輪中の郷におきまして、148名のうち弥富市の方が124名、長寿の里が158名のうち弥富市の方55名となっております。人数の確認につきましては、必要な都度施設に対して直接お伺いしております。

市としましては、名簿までは確認しておりませんので、複数の施設に申し込みをしてみえる方の場合につきましては、重複している場合がございます。

また、申し込み後に他の施設に入所されるとか、お亡くなりになるとかいった方につきましても、その旨施設に連絡がない場合がございます。そういった場合につきましては、そのまま待機者としてカウントされているということがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 重複もあるということで、実際の数はこれより少し少ない数なのかなと思いますけれども、今後、要支援1、2が介護保険から切り離されて、自治体が行っていく制度にどんどん移行していくということで、前回の三宮議員の質問に対しても、現行のままとりあえずはしばらく続けていくけれども、将来的にはそういうふうに移行していくということでお話しされていましたが、具体的にいつごろまで今の制度が現行のままで継続可能なのか、いつから実際自治体はその分をカバーするようになるのか、具体的にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今回の介護保険制度の見直しによりまして、要支援の方に対する訪問介護と通所介護について、保険給付から新しい総合事業、すなわち介護予防・日常生活支援サービス事業へ移行していくことになっております。

このことにより、介護事業所による従前のサービスに加えて、多様なサービスを主体的に提供されます。利用者が多様なサービスを選択可能となるわけでございます。このサービスは、予防給付によるサービス利用を継続いたしますので、全てが移行されるわけではござい

ません。

この総合事業への移行は、柔軟な取り組みによって効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう、平成29年度末までに移行することになっております。よって、本年につきましても、少なくとも27年度は以降の準備期間として現行のままと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、第6期の間はこのまま行けるのかなということではないんですよね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 29年度末までになっておりますけれども、一つの目標としましては28年度の移行ということも考慮しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 要するに、移行は最終的には29年度末までだけれども、方針としては28年度中に移行したいという計画ですね、わかりました。

ということは、あともう27年度に入ってからもう1年、2年という段階で移行するということは、今の段階から計画を具体化していかないと実行というのはかなり難しいんじゃないかなと思うので、できているのかどうかちょっとわからないんですけど、できていると思いますので、市の今後の方針や計画を具体的に教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 体制づくりということの御質問でございますけれども、体制づくりにつきましては、何といたっても地域包括ケアシステムというものの構築でございます。

重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・介護、予防、生活支援が一体的に提供されるよう、市としましては多職種によるケア会議において高齢者の自立支援のための問題解決、個々のケース検討会や新規要介護者の情報共有をいたしまして、素早い介護サービスの提供につなげる体制を整えてまいります。

また、介護事業所の連携会議であります介護保険サービス調整会議での事業所間の情報交換もしてまいります。さらに、医療・介護・福祉分野の連携強化のためのシステム導入も必要であると考えております。

なお、このたびの見直しに伴いまして、サービスの供給体制が後退するとは考えておりません。引き続き、適切な介護認定とケアマネジャーによる必要なケアプランにより、お一人

お一人に必要なサービスを受けていただけるよう考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、介護サービスの後退は考えていないということでありましたが、私は要支援1、2が自治体に任されて、そうすると自治体の負担だけで物すごいものがあるんじゃないかなと考えておりますけれども、そこは自治体が面倒を見るということで理解が進んでよいのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） そのように捉えていただいて結構だと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 自治体のほうが頑張るということで、弥富市の財政は素晴らしいものだなと思いますけれども、実際、要支援1、2というのは比較的何か軽い感じで考えられている方がいらっしゃるかもしれないんですけれども、実際はかなり介護を要する方であったり、例えばデイケアとか今利用されている方がそうかもしれないんですけれども、全員じゃないですよ、そういう該当される方ではあるんですが、本当に予防介護という段階で、ここが一番しっかりやられないと、かなり本人の負担にもなりますし、介護者の負担にもなりますし、家族の負担にもなりますし、さらにいえば将来的には自治体の負担にも重くのしかかってくるということなので、そういった部分で一番大事なところになりますので、先ほど後退させないということでおっしゃられたので、ぜひ後退させないように努力していただきたいと思っています。

続きまして、現行の介護保険料なんですけれども、今11段階で6段階目が標準額となっておりますね。月4,550円、年間ですと5万4,600円となっておりますけれども、この次の第6期の介護保険料、来年度から始まるんですけれども、それは幾らぐらいになる予定でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、サービス事業量とそれに伴う事業費、保険給付費を推計しているところでございます。保険料については、国が6段階から9段階への見直しの予定でございます。先ほど言いましたけど、市としましては12段階となっております。

市としましても、所得段階や負担割合をどうするか検討中でございます。よって、保険料基準額の決定には至っておりませんが、計画の初年度である27年度の事業費の推計は、26年度見込みの約8から9%の伸びが見込まれます。このことから、保険料もおおむね同程度の増額になるのではというふうに予想しております。

減免制度につきましては、利用者負担、保険料ともに当該年度の所得が災害や疾病、事業

の損失等によって前年度中の所得に対して著しい減少があった場合に軽減することを定めております。さらに、必要と認めた場合につきましては、減免申請前3カ月の平均収入額のしんしゃくもしております。現在の段階では、約8から9%の増額というものを一つ念頭に置いておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、今8%から9%大体伸びるということで考えますと、今、月が4,550円なので大体400円ぐらいずつ上がるというぐらいで、そうすると5,000円ぐらいになるという考え方でいいんですかね。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

第6期の介護保険事業計画、あるいは高齢者福祉計画ということにつきましては、今現在まだ素案の段階、骨子の段階でございまして、まだ特定な基準額というようなことについては、これから策定委員会のメンバーに御協議いただいて決定させていただきますので、今の段階では具体的な金額を申し上げることはできません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かにそういうことだろうと思うんですけども、ある程度見込みとしては8%から9%ということですね。

介護保険が始まったときから比べると、今回だけでも大体倍近いぐらい上昇している傾向があります。どの自治体もそうなんですけれども、そうしますと、例えば僕が介護保険を受けられるくらいになるとどうなるんだろうなあということも考えられますし、そのころには、今でも年金はどんどん下がっているの、どのようになっているんだろうなあという不安は大きく残ります。

なので、やっぱり介護保険自体が、かなりこの制度を維持していくのは大変なんじゃないかなと私は考えております。そのためには、現状そういっていても、なかなか今利用されている方もしくは支払っている方、大変な思いをして支払っているわけでございますので、この部分に対して救済措置をとっていかなければならないと思っております。

現在、介護保険の減免制度があると思うんですけども、今どのようになっている、しかもそれは今現在何件でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずおわびを申し上げます。

先ほど答弁の中で、通告書にありました減免制度のこともちょっとしゃべってしまいました。改めて答弁させていただきたいと思っております。

減免制度につきましては、利用者負担、保険料とも当該年度の所得や災害や疾病、事業の

損失等により、前年のうちの所得に対して著しい減少があった場合軽減することを定めております。さらに必要と認めた場合には、減免申請前3カ月の平均収入額に着目し、生活保護基準の100分の110以下であり、処分できる財産がないとき、利用者負担、保険料を100分の50に減免するという規定を定めております。このことから、保険基準より上回った状況でも減免はあり得ると考えております。

個人個人の収入について考えた場合、極端な例ではございますけれども、介護保険料は収入がない方もお支払いしていただいているわけでございます。

これの例といたしましては、世帯が課税されている。どなたかの扶養になっていらっしゃる。収入がなくても資産、預貯金があるといったケースでございます。保険料の賦課のみをもって生活保護以下になるかどうかは総合的に判断する必要があると思われま。

また、保険料を賦課するときに、その方に本来適用すべき段階の保険料を負担していただく生活保護が必要になってしまう場合がございます。それより低い段階の保険料であれば、生活保護を必要としなくなるのであれば、低い保険料が適用されるという境界層措置もございます。

サービスの利用におきましても、低所得者の方に対して社会福祉法人が提供するサービスを利用した場合に、利用料の軽減がされる社会福祉法人等による利用者負担軽減制度がありますので、そのような軽減措置も対象になる方には手続していただいております。

なお、対象人数でございますが、現在のところ対象者はございません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ちょっと認識があれだったのか、弥富市の場合、2013年度版、毎年キャラバンが来ると思うんですけども、このキャラバンはちょっと1年古いんですけども、この資料によりますと生活保護基準以下となっております、まずは対象者というか、受けている方はゼロ人でいいんですけども、今著しい減少ということではなかったのか、ちょっと戸惑ってはいるんですけども、基本的には生活保護基準並みということではいいのかな。110%に伸ばしたということで、改善されたということですね。済みません、じゃあこれは1年古いということですね。

実際に年金も本当にどんどん減って行って、生活保護基準以下の暮らしをされている方もたくさんみえます。そうでなくても基準ぎりぎりの層の方は、生活保護者は医療費など負担がなくなるということもあって、実際には生活保護を受けてない人のほうが負担が大きくなるというケースがあるので、その部分を含めて110に伸ばしたのかなあと思うんですけども、やはりもう少し伸ばしてほしいなあというのが私の気持ちではあるんですけども、そういった部分で努力されているのであれば、今後その部分について強めていってほしいなと思っております。

続いて、先ほども言いましたように、介護保険制度自体このまま行ったらもたないだろうと考えております。

保険料は高い、そして利用料も高い。介護保険料を納めても利用ができなくなると。ましてや、その一方で年金はどんどん下がっていくと。これを見直すためにも、やっぱり負担割合を考えていかなければならないんじゃないかあと思っています。

今、現行ですと国が20%プラス5%までというところでありまして、県が12.5%、市が12.5%ということでございますけれども、やはり自民党も前回の選挙のときには、これを10%程度伸ばしていくという方針もあったわけでありますので、ぜひとも国のほうももっとこの負担割合をふやすように、市としても、市長としても要望していただきたいなと思っております。

ただ、今現状として国が伸ばせばと言っている、今の弥富市民の負担、大変な思いをされて介護保険を払っている方は、現状は変わらないものですから、市だけでも国保と同じように一般財源からの繰り入れを行ってはいかがと思いますけれども、そのあたりについてどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

医療であるとか、あるいは介護であるとか福祉という形の中で、社会保障、今は年金、そして子育て支援という状況の中で、これは御承知のように、2年前にいわゆる3党合意の中で社会保障税一体改革ということで消費税増税が問題になったわけがございます。そして、消費税の増額分につきましては、これらの社会保障費に充てていくというのが合意でございましたけれども、基本的には今回、消費税は5%から8%になったわけではございませんけれども、来年10月から当初の予定では10%にしていくということでございました。

しかし、そういうことが先送りと、生活と暮らしを優先する、あるいは経済の成長をさらに進めていくというような状況の中でそのような判断をされているわけがございますけれども、私はこういうような状況になったときに国に要望していきたいのは、代替財源をしっかりとお願いしていきたいということがまず第一でございます。

例えば来年、子育て支援という状況の中においては、子ども・子育て会議という状況の中で、消費税が10%になったときには7,000億円を手当するというのがいわゆる3党合意での子ども・子育て会議の一つの財源でございました。しかし、この子ども・子育て会議につきましては、何とか実行していこうというふうに言っておられますけれども、果たしてそれがどこまで実行されるか少し疑問なところもあります。

ましてや、医療・介護ということについては一言もおっしゃらない。このことが非常に私としては不安であるということをおもっております。社会保障の充実ということが、今本当に

国民の間で急務であろうと思っております。

そして、那須議員のおっしゃるように、国保のように法定外の繰り入れをしていったらどうかということでございますけれども、これも国保、今弥富市で加入が約1万2,000名近くおありになるわけでございますが、その医療費というのは給付額として約30億、今必要になってまいりました。

そういう状況の中で、この収納率が高くなればこういう形の法定外の繰り入れはしなくてもいいわけでございますけれども、しかし国保の運営がスムーズにいくために、大変申しわけございませんけれども、今収納率が92%ぐらいです。そういった状況の中で、国保運営がうまくいくために我々は1億7,000万円とか、過去の中においては2億数千万まで繰り入れをさせていただいたという実態でございます。

そういうような形の中にあるわけでございますが、介護の場合は、財政の安定化基金というのも私どもは持っておるわけでございますけれども、まずその基金を使いなさいというのがいわゆる厚生労働省の指導であります。いわゆる財政の安定化基金、例えば私どもといたしましては、今現在4,800万円の基金を実は持っているわけでございます。

しかし、この基金を来年、平成27年から向こう3年間の介護事業計画をするときにおいて、まずはこれを最初から使っていくということにつきましては、少し考えていかなきゃならないと思っておるところでございます。

これがまた社会保障制度の一つの趣旨という形の中で、一般会計からその公費負担割合、例えば市町村の場合ですと12.5%というのが決められておるわけでございますけれども、これ以上を拠出してはならないという形で厚生労働省からの指導があります。そういう状況の中において、私どもといたしましても何とか特別会計としての介護事業計画での市町村の負担12.5%を超えるわけにいかないということが指導でございますので、基本的には国保のように法定外の繰り入れをすることができないというふうに御理解いただきたいと思っております。

仮に、一般会計から繰り入れた場合においては、一般会計が非常に圧迫されてくるということもあるわけでございますので、そういった形の中で、現在はそういう状況の中では厚生労働省の市町村に対する公費負担割合以上は拠出しないということに対しての指導を守っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長、当初おっしゃられたように、消費税を餌にして多少なりの社会保障をやろうという建前でございますけれども、実際はこの消費税の増税分13兆円ある中で、例えば介護に充てるものであれば1%、こんな中でやっていこうということ自体が、私にとってはナンセンスというか、ちょっと考え方がずれているんじゃないかなと思います。

それで、じゃあその財源をどこに持っていくのかというのはまだまだ不透明のところもありますし、それは消費税がなぜ必要なのかといたら、やっぱりしっかり取るべきところを取っていないからこそこれが圧迫されて、国民にツケを回すということになっているので、やっぱりその点については、財源は別の方向で考えていくのが正しいんじゃないかなと私は思っております。

今そういう話をしておってもしょうがないものですから、もとに戻りますけれども、まず一般財源から法定外の繰り入れを行うことについては、ほかの市町村で実はやっているところもあるということで、市長も今うなずかれたので知ってみえると思うんですけども、そういうことも可能ではあるんですね。

原則として、確かに行ってはいけないと。原則としてということなので、そうじゃないちょっと例外的なところはあるということ、じゃあそれについてペナルティーがあるのかと。それを行ったことで、例えば交付金が減ったりとか、そういうことがあるのかとえば、そうではないということで、よくやられておりますし、そもそもが国自体も、今ちょっと解散でうやむやになってしまったんですけども、解散になる前はこの負担割合をふやすとか、一般財源からの繰り入れも可能にしようということも検討されていたようなので、やはりそういう方向に進んでいるというか、そうせざるを得ないですよ。このまま、現状のままどんどん負担が伸びていってしまっただけでは払えないですよ。

実際、先ほど市長も言われたように、国保の収納率が上がればと言っておりますけれども、国保に加入している方の状況を考えましたら、それは払い切れない部分も出てくると思うんです。特に国保に加入している方、弱者のほうが多いと思うので、そういった意味から考えましても、なかなかこの収納率を100%にできるかといったら、必ずしもそうじゃないと思うし、やはりそういった意味では景気が上がっていかないと国保も払えないという部分になる。ましてや、逆に言えば非正規雇用等がふえているおかげで、さらにそれが国保の部分を圧迫しているんじゃないかなと。例えばこれを正規職員で会社がしっかりと厚生年金でかけていけば、こういった部分は減らせるんじゃないかなと私は思っておりますので、そういったことも含めて、今の状況としてはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。

そういった部分で、本当に大変な思いをされている方々に対して、市からも一般財源から繰り入れをする必要が出てくるんじゃないかなと思っておりますが、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員御承知のように、この介護保険の財源というのは公費半分、被保険者半分という形の中で構成されておるわけでございます。そして公費半分のうち25%は国の財政負担、そして県の財政負担と市町村の財政負担は12.5%ずつという形でございま

す。

私が最初に申し上げたのは、いわゆる社会保障税一体改革の中で国の負担分をもう少し伸ばすべきだと、上げるべきだということを申し上げておるわけでございます。それは被保険者に対して、いわゆる財政負担の公費半分ということに対して、特に第1種の被保険者に対して、64歳以上の被保険者に対して、保険料をやっぱり大変厳しいという状況も踏まえて、国のほうがもう少し頑張っていたきたいということを申し上げておるわけでございます。

再度、答弁として申し上げますけれども、国民健康保険という形の中とは同じように考えておりません。そうした形の中において、一般財源から介護保険のほうへ繰り入れするということは、現在のところは考えておりません。

しかし、今4,800万ある基金に対して、さらにこれが上積みできるような状況になれば、これは低減策という形の中でその財政調整基金と繰り入れもいかなというふうに思っておりますけれども、3年計画の最初から繰り入れるわけにはいかない。やっぱりしっかりとした運営をしていく、恒久的にこの制度を持っていくということが私は大事だろうということに思っています。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに、本当に3年間でこれを食い潰すわけにもいかないでしょうし、そういった部分は考えられるんですけど、言ったとおり、やはり国のほうがしっかりと負担割合を多くして、国庫補助をもっとふやしていくのが本来だと思うんですけども、実際はなかなかそれが今進んでないという状況の中で、市町村にかぶってくる部分が多いんじゃないかなと思っております。

そのことについては、今後検討をされて、今、市長も多分現状はよく御理解いただいていると思っておりますので、そういった部分に対してしっかりと救済措置を考えていただきたいと思いますと思っております。

あと介護の利用料についてなんですけど、さっきのキャラバンの資料によりますと、愛知県内で知多北部広域と弥富以外は、利用料に対して減免措置の部分において一般会計からの繰り入れを行っているんです。ところが、弥富市と知多北部の広域連合については、一般財源からの繰り入れをして減免措置はしていないということなんですけど、これは件数がゼロだからやっていないだけなのか、それともそういう制度がもともとないのかというどっちなのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 介護保険料についての一般会計からの繰り入れということにつきましては、それを目的としてということではありませんけれども、先ほど部長の答弁の中で申し上げました社会福祉法人等による利用者の負担軽減制度というのがご

ざいまして、その財源は一般会計から出しておりますので、これの対象者は利用なさってみるかどうかはまだ確認しておりませんが、9名ほどお見えになりまして、これは減免の割合は利用者負担の4分の1を軽減するという制度になっておりまして、それについては一般会計から支出しておりますので、そういう意味では全くないわけではありませんけれども、ほかのところはどういう形で出しているかはちょっと確認とれておりません。申しわけありませんけど、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今やられていることが、実際ほかの市町村でそれをやっているということで、こちらに表記してある資料で書かれているのか、やっぱりそういった実態はぜひとも今後研究していただきたいなと思っておりますし、それで、もし仮によその市町村と比べて弥富が劣っているということであれば、今後制度の改善をしていっていただきたいと思っております。

介護の実態というのは、本当に年々厳しくなっていくし、しかも要支援の方も外されて、今後弥富市としては後退させないという力強いお言葉をいただいたんですけど、やはり市としても負担が大きくなってくるんじゃないかなと思っておりますので、しっかりと高齢者対策として考えていかなければならないと思っております。

そういった意味でも、一緒になってこのまち、そして国にも要望しながら、高齢者が安心して暮らせるようにしていただきたいと強く願ひまして、今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高君） 暫時休憩します。再開は3時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時11分 休憩

午後3時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願ひします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に介護にかかわる人材育成とひとり暮らしの高齢者対策について、質問をさせていただきます。

初めに、介護職員の現状と将来予想から、介護職員の人材育成についてお伺いをいたします。

平成25年、公益法人日本経済研究センターの経済百葉箱の番外編「介護難民をなくせ」という研究論文の中で、団塊の世代の多くが75歳以上となる2025年には、65歳以上の高齢者数

は3,685万人で、2042年には約3,878万人とピークに達する見込みとされています。また、要介護認定者数の推移を見れば、平成12年は250万人、平成24年には550万人と、この12年間で2.2倍になっています。将来の推計を見ていきますと、2025年には要介護認定者数は700万人を予想しています。

介護職員数につきましては、平成12年は55万人、平成24年には133万人と2.4倍になっています。将来の推計を見ていきますと、2025年、これは平成37年ですが、237万人から249万人の介護職員が必要だとしています。しかしながら、現在の状況を当てはめていきますと218万人から229万人となり、19万人から20万人の介護職員が不足する予想が出ています。

また、介護現場での状況は、財団法人介護労働安定センターの意識調査により、介護職ごとの不足感として「多いに不足」というのが3.2%、そして「不足」というのが15.3%、「やや不足」が31.8%とあり、合計で50.3%が不足感を持っていることがわかります。

介護職員の離職率は、同センターの平成22年度介護労働実態調査で、産業系の離職率は14.5%に対し、介護職員の離職率は17.8%と高くなっています。この調査では、離職の原因という表現はしていませんが、介護職員の労働条件、仕事の負担についての悩み、不安、また不満についての調べでは、複数回答の結果、「仕事内容の割に賃金が安い」が44.2%、そして「人手が足りない」というのが40.2%、また「有給休暇がとりにくい」が36.1%、そして「身体的な負担が大きい」との回答は30.8%といったことから、仕事が苛酷な割には賃金が安いといった現状が読み取れます。

このようなことから、介護職員の定着率を高めるとともに、介護分野への新たな労働者の参入を促すことが求められています。

国では、その対策の一環として、平成24年度からの制度としてキャリア段位制度を始めました。この制度は、成長分野における新しい職業能力を評価する仕組みであって、企業や事業所ごとにばらばらではない共通の物差しをつくり、これに基づいて人材育成を目指しています。

その中の一つの分野といたしまして、介護プロフェッショナルでは、既存の国家資格制度や研修制度との関係も考慮し、特に実践的スキルについて重点的に評価をします。これは現場の介護職員にとって、1にどんな技術ができるかという証明になること、2にやりがいとモチベーションの向上につながることで、3に転職の際のデメリットを軽減できること、4に介護分野への参入を促すことができることがあります。

また、事業所においては、1に評価する上では事業所内に経験のある介護福祉士の中から一定の講習を受けたアセッサーを選ぶ必要があります。2つ目に、キャリア段位を取得した職員が多ければ、質の高いサービスを提供していることをアピールできます。3つ目に、職員のやりがいなどを引き出し定着率の向上につながりますと、このように国は新たな制度を

構築して介護職の定着率を高め、介護に若い世代の人材参入を促す施策を打ち出しております。

そこで、質問をさせていただきます。

初めに、現在、弥富市の介護事業所の入職者状況で、新たな入職者数と入職率、それと離職者数と離職率を教えてくださいませんか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） お答えいたします。

介護職員の方の入職と離職の御質問でございますが、市内にある2カ所の特別養護老人ホームと主な訪問介護事業所について、平成25年度中の状況を調査いたしましたところ、まず正規の従業者の方につきましては、従業者数104名で、就職者数は16名、就職率15.38%です。離職者数は14名、離職率13.46%です。

次に、臨時職員の方では、従業者数は112名で、就職者数は22名、就職率19.64%、離職者数は36名、離職率32.14%、以上のようなことから、市内の事業所におきましては、臨時職員の方について離職率が高いことがうかがえます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいまの御答弁で、本市では臨時職員の離職率が約32%ということで、高いことがわかりました。

このように人材育成は大事な分野だと思いますが、そこで弥富市あるいは海部地域全体でも結構ですので、人材育成の現状といたしまして、人材育成機関数、そして養成講座数、また平成25年度の講座受講の修了人数もあわせてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 人材育成の現状について、お答えいたします。

介護職員についての人材育成機関として把握しておりますところは、市内ではございません。海部地域ですと、蟹江町に特定非営利活動法人介護研究会笑というNPO法人がございます。福祉に関する人材育成事業を行ってまいります。

25年度の実績としまして、幾つか申し上げます。

喀たん吸引等研修を3回実施、受講者数は合計39名、介護従事者の初任者研修を3回実施、受講者数は合計は20名、実務者研修を1回、受講者数は6名、医療的ケア教員講習会2回、受講者数は34名、事業所対象の研修としまして、現任研修を10カ所で73回、ちょっと人数は不明でございます。キャリア教育推進事業として、高校生を対象に2回、そのほかには地域介護サポーターフォローアップ研修を5回実施で、受講者数は102名となっております。

さらには、ケアマネジャー、介護事業所スキルアップ講座をそれぞれ3回、ほかには介護福祉士国家試験受験対策や感染症予防の勉強会など複数回開催してみえるという状況であり

ます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 本年3月議会において、三浦議員の質問に対しまして市側より、NPOが行う介護従事者の養成研修の周知、そして啓発を行い、人材の育成に努めていくと御答弁がございました。

ただいま人材育成機関数、そして講座数、そして受講数を御答弁いただいたわけですが、終了後といいますか、その後の状況につきましてはいかががでしょうか、お伺いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 人材育成につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな養成研修を身近にあるNPO法人である介護研究会等によって実施していただいております。

これには市内の事業所、介護職員の方々が多数受講してみえますので、それによりまして確かな人材育成につながっているという認識であります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、この問題につきましての最後に、市長にお尋ねをいたします。

介護職員の現状は、賃金水準も他の産業と比べますと低い水準にあると思いますが、介護職員の処遇改善に対するお考え、また人材育成についてのお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

今までの質疑の中で、また私どもの答弁という形の中で、介護職員さんの現実の姿というのが浮き彫りにされてきておるんじゃないかなあと感じております。大変離職率が高い、あるいは賃金的な問題がある、仕事がきついという形の中で、深夜勤務なんかもあるわけでございますので、大変きつい仕事であると事実だと思っております。

しかし、このような状況においても、超高齢化社会におけるさまざまな形の中で介護における必要な人材ということを見つけ出していかなきゃならない、確保していかなきゃならないというのは、それぞれの介護事業所も切実な問題だろうと思っております。

先ほども議員おっしゃるように、国においてもさまざまな報酬の改善ということについて行われておるわけですが、これをぜひ一つは持続していただきたいと思っております。

また、介護事業者に対しまして、経営努力という観点から、この介護の事業所でお仕事

をされる方に対する、職員さんに対してしっかりと補っていただきたいというか、そういったようなことを実施していただきたいと思っておるわけでございますけれども、人材育成と重なる部分があるわけでございますが、これは輪中の郷の初任給と、そして私ども弥富市の職員、大学卒あるいは短大卒、高校卒という形の中で比較をさせていただきました。

例えば、大学卒の状況の中においては、一般職では大学卒、輪中の郷では17万2,200円でございます。これは私どもの市役所の初任給17万5,600円と3,000円ほどの差はあるんですけども、そう大きな初任給の差はないということでございます。そして、短大卒でありますと一般職で、輪中の郷は15万8,700円お支払いをしてみえるようでございます。私どもとしては15万5,700円で、これは逆に輪中の郷さんのほうが初任給という点ではいいわけでございます。また、高校卒におかれましても、輪中の郷さんは14万9,800円、そして私どもが14万2,300円で輪中の郷さんのほうが若干いいということでございます。

これは人材育成と絡めるということにつきましては、介護福祉士という資格を取っていただくと、さらにその初任給に対する上積みが最初から計算をされるわけでございます。ぜひ御本人にとってもみずからを啓発していただいて、介護福祉士という資格を取っていただいて、それぞれの事業所でお勤めいただくことが給与等の問題においては改善されてくると思っております。

また、輪中の郷さんにお聞きいたしますと、この資格を取るためには、その支度金という形の中で準備していくということも聞いておりますので、ぜひそのような形でこの介護福祉士の資格を取っていただきたいと思っておるわけでございます。

また、民間の事業所と特別養護老人ホームという形の中で、若干考え方を異にするわけでございますが、炭竈議員御承知のように、私ども弥富市といたしましては、輪中の郷のような社会福祉法人においては助成に関する条例が定めてありまして、その第2条において、市長は社会福祉法人に対し補助金を支出したり、有利な条件で貸付金を支出することができるということになっております。こういった制度がございますので、また事業所のほうから申請をしていただいて、この有利な条件のものをお使いいただきたいと思うわけでございますけれども、じゃあ民間の事業所はどうするかということになりますと、全て経営努力ということになってしまうわけでございますけれども、その辺の差が出てくるというようなこともあります。

御承知のように、平成の初めから平成23年まで続いたわけでございますけれども、市民の多くの御協力によって輪中の郷ができたわけでございます。そして、それ以後、二十数年にわたりまして、当初の建築の負担金あるいは利子補給という状況の中で大きく補助金を出させていただきました。これは一番最高のときには1,500万ほど拠出しておりまして、平成23年のときには約900万で終了させていただいております。このようなことが、先ほど言いま

したように社会福祉法人の助成に関する条例という形のものがあるわけでございます。そういった形の中で、これからも努力をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、先ほども人材育成については所管のほうから、担当のほうから述べさせていただきましたが、やはりまずは本人が努力することも非常に大事だろうと思っております。そのことが自分の給料にもつながっていくということにもなりますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

私どものできることは、それは社会福祉法人という形の中で限定されますけれども、応援もさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長より、総論としてお答えをいただきましたんですけれども、社会福祉法人への補助と、それから民間ということの事業所への、市としては公正であるべきだと思うんですけれども、そういうわけにはいきません。

ですので、また市長会議などで国に対しまして、この介護報酬のあり方については適正になるように、より一層の改善を目指していただきたいと思いますということを心から願うものでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

ひとり暮らしの高齢者対策について、お尋ねをいたします。

9月議会において、ひとり暮らしの高齢者数を教えていただきました。平成26年4月の段階で、ひとり暮らし高齢者世帯は1,415世帯、高齢者のみの世帯は1,536世帯とのことでございますが、以前から、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯の状況の把握には民生委員さんの御活躍があつてのことだと思っておりますが、このたび第186回通常国会で成立をしました、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案では、地域で生活する高齢者に対して、どのように医療・介護、地域住民、ボランティアなどがかわっていくかということが課題として浮き彫りになり、地域というキーワードを前面にして今後の高齢社会を乗り越えようとしています。

高齢者の方々が住みなれた地域で生活するために、医療・介護、地域社会、ボランティア等の連携のもとに地域の包括ケアシステムが構築されるものと考えます。高齢者の方々を見守るために繊細な問題として出てくるのが、個人情報をもどのように取り扱い、どのように共有するかということだと思っております。

さきの9月議会で、堀岡議員の質問の中に認知症高齢者の徘徊対策として、市では防災無線を利用した臨時放送や市の安全メールで対応するとし、また県ではSOS広域ネットワークの実施要領の策定に取りかかっているとの御答弁でございました。

特に認知症もない高齢者の方々の見守りについては、情報の共有まで至っていません。そ

こで、いざというときの情報共有を、個人情報保護と両立した形での対策を確立していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 高齢者の方の見守りの観点から、その情報の共有ということでございますが、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の実態把握は、議員のおっしゃるとおり民生委員さんを通じてお願いしているところであります。

現在、高齢者、障害者、災害時要支援者などの名簿は担当課で管理しておりますが、災害対策基本法の改正を踏まえまして、市町村長は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の関係者に名簿情報を提供するものとする。また、市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難・支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者、その他の者に対し名簿情報を提供することができるということでありますので、今後は介護高齢課や福祉課、防災安全課が連携し、自主防災会や自治会などからの情報提供の要望に対応できるよう準備してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 差し迫った超高齢社会に備えまして、あらゆる取り組みを連携させながら、連動させながら多様なサービスの展開を総合的に推進していただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

2点目でございますが、2点目に認知症カフェへの取り組みについてお伺いをいたします。

平成25年度から平成29年度までの計画とする国の認知症対策5カ年計画では、1. 標準的な認知症ケアパスの作成・普及、2. 早期診断・早期対応、3. 地域での生活を支える医療サービスの構築、4. 地域での生活を支える介護サービスの構築、5. 地域での日常生活、家族支援の強化、6. 若年性認知症施策の強化、7. 医療・介護サービスを担う人材の育成といったようにメニューがございますが、その中で5番目に上げさせていただきました地域での日常生活、家族の支援の強化という項目の中に、認知症カフェの普及により、認知症の人やその家族などに対する支援の推進と起債をされております。

そこでお尋ねをいたします。

これまでも認知症カフェの取り組みについては質問がなされておりますが、9月議会での同質問に対して、市側より、平成27年度から認知症カフェについては名称を変えて実施すると回答を得ています。

そこで、一つ提案でございますが、9月議会では、私は空き家対策について質問をいたしました。その中で、空き家の利活用についてお尋ねをしたところ、市のほうは、現時点においては利活用対策を講ずる考えはありせんといった御答弁でございましたが、今回提案をさせていただきたいのは、空き家として放置されている家で状態の比較的よい良好な空き家をこの認知症カフェとして再利用できるようにしてはどうでしょうか。市側の御見解をお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 空き家で認知症カフェとしての活用につきましての御質問でございますが、認知症カフェへの取り組みにつきましては、新年度から取り組むために計画中でございます。

一部の介護事業所におきましては、既にもう取り組んでおるところがございます。さらに、これから開催したいという事業所も五、六カ所ございます。このことを踏まえて、市といたしましても、新年度以降、この事業に対して支援をしてみたいと考えております。

実施に当たりましては、やはり最初は設備と介護になれたスタッフが必要であり、参加者が安心して参加できるという条件を整える必要があると考えております。軌道に乗りましたら、自治会とか福寿会、自主サークル等として取り組んでいただけるようになれば理想であると思っております。

開催場所についてでございますけれども、まずは介護事業所から始まり、公共施設、自治会集会所と広がっていければと考えております。

御指摘の比較的良好な空き家の利用については、まず衛生面、安全性、防犯上の問題や施設を借り上げるということが必要になってまいりますので、その借り上げ料など検討する内容もたくさんございまして、それに伴う問題点も多くあるかと考えております。

現段階では、まず先ほど言いましたように、公共施設、自治体集会所等を中心に考えてまいります。空き家での実施につきましては今後の課題にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 空き家での利用実施が今のところは困難であるということでございますけれども、今後、利用可能な家屋が出てくるかもしれませんし、ぜひ使ってくださいというお声もあるかもしれません。そういったときには、また御検討いただけるように要望をしておきます。

また、一部事業所において、もう取り組まれているということで御答弁いただきましたけれども、これからもまた予定をされているところもあるということでございます。そうした取り組みが、今後地域の支え合いや家族支援のために、お互いが励みとなるように推進への

拡大を要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3点目でございます。

3点目に、健康マイレージ事業についてお伺いをいたします。

住民の健康づくりを促進する健康マイレージは、日々の運動や食事などの生活改善、また健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、市町で決定した健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めると特典を得られるものでございます。

全国でも、静岡県また福岡県等が事業導入が先駆けとなりまして、愛知県では平成26年から市町村共同事業として健康づくりにつながる取り組みを実践することによってマイレージ、ポイントを獲得でき、一定以上のマイレージ獲得者には県内協力店でさまざまな特典サービスが受けられる優待カードを交付する愛知健康マイレージ事業を開始しています。

こうした中、あま市では本年9月からあま健康マイレージ事業を開始し、各種健康診断の受診や運動、またイベントや講座への参加など、自己申告の上ポイントを得ることができ、一定のポイントがたまったら応募による景品交換や、また協力店でのサービスが受けられるというもので、ポイントカード付きのチラシを全戸配付いたしまして、住民の健康づくりを推進しております。同じく蒲郡市や田原市、岩倉市や安城市、こういった県下においても参加市町はふえつつあります。

この健康マイレージ事業につきましては、本年3月議会でも同様に質問をさせていただきました。本市における事業の導入への質問に対しまして、市側より、弥富市においても県が実施するあいち健康マイレージ事業に参加をし、市民一人一人の方が健康寿命を延ばし、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりに取り組む動機づけ支援をしていきますとの前向きな御答弁を得ております。

そこでお伺いをいたします。

本市におかれましても、早期導入をしていただきたく、その後の進展状況と今後の取り組みへのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 健康マイレージ事業の進捗状況と、今後の取り組みということでお答えさせていただきます。

愛知県では、行政、企業、関係団体等が連携して、社会全体で個人の健康づくりを支え守るため、平成26年9月1日より市町村と共同で愛知健康マイレージ事業を立ち上げたところでございます。

県内では、御指摘のようにあま市、犬山市など7市で実施されておりますが、本市においては実施に向けての検討は進めてまいりました。健康づくりメニューなど、他市町村の状況

を参考にしながら検討を進めてまいったわけでございますけれども、県が市に行っております協力店の依頼、認定作業でございますが、余り進んでいないという状況でございます。せっかくマイレージを獲得いたしましても、サービスを受ける協力店が少ない状況であります。実質的にこの地区で使えるのは1企業だけというような現状でございます。

そういった中で、この協力店の進展状況を見ながら、来年度実施に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 来年度より事業のスタートということでございます。

今、協力企業のお店が少ないということで、これからだと思っておりますけれども、事業内容として、具体的なお考えがスタートに向けてあるようでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 本来、健康づくりは個人個人が考え実施することが必要であります。主体的な健康づくりを支えるために社会全体で支援していくことも重要なことでございます。

健康的な生活習慣の確立、健康の自己管理能力の向上、生きがいづくり等に視点を置いた健康づくりメニューの作成、県の優待カード、愛知健康づくり応援カードの利用とあわせまして、市といたしましても、楽しみながら健康づくりを目指す特典としてきんちゃんグッズの交付などを使って進めていくことも検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 健康マイレージ事業で健康づくりに励むきっかけとなれば、先ほども申しましたように、健康診断の受診率の向上、また日常生活の改善などで医療費や介護費の抑制にもつながると思います。

また、先ほど協力店が少ないというお話もございましたけれども、今後また協力店などの参加を募って、地域の経済活性化にもつなげるよう期待できるものと考えております。

例えば、あま市のように、市民にわかりやすいようにチラシなどで周知をしていただくということで、多くの市民が本当に楽しく健康づくりに参加できるように取り組みをしていただきますことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時55分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 平野 広 行

同 議員 三浦 義 光

平成26年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
|----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 伊藤久幸 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>税務課長   | 伊藤好彦 |
| 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長 | 佐野隆  |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 八木春美 | 民生部次長兼<br>児童課長   | 渡辺秀樹 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 竹川彰  | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 服部誠  | 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 |
| 財政課長             | 石田裕幸 | 秘書企画課長           | 山口精宏 |
| 防災安全課長           | 橋村正則 | 収納課長             | 山守修  |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  | 保険年金課長           | 平野宗治 |
| 環境課長             | 鈴木浩二 | 健康推進課長           | 花井明弘 |

|        |       |                |       |
|--------|-------|----------------|-------|
| 福祉課長   | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野 隆  |
| 農政課長   | 安井 耕史 | 商工観光課長         | 羽飼 和彦 |
| 都市計画課長 | 大野 勝貴 | 学校教育課長         | 立松 則明 |
| 生涯学習課長 | 半田 安利 | 図書館長           | 奥田 和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 邦夫 | 書 記 | 浅野 克教 |
| 書 記    | 伊藤 国幸 |     |       |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

9月議会に引き続き、2期8年に及ぶ服部市長の政治姿勢、政策課題への取り組み、行財政運営等、実行状況について総括をし、今後の弥富のまちづくりのために反省すべきは反省をし、改めるべきは改め、時代に即応した効率的・効果的な行財政運営に心がけ、市民の期待に応えるべく有効な事業展開を進めていくために、お互いに緊張感を持って、きちんと整理した議論をしたいと思っております。

服部市長、私の発言内容を冷静にひとつ聞いていただきたいと思います。

事前に全て質問内容は文書で提出してありますので、基本的に要点を議論したいと思います。答弁についても、要点を明瞭・簡潔に答えていただきますようお願いをしておきます。

私は、時には大変厳しい発言、質問をすることがよくあります。

8年前に服部市長誕生に奔走した私たちは、責任があり、市民の期待に応えていただきたいと思います。願いながらも、なかなか実感するまでに至っていないこともよくあります。

9月議会において、2期7年半の評価として、人に優しい、もっと豊かなまちづくりを目指してきた。税収も大変よい。また、都市基盤の整備、湛水防除事業等の排水対策、学校の整備、防災対策等の成果を強調した答弁があり、反省としては、市街化区域の拡大、特に車新田を市街化区域への編入調査をする方針との答弁がありました。ようやく土地活用に目覚められたのかなあという感じがしたのであります。

今回は、人の力をかりる、協力を得なければ何事も前に進まない政治姿勢、これを中心に私が何回となく指摘してきたように、執行権者は常に結果責任を問われる立場にある自覚が

重要であることを中心に議論をしてみたいと思います。

唯一の執行権者である首長は、幾ら雄弁であっても、また一生懸命やっています、真面目にやっていますと言っても、実行をし、事が成就しなければ責任を果たしたとは言えません。結果が悪ければ、言いわけ、言い逃れにすぎず、全て結果責任が問われることになります。これが執行権者の使命であります。真剣に耳を傾け取り組むことこそが重要であります。そのために、円滑な行財政運営ができるように多くの部下であるスタッフを持ち、権限が与えられ、生活等の待遇保障もされているのであります。議会においてうまく答弁ができればいいというだけではなく、また抽象論ではなく、具体的に目に見える形になってあらわされ、市民の方々が納得できるようにしなければ、執行権者としての責任を果たしたとは言えないのであります。このような観点から質問をしてみたいと思います。

まず最初に、合併10周年記念サッカー場建設問題の取り組みについて尋ねてまいります。

9月定例会本会議において私の質問に対して、市長は突然合併10周年記念のシンボル事業として三ツ又池公園に隣接した場所に全天候型の人工芝グラウンドで、公式競技ができるほどのサッカーグラウンド等をつくると表明されたのであります。私を初めほとんどの議員は初めて知り、驚いたのであります。傍聴者やテレビを見ていた市民も、もちろん初めて知り、驚いた人も少なくなかったのであります。市長が表明された以上、大きな関心事になったことは事実であり、いろいろの話題が飛び交っております。その後、議会には一度説明があり、二、三の質問はあったものの協議するまでには至っておらず、議会の反応では、逆に賛成意見はなかったように私は受けとめたのであります。しかし、さらにまた11月16日の服部彰文後援会総会の際にも、市長から直接サッカー場建設構想の表明があったと聞いております。

市長が市民に対して発した言葉は非常に重要であり、責任も重く、簡単に変えることはできないと思うのであります。

市長は、議会の議決は重いとよく言いますが、市長の発言は、執行権があるだけに、より以上に重いということを私は申し上げておきたいと思っております。

新庁舎建設について既に経験をしているように、手順を間違えたために、今もって建設までには至っていない。よく反省をし、よく考えて答えていただきたいと思っております。

そこで、まず市長、このサッカー場建設、必ず実行・実現させるか、最初に決意を伺いたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問に、私も冷静に御答弁申し上げます。また、後々の質問の中におきましては、私の意見も添えて御答弁をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずサッカー場の問題でございますが、9月議会で第1次総合計画の中に織り込むため、総合運動公園の基本構想を発表させていただいたところでございます。

御承知のように、平成26年から平成30年までの総合計画の基本計画として後期基本計画が策定をされておるわけでございますが、その中において、いわゆるスポーツの振興という状況の中で、総合計画審議会のスポーツ推進委員の委員長をやっていただいております黒柳さんからこの総合運動公園のお話がありました。黒柳さんにつきましては、議員も御承知のことだと思っております。こうした中で、委員等の意図を酌み、その核としてのスポーツ施設としてサッカーグラウンド、あるいはお年寄りに大変人気のあるグラウンドゴルフ等々の設備の基本構想に着手したところでございます。

日本全国におけるサッカーの人口はもちろんのこと、私ども弥富市におきましても、少年サッカーの人口を中心として、海翔高校で、あるいは黎明高校というところにおいても部活動が非常に活発でございます。また、弥富市に進出していただいている企業チームという形の中で、多くのクラブチームがあるわけでございます。いずれも、このチームにおきましては、いわゆる専用グラウンドがない、あるいは公式試合をするグラウンドがないという形で、これはぜひ、いわゆる基本構想の中の中心的な核としてサッカーグラウンドを持っていきたいと思ったわけでございます。

このことにつきましては、青少年のジュニアの青少年県全育成にも大きく貢献するであろうと思っております。また、お年寄りの健康増進として人気のあるグラウンドゴルフも一緒に併設していきたいと思っております。

市民の皆様の御理解と地域、地主さんの御協力をいただき、ぜひとも実現をしていきたいと思っております。

議会の賛成がなかったということではなく、これからしっかりと計画を立て、説明をしていく、これが私たちが議員の皆様に対してやっていかなきゃならない基本的な行動だろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、市長の決意は伺いました。

黒柳さんは体育協会の理事長でもありますからよく知っております。本会議で表明されるまでの過程において、どのような検討、協議がされてきたのか。また、議長との事前協議、さらにあらかじめ地主の方々との協議はされてきたのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ただいまの御質問について御答弁申し上げます。

今までの表明する過程におきましては、これは昨年末、ちょうど1年ほど前になるわけで

ございますが、弥富市のサッカーの現状を理解するために、弥富市サッカー協会役員兼弥富ジュニアサッカースクールの監督をしていただいております森田氏に面談を申し込み、現在の弥富市の少年を中心とするサッカー人口について詳しくお話を伺いました。また、クラブのサッカーのコーチをしている職員であるとか、ほか多くの方々にアドバイスを受けながら、私どもの生涯学習課の職員の手づくりの基本構想として作成してきたものであります。私と職員とで何回も協議した末、また財政部局も入れ、基本構想がまとまってきたわけでございます。

その基本構想は、おおむねことしの8月でございました。9月の定例議会に議員の皆様へ報告すべき8月の末に議長に事前にお話をさせていただきました。事前にお話をさせていただきただけでありまして、事前の協議はしておりません。

また、地主の方々の協議はどうかと御質問でございますが、基本構想から具体的な基本計画を策定してから地主の方々には協議を進めたいと考えております。

その時期は、おおむね来年の8月から9月を予定しておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長がここで発表されたのは、私どもは初めて聞いたわけでありまして。全員協議会にて、その後説明がありました。弥富市総合運動公園基本構想、これでありまして。この内容によると、補助事業と聞くが具体的な計画内容について最も重要なことは、費用対効果、利用対象者、利用料の可否の問題、利用度、特に維持管理費等は、具体的に概算の検討はどのようにされてきたのか、その点について尋ねておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 基本構想の中でお示しをいたしました、いわゆる基本計画までの策定があるわけでございますが、現在、私どもはこの事業を国土交通省の所管、社会資本整備交付金を活用する予定をいたしております。内容につきましては、工事費につきましては2分の1の交付金、また用地の取得につきましては3分の1の交付基準になっております。そしてまた、交付金の対象経費から交付金を除いた額の90%を起債で充当し、一般財源の軽減を図っていきたく思っております。また、ほかにこの施設基本構想を実行していくための有利なメニューがないかという状況の中で、前国会議員の方にも御相談を申し上げているところでございます。

費用対効果の御質問でございますが、計画の施設では、先ほどから言っておりますサッカーグラウンド、そしてグラウンドゴルフ、フットサル、体育協会の行事等の利用を想定いたしております。こうした競技団体にとって効率よく活動ができ、ほかの市町村との交流試合であるとか大会の開催も可能となり、大変有意義な活動ができると考えております。また、

弥富市を大きくPRすることもできると考えております。

現在では、市民のスポーツ・レクリエーションに対する要望の高まり、あるいは子供の体力の向上、先ほども言いました健全育成、お年寄りの健康増進が求められている時代でございます。市民の憩いの場や地域コミュニティの活動の拠点として大きく貢献がされると思っております。

利用の対象者は、先ほどから申し上げておりますように、市内のサッカー人口であるジュニア層、あるいは高校の部活、中学校の部活、あるいは企業のクラブチーム等々で現在では約1,000名近くとなっております。そしてまた、グラウンドゴルフをこよなく愛する人もたくさんお見えになるわけでございます。そういうような状況の中で、我々としてはこの施設を利用させていただきたいと思っております。

利用料の可否につきましては、グラウンド使用料はいただきます。これは、愛知県のサッカー協会とも指導いただく予定をしております。

また、維持管理費が大変だろうとも想定をいたしております。これは、一番中心となるのは、人工芝の管理が一番であろうと思っております。

私は、伊勢市が経営しておりますサッカー場を3回ほど尋ねさせていただきました。また、先月は自治功労者の皆様にも研修の半ば立ち寄っていただいたところでございます。自治功労者の皆様方は、こういう施設が弥富にできるといいなあと、高い評価をいただいているところでございます。その施設の建設に向けてこれから努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、用地の取得面積とか用地取得の概算見積金額等については、どのように積算しておられるのか尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどもお話をさせていただいておりますように、構想段階での積算概要でございますが、土地の造成、人工芝の敷設、クラブハウスの建設、いわゆるお客様に少し入っていただく観覧席、防球ネット、照明等の附帯施設でございます。そしてまた、用地費の合計で13億円の積算をしているところでございます。用地の取得面積につきましては、先ほどのそれぞれの施設に対してこれからしっかりと精査していかなきゃならないと思っております。現在の段階では素案はできておりますけれども、具体的な数値につきましては、基本計画を策定するまで発表を控えさせていただきたいと思っております。

また、用地の取得の概算見積金の額はという御質問でございますけれども、これはあくまで用地の取得に対しましては鑑定評価で決定をさせていただくと、そのように今現在は考えておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 先日、その基本構想を出されたときに、大体こういうような土地だという土地の設計というか、用地のものも示されたけれども、すぐに回収をされてしまいました。ところが、大体みんなわかっておるわけですね、地元であれば。

そういう中で、私が1つ市長に尋ねたいのは、まずこういう財政支出を伴うようなもの、しかも合併10周年記念事業のシンボルと市長が位置づけされておるようなものであるならば、当然市民に公表する前に、議会に諮ることが第一ではないかと。私が先ほど、手順を間違えるとできるものができませんよということを申し上げたんですが、そういうような議会に諮ることがまず一番大事な問題ではないかと。二元代表制である以上、市民に公表する前に議会に諮っていく、これが議会の存在であり使命であります。また、そういうことが一般常識であると私は考えておるのであります。

また、問題点の第2は、前述した費用対効果を初めとする内容の検討を初め、現状の弥富市として多くの行政課題が存在する中において、必要度、選択順序の位置づけ等、これは議会である程度決めていく、これが大事だと思うんですが、市長は議会には関係ないと、こういうような認識で最初に発表されたのかどうか。この点について、市長の認識について尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

この総合運動公園の構想を最初にお示しをさせていただきましたのは、議会の皆さんです。議会の皆さんからスタートをさせていただいております。

これから来年に向けて基本計画を策定していくわけでございますけれども、その途中で議会の皆様方にもお話をさせていただきなきゃならない。特に財政的な問題につきましては、いろんな取り組み課題もございますので、そうした課題の中では、しっかりとお話をさせていただきます。議会に関係のないというような発言は一度もしたことはございません。また、そのようにも思っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 9月議会で、初めて私は聞きました、ここで。合併10周年記念事業だ、これはサッカー場だ、こういうことを初めて聞いたんです。恐らく議長以外の人は、初めてここで聞いたと思っておるんです。市民もここで初めて聞いたと思っておるんです。

やっぱり私は、手順としてはこういうような構想を記念事業としてやりたいとか、こういうものをつくりたいとかというような場合には、議会に諮って、ある程度議会のほうが認めた上で発表していくというのが手順じゃないでしょうか。初めて議会に協議したと言われるが、ここで発表されたのが最初じゃないですか。どうですか、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私といたしましては、この基本構想を8月の末に、議長にその素案という基本構想という段階でお話をさせていただき、9月議会に議員の皆様方にも御報告を申し上げていくという形を先ほどもお話をさせていただいたとおりでございます。

そうした形の中において、これは私たちの職員の手づくりで基本構想をまとめてきたものでございますので、まだその段階においては、議員の皆様方にはお話をする段階になっていないという形で御理解もいただきたいと思えます。要するに、9月議会が最初であるということが事実でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、もう少し私も、これは政治姿勢の問題として大事な問題だから、きちっと一遍議論をしたいと思えます。

地元では土地改良事業等も行われており、あらかじめ10人の地主もわかっていると聞いております。その地主の中に佐藤高清議長の土地が入っているとの話が出てきたため、この構想が発表された直後に、私は直接議長に尋ねたところ、初めて市長の答弁で知ったと。私の田は1反7畝あり、相続により納税猶予がしてあるから交換地でももらわないかなあなんていう答えでありました。そうすると、議長はもはや8月段階というか、議会の前に承知をしておったというように理解をしていいのかどうか。市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから何回もお話をさせていただいておりますけれども、基本構想が職員の手でできまして、議会のほうにお話をしていくというような状況において、8月の末だったと思えますけれども、議会の議長に9月議会でお話をさせていただくというようなことをお話しさせていただきました。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると議長、私に答えた、初めてここで聞いたということはどういふことでしょうかね。これは私は大事な問題だと思いますよ、このことは。

市長と議長と、内容が全然違うんですよ。議長は、初めてわしも聞いたと。何か息子がサッカーをやっておって、そんなようなことがあるというようなことは聞いておったけれども、市長から直接聞いたということは言うておりませんよ。こういうようなやり方というのはいんだらうか。一遍、議会でもこれは十分議論をしなきゃならん問題になってきたと、私はそういうように認識しております。

特に、議長も地主の一人であるということから考えて、調査をした人によると、議長の土地は平成7年10月1日に相続をされておる。平成8年4月17日に納税猶予が設定されており、これから1年5カ月後には納税猶予期限が終了をし、売買は可能になると。最初からこのよ

うな計画、計算はされていると地元では話題にもなっております。この点について、服部市長は承知をされておったかどうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 計画の土地につきまして、佐藤議長の土地が含まれておるということにつきましては、全体の、約10名でございますけれど、地主さんの一人であることは承知しておりました。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、議長の土地の納税猶予がかかっておることも知っておられたということですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 10人の土地の皆様方のそれぞれの事情につきましては存じ上げておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ここでこういう議論をしておってもいけませんので、これはまた一遍、きちっと改めて議会としての対応をきちっと協議をする必要があると思っています。いいですか。

そこで、恐らく今の状況からいきますと、ここは広く公表をされたわけでありますから、議会や市民の同意が必要になってくると思います。地主さんの同意はもちろん必要になってくると思います。こういう手順を誤ると、結局できるものもできんようになる可能性もあります。

そして、今の弥富市において重要な政策課題がいっぱいある中で、13億に及ぶ事業費が必要なこれが最優先課題になるかどうか。こういう点を、これから議会としてはしっかりと議論をしていく必要があると思っております。

特に、市長が議会の協議を尊重する姿勢として、もっと議会を大事にして、慎重に最初からよく検討されていくべきではなかったかと、私はこういうように考えておりますので、これは過去8年の市長の政治姿勢の一つとして重要な問題だということを提起しておきます。

そこで、続いて関連をしながら、2期8年の市長の基本的政治姿勢、政策課題の取り組み状況の総括について質問をまいります。

市長は、市民に2回の選挙公約、1回目、2回目、こういうような選挙公約。1回目は私もこれは関係をしてつくらせていただいた一人であります。

それからまた、今の市長が当選されてから、弥富市の新時代への針路という総合計画もつくられております。これも、ようやくことし曲がり角に来ておるわけです。半分過ぎたところ。こういうような立派なものできておるわけでありますが、この内容としては、私

は大変立派なまちづくりの指針であると認識をしております。

しかし、ここに書いたからといって、全てができるものではないと思います。しかし、これだけは守っていただきたい、これはぜひ実行し、実現していただきたいと市民サイドで考えているものも多くあります。

服部市長が3期目の出馬を表明された以上、私はこの2期8年間の自己評価、自己反省をされることが重要ではないかと考えるのであります。

そこで、最初に公約の政治姿勢の重要な内容について尋ねたいと思います。

まず、民間企業から学ぶローコスト運営、無駄遣いをしない、効率的・効果的財政運営、貴重な税金は1円たりとも無駄遣いはしない、情報公開、市民との対話を大切に約束を守る市政運営の実現、公平・公正・透明性のある市政、人に優しいまちづくり、知恵を出し実行します、さらなる行財政改革を推進し、自主財源の確保等がこの中に明記されておるのであります。

そこで、市民に約束したこれらの政治姿勢の項目内容について、全部を申し上げるわけですが、基本的にいかにこの項目を堅持され、どのように実行されてきたか。それぞれ心がけとして自己評価・自己反省を、具体的に実例があれば、政治姿勢として示していただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

まず最初の民間企業から学ぶローコスト運営、税金の無駄遣いをしないという項目でございます。

私は、長年流通業界に身を置き、競争の厳しさを学ばせていただきました。企業の生き残りにおいても、最少の経費で最大の効果を上げることがそれぞれの企業に最も大事であるということをつき込まれたわけでございます。また、当初佐藤議員にも、けちにはなるな、無駄とぜいたくは厳しく戒めよと御指導をいただいたところでもございます。これからもしっかりと、この件につきましては、自分の政治姿勢として踏襲をしまいたいと思っております。

2点目の情報公開、市民との対話を大切に約束を守る市政運営と。これらの実践におきましては、平成21年度から始めましたまちづくり出前講座、また平成24年から継続しております市長出前講座、また多くの自治会、関係機関の総会等において情報等、あるいは市政の方向ということにつきまして御報告申し上げ、市民の皆様の意識と知識の向上に努めさせていただいております。

また、情報におきましては、ホームページにおいて公開できる情報は全て積極的に公開をさせていただいております。公平・公正・透明性のある市政ということにつきましては、各

種審議会などの委員の市民公募、またパブリックコメントの実施など計画の策定、評価など市民参加、協働の充実を図っているところでございます。地域づくり補助金制度は平成20年から創設し、まさに市民との協働で積極的に市政づくりを推進しているところでございます。

4点目のさらなる行財政改革、自主財源の確保ということにつきましては、平成18年から弥富市は第1次行政改革が推進され、平成26年から第2次の行政改革を積極的に進めておるところでございます。しかしながら、行財政改革はまだまだ道半ばでございます。また、自主財源の確保につきましては、市民の皆様の大変な御努力によって着実に財源を伸ばすことができております。

平島中区画整理事業において、人口の集積、土地・家屋に対する固定資産税の伸びは非常に大きく貢献をしていただいております。

また、港湾部における企業誘致、鍋田埠頭を初めとするコンテナ物流の拠点の整備、これらも大きく貢献をし、平成25年度の決算においては、市の税収は過去最高額を更新したことが皆様方にもお伝えしたとおりでございます。これからも港湾部における固定資産税は、今現在では市全体の30%の構成まで大きく膨らんでまいりました。さらなる取り組みという形の中で、第4バースの整備計画であるとか、新たな土地利用という形の中で財源を生み出していきたいと思っております。

こんなところが私の政治姿勢であるということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） 今、市長の答弁を聞いておると、全て市長が立派に努力をしてやられたように聞く人は聞くんですが、私はそんなように聞いておりません。

財政でも、これは別に市長が努力をされたわけではなくて、弥富の地の利と、そういう過去のいろいろの歴史的経過の中でよくなってきておると。こういうこともあります。

そこで、一番私が申し上げたいのは、民間企業から学ぶローコスト運営ということであるならば、これが徹底されておるならば、今回の市庁舎の建設についての監査請求とか、あるいは訴訟問題には発展しなかったと、私はこういうふうには認識しております。無駄遣いとは言いませんけれども、あの積算内容をきちっと市当局でチェックをして、民間企業から学ぶローコスト運営が実行されておるならば、あのような結果にはなっていない、このことをまず申し上げておきます。

そこで、今いろいろと市民との対話ということでありましたから、市民との対話もともすると1年に1回あるかもしれませんが、一方的なものであって、本当の市民の生の声を聞くような対話には至っていないと思うのであります。

そこで、一例を挙げておきます。

去る11月19日、新日本女性の会の方々二十数名と三宮議員、那須議員が同行して、十四山

保育所通園バスの存続を求めて服部市長に直接陳情をされたそうであります。これに対して服部市長は、既に平成27年3月をもって廃止することは決まっている。議会も大体了承している等の趣旨の内容の話を、感情的な大きな声を張り上げて怒った、中にはどなったと言っておる人もあります。こういうことが話題になっておるわけであります。

服部市長は、こういうことがあったということ、私がこの前、28日に全員協議会の席で申し上げましたが、否定をしましたが、同行した三宮議員や那須議員も感情的な対応の事実を認めております。

最後に、大声を上げて云々と謝罪をしたというようなことも聞いておりますが、謝罪をされたことは評価したいと思いますけれども、市民の陳情に対して、感情的に大声を張り上げて怒ったという事実は打ち消されないわけであります。これが指摘されて問題になっておるんです。

特に、ここで私は直接陳情された方々、数名の方からいろいろなことを聞きました。これは、ぜひ服部市長にきちっと伝えないかと、私はそう感じたのであります。特に、これは直接服部市長には関係ないことではありますけれども、8月2日の盆踊り大会において、議長挨拶の典礼がなかったとあって、高清議長が大声で運営関係者に暴言を吐いて帰ってしまったということが、一つの十四山では批判が高まっているこういうやさきであり、同様に市長までが大声でどなったとなれば、これは弥富市政に対して市民の不信感はますます高まっていくと私は心配をしております。

しかも、市民との対話を大切にするといいながらも、この市民を見下げた対応は、私は芳しいことではないというように思っております。

そこで、この対応を聞いた人たちが憤りを感じた人もありまして、十四山保育所バスの存続を求める会として、服部市長の批判と通園バス存続を求める署名活動が行われていると聞いております。ここにあります。

特に私が感じたのは、ここの中で、この発起人になっておる人たちは、大変十四山の中ではやっぱり憤りを感じた人がたくさんあるなあということを感じたんです。

そこで、こういうような署名活動が行われて、これからまた議会に陳情があるのではないかと思います。こうしたことを聞くたびに、私は市長のおごりというか、対応には非常に不信感を抱いたわけであり、残念と言わざるを得ません。

市長、事実関係はどのようになっているのか、また市民との対話を大切にすると政治姿勢はどのような内容なのか、その整合性をここで正直に説明をしていただきたい。恐らくきょうこの場で私がこういう質問をしておることを関係者の方は聞いておられるんですから、一遍きちっと謝罪するところは謝罪をして、きちっとその経過を説明していただきたい。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

新日本婦人の会弥富支部のその母体は日本共産党に置く団体であるというふうには私は理解をしておりますが、間違っておったらお許しをいただきたいと思えます。新日本婦人会の弥富支部の皆様とは、今までもいろいろな形で懇談会をさせていただいております。そして、毎年11月にその要望書をいただき、私ども所管の部長とともども同席をし、その要望についてお聞きをしているわけでございます。項目内容につきましては、子供教育に関する事、あるいは学校関係に関する事、福祉医療関係、あるいは環境、暮らしの問題、あるいは防災についての項目であります。それぞれの項目の具体的な要望に対して、私ども事前に打ち合わせをさせていただき、御回答を申し上げます。すぐに対応できる事、あるいは来年度予算に計上し実施することを約束すること、またこのことはできませんとお断りをする事もあるわけでございますが、毎回対話を大切にし、真摯に取り組ませていただいているところでございます。

十四山保育所の通園バスの存続につきましては、子供教育の場でお話があり、市側の回答といたしましては、昨年9月に、十四山保育所のバスの運行は平成27年度3月、今佐藤議員は27年3月とおっしゃいましたけれども、1年先の27年度3月という形で、もう既に議会の理解もいただいている、あるいは御父兄の御協力もいただくというような話もさせていただきました。全ての要求項目、要望項目が終了し、その後、元議員の立場で御出席の安井光子さんから再度お話がありました。そして、同じように今までにこのことにつきましては、御理解をいただいているというふうにお話を申し上げます。合併後、3年ごとに見直しをし、今まで継続を続けてまいりました。そして、もう来年は10年目になるわけでございます。公平・公正ということの基本にするならば、十四山保育所のバスの運行については、27年度3月で終了させていただくということを再度お話しさせていただきました。

そのような話の中で、合併後、十四山地区は道路の整備もされていない、安全に保育所まで子供を送れないという意見が出されたわけでございます。このお話を聞いたときに、少し言葉を荒げて声が大きくなったことは事実であります。しかし、そのことについておわびをなさうということならば、そのときにも私は後でおわびをさせていただいております。少し声が大きくなってごめんなさいという形でございます。道路の改修であるとか舗装につきましては、今まで区長さんから要望があった道路改修、あるいは舗装整備につきましては、現場を確認しながら前に進めてきておるわけでございます。そういう状況の中で、じゃあどのところの道路がいわゆる保護者の方が安全に保育所まで送り迎えできないかというところをお尋ねしたわけでございますけれども、お答えがございませんでした。そういう状況が私はあったと思っております。

いずれにしても、バスの存続につきましては今後もお話があろうかと思っておりますけれ

ども、しっかりと御説明を申し上げておきます。

そして、現状について、佐藤議員も御理解はしていただいていると思いますけれども、確認をさせていただきます。

現在、十四山保育所は170名ほどの保育児が通っていただいております。そして、そのうちバスの利用は50名ほどでございます。あとの120名の方は、保護者が送り迎えをされているという現状でございます。そしてまた、白鳥学区、あるいは桜学区の平島地区からも、多くの方がこの十四山保育所に行ってみえるわけでございます。十四山のバスの存続をする上においては、公平性を保つならば白鳥学区にも、あるいは平島地区にも送り迎えをさせていただかなきゃならない。そういうような現状があるわけでございますので、これは来年27年度3月で一応ピリオドを打たせていただきたい。バスの少し老朽化も進んでまいりましたので、この際に議会の皆様方にも御報告を申し上げたところでございます。

以上でございますので、これからバスの存続を求めることが行われるということをお聞きしておりますけれども、その方の一人にお話を聞きましたら、もう既にバスの運行は27年度末、3月でやめることだったんだなあというふうにお話をいただきました。だから、私はこの存続を求める会の皆様方に正しく情報が伝えられているかどうか、このことについても少し疑問を抱いているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今の市長の答弁で大体内容はよくわかったと思っておりますし、この存続の問題については、議会としてもある程度理解をしておることでもありますので、それは了としながらも、やっぱり市民を大切にということであるならば、こうしたことの言われないような、大きな声を張り上げたということは人に優しいまちづくりとはかけ離れておることだけ、私は指摘をしておきます。

この前の9月議会において大原議員からも言われたように、9月議会で大原議員の発言内容、市長に言うのと怒るでいかにという市民からの声も、あるいはまた議員OBの自治功労者会において、中村さんが服部市長にもっと佐藤さんの話も聞いてやったほうがいいんじゃないかと促したら、佐藤さんの話は聞かないと答えた。誰のおかげで市長になれた、何をするために市長になったと考えているのかと憤慨して話をされたこともあります。いいですか、私ははっきり言っておきます。

また、ことしの自治功労者会において、服部市長は誰も信じることができないと、8年やってきて信じられるのは自分だけだと言っていたというような話も聞きました。これは逆に言うと誰も市長を信じていないということにとれるわけです。これは市長の本音だと私は思うわけです。思うように事が運べないあかしでもありまして、このようなことを言っているようなことでは信頼関係も協力関係もできず、話し合いや説得、協力をお願いをしなければ

ならないような用地買収等がうまくできない原因ではないかと私は感じて、みんなでそういう話をしたことがあります。

時間もありませんので、細かいことまでは申し上げるわけにはいきませんが、必ずしも服部市長がここで答弁される政治姿勢は、市民の皆さん方の中に了としていないという人もあるということだけは市長もよく考えてこれから対応をしていただきたいということを申し上げておきます。

そして、総合計画の中でいろいろなことがありますけれども、特に市長の場合には、とかく今申し上げたような信頼関係とか協力関係を求めていかなければならないような事業、例えて言うと、こういうような土地の利用だとか道路整備だとか河川整備とか、市が直接努力をしてやらなければならないような問題がなかなか進んでいないところ、これは服部市長の政治姿勢が一つには大きく影響しておるといえるようにも考えております。

ですから、この前のタウンミーティングにおいても、参加した市民から出された質問や意見の内容は、南北に通じる都市計画道路、155号線の整備、安全な通学道路の整備、空き家対策、子育て支援、安全対策として鍋田地区、木曾岬干拓地のかさ上げ、南部地区の人口対策、交通アクセス、土地の有効活用、新庁舎の建設問題等々、今までに私を初め議会で何回も議論されてきた課題がなかなか進展していない、解決できていないということをやっぱり市民は感じておられるというように感じたのであります。

そういうことで、今後3期目を目指すならば、改めるところは改めて、しっかりと努力をしていただきたい。

最後に、1つ申し上げたいのは、今盛んに言われておりますのは、地方創生の問題であります。

そこで、地方創生に対して市長はどのように取り組む予定なのかということ。私も提案したいことがたくさんありますけれども、時間がないので言いませんが、地方創生との意味、あるいは地方創生として取り組みたい問題を、市長はあれば提起をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御質問の御答弁の前に、その前に言われました佐藤議員のお話の中で私の意見を申し添えておきますけれども、大変残念ながら、佐藤議員とは今現在膝を合わせてしっかりと政策論議をする、あるいはさまざまな行政に対する話し合いをする、あるいは胸襟を開いてお互いがそういうことを話し合う、そのような場も実は全くございません。そういう状況の中において、佐藤議員は佐藤議員の御意見を私にぶつけられるわけでございます。私は、いつでも佐藤議員のお話を聞く用意はございますので、どうかお時間をつくっていただきそのような場をぜひつくっていただき、御指導もいただきたいと思いますと思っております。

でございますので、申し添えさせていただきます。

今、盛んに言われております地方創生につきましては、また国会の実は解散間際の議論の中で決定されていたようなところでございますので、国そのものにおきましても、しっかりと私は議論がされていないと思っておるところでもございます。

基本的にはこんな形で理解をしています。

その地域に住んでよかった。そしてこれからも住み続けたいまちづくり、このようなことをいかにしていくかということだと思っております。

1つについては、安心・安全の角度からまちづくりをしていく、あるいは環境の観点から、あるいは財政力の観点から、そういった形の中でしっかりとまちづくりをしていくことであろうと思っております。

そんな状況の中で、私は今後、もっと災害に強い弥富市のまちづくりを皆さんとともに進めていきたい。そしてもっと豊かに活力あふれたまちづくりをしていきたい。

そして3点目は、もっと人に優しい健やかなまちづくりをしていきたいということ、これからの政治姿勢として、また具体的な施策として、市民の皆さん、議会の御同意をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これからお互いに地方創生のために知恵を出しましょうよ。それから、市長はこの前もそういうことでありましたけれども、私はいつでも市長から申し入れがあれば話はする用意はしております。これは私が言いたいことです。私から言っていけば、またいろいろの批判をする人があるといって拒否をしておったのは市長です。そのことだけ伝えておきます。

最後にもう1つだけつけ加えておきますが、公的行事における公職者の言動と品格についてということで申し上げます。

市民ゴルフ大会が、弥富市体育協会のゴルフ部が主催をして、教育委員会が後援して、10月8日、市民ゴルフが鈴鹿カントリーで開催されました。市長も議長も公務で出張中とのことで欠席でありました。最後の表彰式の席に安藤県議が訪れて挨拶がありました。

その挨拶の内容の概要は、こういうことであります。

自民党は大村知事を推薦したと新聞は報道していますが、自民党はいろいろあって、まだ推薦していません。新聞は間違っって報道していますと。知事選挙の投票日は2月1日に決まりました。弥富の市長選挙も2月1日になると思います。服部市長をよろしく願います。続いて、私の県議会議員選挙は4月12日が投票日になります。よろしく願いますと。こういうような市の関係する公的な行事の中で、こういうような挨拶がまかり通ることについては、市長、どのように考えておられるか、最後に聞いておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そのような場所で安藤正明さんがお話をされたということは、今初めてお聞きするわけでございますけれども、それはそれぞれの思いがあつてされたことと思つております。

しかし、自民党の問題であるとか、選挙の件であるとか、知事選挙と同日選挙ということにつきまして、この本会議の席上で私は選挙の話をするつもりは毛頭ございません。そういった形の中で、その後に詳しくお聞きになれば、安藤正明さんにお聞きになったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長、全然観点が違うんですよ。市の公的な行事のところであつたような挨拶をすることを許しておくこと自体が、服部市長の政治姿勢の問題なんですよ。いいですか。

もう時間が来ましたので終わりますが、よく認識をして行動していただきたい。終わります。

〔「先ほどの市長の発言で、事実と違っておれば訂正してもらえばいいということで、大事なことですので一言だけ発言させていただきます」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 三宮議員、認めます。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど市長の佐藤議員の答弁の中で、「新日本婦人の会は共産党系の組織だというふうに認識している」という御発言があつて、事実と違うなら訂正していただきたいという話でしたが、もともと新日本婦人の会というのは、政党支持やそういうことについては一切自由ということ掲げて活動しておりまして、早くから国連の非政府組織の市民運動の一環として、かなり有力なメンバーとして、日本の女性の市民運動団体として国連の非政府組織に登録をして活動をしている団体でありまして、たまたま私の妻も、あるいは安井元市議も構成団体であることは間違いありませんが、さまざまな立場の方々が入っておりまして、特定政党を支持したり、そういう運動をする団体ではなくて、平和や女性の暮らしのための運動を早くから豊富で続けてきた団体でありますので、私どもも同行を求められて市長や町長との懇談にずうっと参加しておりますが、そういう共産党の下部組織というような、あるいは共産党系組織というようなものではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思つています。

それからもう1つ、要するに十四山の保育所の署名の運動は、市長がそういうことを言われたからというような発言が佐藤議員のほうからありましたが、もともとあの会に参加をされて、あのビラがつくられたのは15日で、市長との懇談の前でありますので、そういうこと

ともまた無関係でありますので、誤解のないように、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長、答弁。

○市長（服部彰文君） 新日本婦人会の弥富支部の方が、私は先ほどの答弁で日本共産党に置く団体というふうに理解をしておるといふふうに答弁させていただきましたけれども、間違っているということなので、これは削除させていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、通告に従って3件の質問をいたします。

1件目は、弥富のまちづくりであります。

日本は、2010年から本格的な人口減少社会に突入しました。人口減少が日本を滅ぼしかねないほど深刻な問題だという認識は、国民の間で言いがたいと思います。総務省の統計局及び国立社会保障・人口問題研究所が作成した推計によると、人口のピークは2004年12月の1億2,783万人であります。その後、年々減り続け、2013年には1億2,639万人でありました。2030年には1億1,522万人、50年後には1億人を切ります。

この将来推定数字は、現在予測される出生率で推移するなどの条件での推計であります。既に地方では人口減少が始まっていますが、25年後から東京を含め全ての都道府県で人口減少が始まります。さらに日本の問題は、人口の減少と同時に発生する高齢者人口の急速な増加であります。人口問題研究所によると、25年後、4割以上の市町村で高齢者の割合が4割を超えると推定されております。人口減少と高齢化による市町村の問題点を推定しますと次のとおりであります。

1番、人口減少・高齢化により交通手段が不便になる。例えば近鉄佐古木駅のように無人化になり、また電車の本数が減ります。2番目、社会保障等の費用が増大します。3番目、上水・下水の運営が人口減少で難しくなります。4番目、小学校、中学校の統廃合が必要となります。5番目、空き家等が増加し、ゴーストタウン化する可能性があります。

私は、このような人口の減少と高齢化対策に対処するに、このまちに若い世代の定着と外部から若い世代の移住が必要であると思います。もっと内外に対し、弥富市のよいところに

ついてアピールする必要があります。特に若い世代に弥富を知っていただく、弥富市に住んでいただく必要があります。

弥富市をアピールすることは多くありますが、次のような点であります。1番、保育施設の充実したまち。これは待機児童なしということでございます。2番、小・中学校まで医療費が無料のまち。3番、自然が多いまち。4番、今後、名古屋市の中心となる名古屋駅まで15分で行けるまち。リニアが開通したときには、東京まで1時間で行けるまち。5番、文化施設・体育施設の充実したまち。

今後、弥富に若い世代が住んでいただくには、弥富のPRを行うべきであります。若者、子育て世帯が住みたいまちとしてどのようにPRを行ったらよいか。全国の方々に弥富を知っていただく必要があります。

そこで、私は提案質問いたします。

とにかく弥富をPRするためには、例えば今民放でやっております「なんでも鑑定団」、またNHKでやっております「のど自慢」、その他テレビメディアを無料で利用する方法を行うべきであるが、どうでしょうか。また、来年は合併10周年ということもあり、ぜひ行ってほしいと思います。これは無料で行うということでやっていただきたいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 本市のみならず、我が国は少子・超高齢化、人口減少時代の到来に伴うさまざまな課題への対応を迫られております。このような中において、それぞれの地域が特徴や個性を生かし、創意工夫のもとで独自の政策を立案し、まちの魅力を高めていくことが重要であると認識しております。

議員の言われるとおり、本市における子育て支援の充実などは全国的にも誇れる施策事業であると考えております。

テレビメディアの利用につきましては、まちのPRには大変よいものであると考えております。お示しの公開放送につきましては、先般、10月にNHK名古屋放送局へも要望を行ってまいったところでございます。これ以外でも、本市をアピールできるような放送企画などについても要望をしてみました。

もう一方の公開放送につきましては、10周年記念行事やイベントに合わせて応募していくことを検討していきたいと考えております。

その他にまちのPRとして、地域の話題やイベントなど、積極的に各メディアへ情報提供を行い、取材などテレビメディアで取り上げていただけるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げますけれども、市としての10周年記念事業という形の中でお話をさせていただいておるわけでございますけれども、10周年記念事業というのは、10年が経過した後、いわゆる11年目に基本的には多くの自治体ではやっているということでございますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。これから来年度にかけまして、10周年事業をどういったものを基本的には策定していくか、考えていくかということにつきまして、御理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） とにかくこれは無料でテレビメディアが利用できるということでございますので、弥富の宣伝になると思いますので、ぜひとも実施してほしいと思います。

次に、富山県の某市は、テレビで市への転入を促すCMを放送しているところもあると聞きます。弥富も行ったらどうでしょうか。

また、新聞の全国版で弥富市のPRを行ったらどうでしょうか。例えば、ここに日本経済新聞、5月19日付、これは郡山市の新聞でございます。これを郡山市が全国新聞で宣伝をやっております。また、これは清須市。これは市の宣伝ということではなくて、スポーツの振興のための清須ウォークというあれでございます。これも新聞でやっております。ですので、ぜひとも弥富のことについて、新聞等で宣伝していただいたらどうでしょうかということでもあります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） テレビCMや全国版新聞でのPRにつきましては、アピール効果は大変大きいですが、費用面の関係で難しいものと考えております。

平成25年9月議会の一般質問で答弁を申し上げましたが、新聞1面広告はおおよそ1,400万円、またテレビCMにつきましては、放送エリア、時間帯、視聴率によって料金が大きく変動します。ちなみに全国放送、ゴールデンタイムでは200万円から300万円程度が必要となります。また、ほかに放送するテレビCM制作費が別途想定されます。これらのことから、若い世代への弥富市PRは、スマートフォンなどの利用によるネットでの情報提供が弥富市の魅力アピールに効果があります。また、多くの人が閲覧していただけるよう、ホームページでの情報発信を魅力あるものになるよう努めてまいります。

新聞紙面でのアピールにつきましては、弥富市単独での掲載ではありませんが、新聞各紙の市町村、尾張地区、海部地区特集広告掲載において、市の紹介PRを行っているところであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 全国の方々に弥富を知っていただくということについては、大変有意

義なことだと思しますので、費用面がかかるという話でございますけれども、それ以上に費用対効果があると思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目でございます。

次に、全国に弥富を知っていただくために、今年の10月ごろであったと思ひますが、全国の県・市町村のキャラクターが彦根市に集まり、イベントを行っておりました。そのとき、偶然に彦根にいたのですが、そのイベントは大変大勢の人がまちを埋め尽くしておりました。弥富市のきんちゃんを探したのでございますが、ありませんでした。マスコミ、テレビ局が全社集まっておりましたので、非常に残念でありました。

私は、弥富市の観光協会は、現在、市の職員が兼務して行っている状況であり、第三セクターのような単独な組織で行い、また観光の企画を立て、日本中、弥富市の宣伝を行うような体制をとるべきであると思ひますが、どうでしょうか。これも弥富市の大きなPR活動になると思ひます。どうでしょうか、質問いたします。

○議長（佐藤高次君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

観光事業にもっと積極的に取り組めということでございます。御指摘のとおりでございます。各自治体が今や観光事業という形の中で地元をPRする、これは大きな経済的な効果も含めて意義があることだと思っております。

今、私が弥富市観光協会の会長という立場で務めさせていただいておるわけでございますけれども、これからは先ほども言いましたように、観光事業、あるいは観光産業というのは自治体間競争になってくると思っております。私どもが担当していく上においては、少し限界を感じておるところもございます。そうした形の中で、ほかとの連携も必要であるわけでございますが、慣習的に観光協会の会長を市長が担当するということにつきましては、今後見直すべきであろうと思っております。新年度の役員会において、平成28年度ぐらいを新しい体制づくりという形の中で考えていければと思っております。もっと観光事業に対して知識のある方、あるいはネットワークのある方、そういった方にぜひ弥富市の観光協会の会長という立場に立っていただいて、これは実施していったほうがいいのではないかと思っております。

また、これは関係のない御質問でございますけれども、市の体育協会も同じように考えておるところでございます。市の体育協会の会長を私が兼任をさせていただいておるわけでございますけれども、もっとスポーツの振興ということを考えた場合においては、新しい人に御担当いただいて、弥富市のスポーツの振興に努めていただくということが、私は今の時代にふさわしいだろうと思っておりますので、意見として感じております。

横井議員から具体的な案があれば、また観光事業に対して具体的な案があれば、ぜひお聞

かせいいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、長を云々ということを行った覚えはございません。ただ、組織が役所の組織でやっておると、限定されるんですよ。ですので、もっと自由に、もっと広くやったらどうかという意味で言わせていただきました。決して長が云々という意味じゃございません。

今の安倍内閣は、観光立国を目指しております。弥富を知っていただくには、全国で観光、若者の定着等のPRの施策は重要であります。ぜひとも実施し、活気あるまちづくりを目指してほしいと思います。

では、次に移ります。

集中豪雨対策について質問いたします。

この12月は、27年度予算の編成の時期であります。ぜひとも今後、集中豪雨対策のために田んぼダムを実施してほしいということで質問いたします。

さて、今年も異常気象による集中豪雨が日本各地で発生しました。積乱雲が発生した地域は、気象庁が「これまで経験したことのないような大雨」として、その地方に警戒を呼びかけています。それだけ頻繁に各地で集中豪雨が発生しました。今年8月の広島市の集中豪雨による土砂崩れが最も大きな被害でありました。

この東海地方の過去の豪雨の記録を調べてみますと、2011年、3年前の7月に三重県の桑名市で1時間に83ミリの集中豪雨がありました。四日市付近でも、1時間に90ミリの猛烈な雨が降りました。両市では、住宅の床上・床下浸水が発生し、相次ぎ避難者が出ました。全国でも、今年だけでも異常気象によるこれまでに経験したことのないような大雨以外にもゲリラ豪雨が多く発生しております。海部・津島地方は海抜が低く、特に水害には十分な警戒が必要であります。

私は、今年の10月に、京都市の隣にあります巨椋土地改良区、これは排水機でございます。それを見学させていただきました。もちろん巨椋土地改良区の排水経費は国・県・市町村が全額負担していました。農家や地域住民の方々から負担金の徴収はありませんでした。そのときに、田んぼダムのお話を聞きました。「新潟県発祥の田んぼダムが全国自治体に広がっている」という見出しの新聞でありました。

新潟県の見附市の事例では、1,200ヘクタールの水田をダム化しました。水田には、本来水をためる機能がある、これに着目したのが田んぼダムです。大雨が地域に降り注いだ水をゆっくりと排水路に流すために調整装置をつける。雨水が一気に流れ出ないために、排水路やその先の河川をあふれにくくする。見附市の場合は簡単な仕組みで、直径5センチの穴をあけた板を排水管や排水弁に取りつけ、水田から排水路に流れる水の量を調整する仕組みで

あります。仕組みが簡単であるので、費用は極めて安い。場所によって違うが、板や水位調整管は数百円から数千円であり、見附市の田んぼにかけた費用は1,200ヘクタールで約1,500万であったということでございます。

ほかに例を挙げると、隣の新潟市でも2009年から田んぼダムの促進事業を始めました。本年は、3万ヘクタールのうち5,000ヘクタールをダム化しています。2011年に新潟県、福島県に集中豪雨がありました。降り始めてから350ミリを超える雨があったが、当時この地域に設けられた田んぼダムによって浸水が抑えられ、約12億2,000万ほどの資産が被害から免れたということです。

この東海地方でも、安城市が雨水マスタープランを策定し、水田貯留はその一環であります。雨を流すからためる、浸透させると発想を転換し、大雨の際には5センチ余分にためることを目指している。その方法は、一つ一つの田んぼから排水路へ流れ込む水をせきとめる板を使ってコントロールしている。板の設置には交付金を活用しているということでありました。その他の事例としては、兵庫県姫路市、山形県庄内地方等、たくさんあります。

私は、集中豪雨のときに、一旦雨水を田んぼにためてから排水路に徐々に流す、そうすることが水路のオーバーフローを起こさないと思います。

では、質問させていただきます。

豪雨の雨水は、都市計画上、防災上で、ため池としての田んぼは重要であります。日本各地で田んぼダムを実施し、集中豪雨から冠水を防げたところもあり、弥富市もこのような田んぼダムを実施すべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員の申されますとおり、田んぼは水をためる機能があり、大雨が降った場合など、一時的に水をため、洪水被害を軽減することができる防災上、減災上、大変重要なものであると認識しております。

そのような意味から、今年度より実施されております日本型直接支払交付金の中の項目の1つに多面的機能支払交付金というものがございますが、その中の地域資源の質的向上を図る協働活動の一つとしまして、農地の防災・減災力の強化というものが取り入れられております。その中で田んぼダム交付金の対象となっております。

市としましては、この事業に取り組んでいただきますように、各活動組織に対しまして、制度内容のPRに努めてまいりたいと考えております。

また、田んぼダムの導入に当たりましては、農家の方によります適切な維持管理が欠かせないと考えております。農家の方に積極的に協力していただく必要がございますので、先進地の取り組み事例等を参考にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、課長がお答えしていただきました。その農地・水の関係の補助事業に対しと言われた。それは、あくまでも農業振興地域の一部の地域ですね。肝心なのは、北のほうの地域だと僕は思うんですよ。だから、そういう地域に対しても、積極的に土地改良区が絡んで啓蒙してほしいと思いますが、どうでしょう。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 先ほど議員が申されましたとおり、活動組織というのは、現在市内では14の活動組織に活動していただいております。しかし、残念ながら、市街化区域等を含めた場所には活動組織がない場所がございます。本年度も6月に活動組織の設立に向けました多面的機能支払交付金説明会というものを実施させていただいておりますが、残念ながら設立には至っておりません。今後も、設立していただけますように、引き続き説明会等を開催して御説明していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひとも啓蒙していただいて、みんなの地域で農家がやっていただけるようにしていただきたいと思います。

次に移ります。

例えば時間70ミリの豪雨が2時間続いたとすると、雨水がどのように流れ、どのように水路・河川に流れるか、シミュレーションする必要がございます。そのときに、田んぼダムの効力があり、水路に流れる雨水を減らすことができます。

安城市のように、田んぼが5センチの水量をため、ため池効果があれば、家屋の浸水、また被害を免れることもあり、私は大変有効であると思います。水路の設備や拡幅も有効な手段であるが、排水路に流れ込む水量を減らすことにより、洪水を防ぐことができることが一番であると思います。費用も1カ所当たり数千円と余りかからないので、土地改良予算をこのようなものに利用すべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 先ほどの御質問でも回答させていただきましたとおり、多面的機能支払交付金におきまして田んぼダムに取り組んでいただきますと、10アール当たり2,400円、こちらの内訳は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担をするものでございますが、2,400円の交付がされます。市の4分の1の負担部分につきましては、土地改良予算から支出していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） せっかくこのように自然のもので浸水が防げるということであれば、もっと積極的に啓蒙していただいて、土地改良区等が積極的に前面に出てやっていただきたい

いと私は思う次第であります。

では、次に移ります。排水対策についてです。

排水対策には、必ず我々のような海拔ゼロメートル以下のところで、防災は河川が重要な要素がございます。河川管理についてお尋ねしたいと思います。

河川法では、1・2級河川は国・県の管理で、それ以外は条例により市町村管理であるとうたっております。前回は質問したときには、土地改良区が管理しておるという答弁でありました。それは、過去に農林水産省の補助事業で河川改修を行った関連があると思われまます。河川管理は、土地改良区で単独で維持することが非常に難しいと思われまます。準用河川等も改修されてから数十年たち、再度改修しなくてはならない時期が来ると思われまます。私は、防災の生命線である河川は、土地改良区では河川のしゅんせつ、修理等は無理であるので、弥富市が責任を持って河川管理すべきであると思われまます、どうでしょうか。

私は、市街化の排水路は都市計画課が行っておりますように市管理、また調整区域の排水路は、土地改良区が行っておりますように土地改良区管理、また河川や準用河川等については、市管理がベターであると思われまます。また、排水対策の受益区域には、道路もあり、鉄道もあり、学校もあり、住宅もあり、農地もあるので、防災の観点から市が行うべきであると思われまます、どうでしょうか。お尋ねしませす。

○議長（佐藤高君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 平成25年9月議会で議員からの御質問に回答させていただきましたとおり、孫宝水系におきませす普通河川の市江川、鯛浦川、宝川につきましては、孫宝排水土地改良区所有の排水路でございます。

孫宝排水土地改良区は、受益区域が愛西市と弥富市の両市から成っておりませす、孫宝排水土地改良区所有の財産であります排水路を市に移管するということになりますと、愛西市を含めませす協議が必要となっておりませす。そのため、現状では市で管理することは難しいと思われまます。

また、管理や整備につきませすは、所有者である土地改良区が行っておりませす、県や市は財政的な支援をさせておりませす、御理解をお願いいたさせす。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 前回と同じような回答でありませすのであれですけれども、僕は河川、例えば河川のしゅんせつ等、孫宝の関係でちょっと聞いてみたんですけれども、そのときもやっぱり大変難しいわなあとということ言われませす、これはそういう改修やしゅんせつぐらひは市で行ってもよさそうな感じがするんですけれども、どうでしょうか、お尋ねしたいと思われまます。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 管理につきましては、先ほど御回答させていただきましたとおり、土地改良区管理ということになってございますので、実質的な主体としましては土地改良区のほうで管理をいただき、市としては財政的な支援という形でさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 何回お尋ねしても同じような回答ですので、次に移ります。

このような海拔ゼロメートル以下の地域では、排水対策はこの地方を守る生命線でありま
す。河川管理は、今後河川改修等の問題が発生すると思いますので、防災上の立場から市が
積極的に行うべきであると私は提案させていただきます。

次に、スポーツ施設、公民館等の老朽化対策についてお尋ねします。

今年から、学校施設の体育館の天井落下防止のための工事が施工されています。まだ、新
築したばかりの体育館も、天井落下防止工事の対象になっております。弥富市には、天井落
下の可能性が高い施設は、体育施設を含め公民館施設も多くあると思われま
す。それも、避難所を兼ねた施設もあります。私は、学校体育館の天井落下防止も、子供たちのためには必要
であると思います。学校以外の施設で、学校体育館のような天井落下防止工事の対策が必要
な施設はどのぐらいあるのでしょうか、施設ごとに報告していただきたいと思
います。これらの天井落下防止対策工事は、今後どのように対処されるのか、お尋ねしたいと思
います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校以外の施設で天井落下防止対策が必要な施設はどのぐらいあ
るのか、また今後どのように対処するかという御質問にお答えさせていただきます。

東日本大震災では、屋内運動場等の天井の落下被害が多数発生したことから、建築基準法
の施行令の一部が平成25年7月に改正され、天井脱落・落下対策の基準が定められました。
対象は、大規模空間、6メートル以上の高さにある200平米以上のつり天井への対策でござ
います。

文部科学省では、平成25年8月に学校施設における天井落下防止対策の手引を作成し、全
国の学校設置者—— 私ども市町村でございますけれども—— に対し、天井撤去を中心と
した落下防止対策の推進を平成27年度末までに完了するよう要請されたところでござ
います。

先ほど議員も言われましたように、市内の小・中学校の体育館につきましては、平成26年
度と平成27年度の2カ年で完了を目指しております。

御質問の学校以外の施設につきましては、本市では中央公民館ホール、総合体育館アリー
ナ、南部コミュニティセンター多目的ホール及びロビー、白鳥コミュニティセンター多目的
ホール及びロビー、十四山体育館、十四山公民館講堂、市立武道場、十四山スポーツセンタ

一第1、第2アリーナ、総合福祉センター多目的ホール及びロビー、市民ホール、環境センター多目的ホールが主な対象と思われます。なお、体育館以外の学校施設で弥富北中学校のランチルーム等が該当しております。

学校施設（体育館）以外の施設においては、改修対象の目標年次は定められておりませんが、今後市の財政状況、国の補助金や起債対象の適用動向を見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、教育部長から御報告がありましたけれども、たくさんの施設がございます。ですので、これも避難所を兼ねたところもあります。ですので、予算、財政が云々ということじゃなくて、人命にかかわることでございますので、なるべく早く実施してほしいと私は思う次第であります。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、午前中の会議におきまして、動議なしで発言を認めたことを皆様におわび申し上げます。どうも済みませんでした。

一般質問を続けます。

次に、伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、通告に従いまして2点質問をしたいと思います。

まず第1点目には、平成21年、新たな農地制度、農地法の改正以降5年の問題、今日的に弥富市の農業の実態はどうであるかという御質問をさせていただきますと同時に、今後の対応についても、私は私なりに質問を申し上げたいと思います。

まず21年農地法の前に、この日本の歴史をしてみる必要があるんじゃないかと。昭和21年に農業制度が生まれました。この農業制度は、日本の民主主義の始まりだ、大きな転換であった。自作農制度ができたということが、農家の生きがいと日本の農業生産の位置づけであったと、私も小さいときですけれども、それなりに一生懸命、朝は朝星、夜は夜星といって、夜12時ごろまで田んぼの中で走り回されておりました。これが尾張の農家の実態じゃないかと私は思っています。

しかし、それが解放されて生き生きと農家ができることは、農地法が改正された、まず昭和28年の農地解放、さらには45年の法人企業の参入、あわせて平成21年の新たな農地制度の改正ですね。これはやはり食料の自給自足をどう補うかという形の中で、3点の目標で、農地の減少の食い止め、農地の確保、農地を貸しやすく借りやすく、農地の効率的な利用という着眼でもって法の改正がされました。

その状況の中で、多くの農家の議論がありました。この農地法の改正で、米を基軸にしました食料自給の向上という目的だったんです。しかし、その根本は一体何であったのか、ここが1つ私は質問をしてみたいと思います。

法が改正されたからといって、現場での農地の流動化が加速されるものではないということを確認する必要があります。農地の集約は想定どおりに進んでおらない現状、米価が下がれば農地は動くというロジック表現をしていないかという疑心暗鬼の農地改革改正制度の内容ですが、一体このロジックという内容について、その状況は今弥富市としてどうあったのか。本当にこの制度が活かされてこの5年間来たのかどうか、ここら辺について、弥富市の今日のあり方について御質問を申し上げたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

伊藤議員から、戦後、昭和21年から現在に至るさまざまな農業制度の歴史的な展開、制度変更ということについてお話をいただくわけでございます。その都度、社会的な背景を踏まえ、日本の農業をどうするんだという位置づけの中で、真摯な議論があったというふうに記憶するところでございます。しかしながら、議員おっしゃったように、一向に自給率が上がらない、あるいは農業所得そのものについての減少が歯どめがきかないという状況に今あるわけでございます。

我々弥富市といたしましても、農業振興地域としてさまざまな農業施策を実施させていただいておるわけでございますけれども、特に人口減少、あるいは少子・高齢化社会における、また食生活の多様化というようなところにおいて、米に対する構造的な背景が今時代とともに変わってきているということが言えるのではないかなあと考えております。

ことし、作柄は日本全体には平均値ということが言われておるわけでございますけれども、米価に関しましては3,000円とか4,000円という形で、昨年よりも安いというような状況でございます。こういうような状況では、農業、耕作をしていくと本当に不安であるわけでございますので、さまざまな施策の中でこのような赤字が続いていけば、耕作放棄地はますます高まってくるだろうと思っております。

しかし、この農業をさらにコストの削減をする、あるいは農業所得をふやしていくというような状況の中で、今後10年間において農地の集約化が図られようとしておるわけござい

ます。それが、ことしから始まっております農家中間管理機構制度というものがあるわけでございますけれども、これをどのように今現在の地主さん、農業従事者に対して理解をしていただくかということが非常に大きな課題であろうと思っております。

1つの方向としては、この中間管理機構を進めながら、いわゆる農地の総量規制というか、日本の人口減少社会になっておるわけでございますけれども、どれだけの農地が必要なのかという形の中での総量規制ということを一度しっかりと考えていかないと私はいけないだろうと思っております。

米が常に余っておるわけでございます。そういった形の中で、農地の総量規制をしていくと同時に、都道府県あるいは市町村の単位で、それぞれの地域における農業面積はどれだけあればいいかということが、中間管理機構を進めていくと同時に私は必要になってくると思っております。

もう1つは、農地制度の改正ということも検討に入れていかなきゃならないと思っております。これは、私ども市長会、あるいは町村会、あるいは議長会、あるいは知事会という地方六団体があるわけでございますけれども、今その中で国のほうに求めているのは、いわゆる農地制度という形の中でもう一度しっかりと、農地の転用という形に対しては、もう少しそれぞれの地域の実態に合わせた改正が必要であろうということで、農地の転用許可というのが今国のほうにあるわけでございますけれども、もう少し弾力的な運用をしていくべきだろうと思っております。

そうした形の中で、いずれ近いうちにこういった形での農地の総量規制と農地転用の権限の移譲ということをしかりと国会の中で議論していただきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長の考え方をちょっとお伺いしましたが、米余りというのは、今政府は食料自給率40%で、穀物の世界的な食料危機をどうするかということでもって、過日の新聞でも、日本の将来は米づくりの撤廃と言っていましたね、ことしから特に。いわゆる転作の1万5,000円であったのが7,500円になった、本年限り。これは総量規制じゃないと思うんですよね。

市長、今までの私どもの減反施策は米余りだからという認識をしながら、この21年度に農地改正をしたことは1万6,000円を土台にした米価の基準をもって農地法の改正があったわけですね。この5年間のロジックは、いわゆる米を安くすれば集約農業ができると。農家からの中間機構への集約化といいますか、幾つかの農業機構の中にできるという方向性を示しておったんですね。

しかし、今、そのことが、後で個々の質問になってきますけれども、御答弁いただくわけ

ですけれども、今本当に弥富市に七十何%の農地を持つ農家が一体生きていけるのかどうか。私は少しこれは部外というか、あるAさんの本年度の生産表といいますか、生産された1町6反の方です。1町6反の耕地を耕すと152万4,350円お支払いになっているんですよ。それで除草は自己管理費用だけ。じゃあ米を生産すると赤字50万になるというんですね。手元へお米をいただいた24俵分を差し引くと、純粋の赤字が出る。これは例えば1万円ですれば24万、50万から24万を引くから26万の全く赤字。それに賦課金の約8万5,000円払う。それに税金を払う、固定資産税を払っていく、家のね。こういう状況が農家の今の米の1町6反の生産のあり方です。

全面委託をした人は、ことしは1俵だけいただいたというお話を聞いています。先ほどの人は委託が全面でないけれども、その状況にあるという、これが農家の現実なんですね。しかも、平成21年に農地法を改正するときに言われたことは、1町5反、2町では、いわゆる農家の人件費も出ないから集約農業をしようと、中間機構へ委託をしようと、こういう話でした。

しかし、市長の御答弁をいただいた転用の問題ですけれども、農家は農地を買うときに、鍋田地域などでは、それは投資だといえば投資かもしれん。政府が言う偽装農家だといえば偽装農家かもしれませぬ。農地を持ちながら、農地を生産手段から生活の手段、転売という目的で持った人もあるかもしれん。しかし、農地解放以降、本当に汗水垂らして、夜な夜な働きながら農地を確保して農家は培われている世代と、今引き継ぎができない兼業農家で働く人たちは、このマイナスを所得から引いているわけですよ。そうすると、マイナス部分はどこが利益を得ているのかという、ある評論家は農協だと言いますね。そういうことを言っただけでも、スポンジのように吸い取っていくのは農協だといって書いています。これを書いているということなんですけど、事実、その状況というのは、農協の資産管理など私も見せてもらっています。その状況がどうかということなんですけど、こういうような農家のあるべき姿が今あるということです。

ですから、一度個々に具体的な内容について質問をしてみたいと思っていますけれども、今日の弥富市の農地利用集積円滑化事業の実態で、認定農業者の方の所得の状況など、それからもう1つは労働条件の状況ですね。どんな状況で労働時間があつたのかと。それでもう1つは、地権者への賃借料金が妥当であつたというよりも、どういうふうに支払われているかということに、21年度以降、御説明が願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、農地利用集積円滑化事業の実態でございます。

その中で、認定農業者の件数でございますが、平成26年の11月28日現在でございますが86

件でございます。経営面積でございますが、自己所有地が135ヘクタール、借入地といたしましては483ヘクタール、合計618ヘクタールでございます。

所得の関係でございますが、平均いたしますと725万円、平均の労働時間でございますが、1人当たり2,102時間と考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 平成24年からすると25件ほどふえていますね。それがいわゆる実態としてはあります。

しかし、24年度に目的をしたのはたしか800万平均だったと思うんですが、そして労働時間は1,800時間、今2,100時間という労働時間が出ているということは、この集積に対する農業施策として非常に厳しい実態の農業環境ではないかと私は思うわけです。24年度に目標が定められた弥富地域の目標がそのような状況からすると。

しかしながら、この実態の中で1つ申し上げなければならないのは、30町歩を米だけ預託している人は、もうとてもじゃないがやれないなあという話が聞こえてきていることが1つ。

もう1つ、今部長から説明がなかったんですけれども、小作料がいかにあるのかというのをちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 申しわけございませんでした。

地権者の賃借料についてでございますが、当初は標準小作料ということで法の改正前に行っておったわけでございますが、平成21年より一部農地法の改正がございまして、それぞれの農業委員会が賃借料を定めることとなっております。これにつきましては、あくまでも参考という例でございまして、これは弥富市においては3条の賃借料というのが実例がございませんでしたので、これについては農協さんのほうで行っております仮渡金という形で、標準ではございませんが価格の設定をさせていただいて、そのように仮渡金という金額において現在も進めておるわけでございます。

ただ、今年度につきましては、先ほど市長からも答弁がございましたように、三千何がしの下落しておるといこともございまして、今年度につきましては見直しをさせていただいておる状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 先ほど部長から、小作料の根本的な見直しはもうなくなったと、ここに農家の大きなジレンマと悲しさがあるわけです。

行政って一体何ですか。農地法の中に、きちっとそれなりに農業委員会と行政と農協、そして中間機構との協議の結果、標準を定めていくという状況があるわけでしょう。だから私は、先ほど農家の集約農業の方々の収入を聞かざるを得なかった。

地権者たちは、もうはっきり言って風前のともしびですよ。皆さん御存じでしょう。例えば、農家の高齢者が2人になったときに、家はあり、住むところあり、収入はない。そのときに生活保護を例えば申請したらどうなりますか、今の法律は。土地は売れないが、売ると生活保護費は全て返さないかんでしょ。すると農家はどうなりますか、その人たちは。自殺よりないじゃないですか。こんなことが放っておけるわけではないでしょう。今の政府自身も考えてもらわなあかん。

まさに、私はこの問題だけで大きな課題が残っていると思うんですよ。収入はマイナスでおって税金を納めて、高齢者になって働けなくなったときに施設へ行きなさいよと、まあそれはそれかもしれない。しかし、今日のその状況の中で土地が売れなかった人、収入がなかった人、これはもう住む環境ではないです。弥富市の中で、それは全てではないかもしれませんが。これからますますひどくなるんじゃないですか、86件以外、そんな状況が考えられる。

それは、共稼ぎのいわゆる兼業農家などはいいいですが、しかしながら私たちは市民として平等に税の負担をしながら生活をしていく。そして多くの先輩の皆さん方に報いていく行政があつてほしいし、農家に対しても、過日も農政課で聞いたら、標準は個々でやってくださいと言われた。しかし、そんなことは表向きであつて、中身はきちっと書いていますよね。農地制度のこの改正の中に、農業委員会が、機構が役割を果たしてくださいとあって、農業委員の役割、行政の役割、そここのところはやっぱりきちっと受けとめてほしいと思います。

これは文書は文書。だから、私ども五之三や荷之上は小作があるんですよ、まだ。これを基準にして地域の信頼関係を保っていると思う。私も年末、12月ごろから小作料を持っていったりもらったりしているんですよ。しかし、そのことが、農地の移動ができない。ただこれは耕作の移転だけじゃない、小作・地主との関係ですよ。この弥富の現状をきちっとこの農地法の定めの中で対応していただきたいし、そして標準的なそれぞれの預託を受けている人たちも生活があります。

そんなことの中で、例えば弥富市が補助金などを出している問題等も、後では一つの提案・提起をしてみたいと思っておりますが、そんなことを思って、標準小作料について明らかに、過日どうなっていますかといったら、Aさんはインターネットで出していますと。だから知っているでしょうと、こう言われました、市長。これはちょっとまずいと思えますよ。インターネットが全てじゃないです、農家。情報のあり方にも、農家との意思疎通のあり方、ここをきちっと受けとめて、回覧板なり広報などできちっとやっていただきたいなあと思えますが、この点、御答弁をよろしくお願ひしたいと思えますが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ことのように、特に米価が安いといろんな問題が浮き彫りにされてくるわけでございますけれども、今、国のほうの各党の対応というのを私どもも新聞紙上で

見させていただいておるわけでございますけれども、1つは米の生産調整に、いわゆる減反に参加した農家に対して支払う交付金があるわけでございますけれども、この交付金の前倒し支給というものを国のほうとしては考えていかなきゃならないだろうと思っております。

また、過去の平均に比べて農家の収入が減少した場合においては、いわゆるナラシ対策ということがその対応としてされておるわけでございますけれども、この穴埋めするナラシ対策の運用をしっかりと見直しをしていただきたいと思いますとも思っております。

また、ある党の農業に対する一つの考え方としては、市場に余剰米があるから、これが価格の大きな下落につながっているということがあるわけでございます。そういった余剰米に対して、一旦隔離して、きちっと需給調整をもう一度進めるべきであろうと。そういった形の中においては、生産費と販売価格の補填を、やはり国が穴埋めすべきだというような施策も考えられております。

また、自然災害で収穫量が平均より下回った場合においては、農業共済制度というのがあるわけでございますが、農作物の価格の下落に対してはこの共済制度が適用されません。ある一定のパーセンテージの米の下落が進んだ場合については、弾力的な農業の共済制度というものが運用されるべきであろうとも思っておるわけでございます。そうした形の中における農作物の価格の下落に対して、新たな収入を補うための一つの保険制度というものをしっかりと考えていただく必要があるとも思っております。

私どもといたしましては、さまざまな形で減反あるいは転作の奨励金ということについて、従来どおり来年も実施していきたいと思っております。減反した面積に対して、これは反当たり3,000円でございますけれども、3,000円の奨励金を出し、その減反したところに対して麦・大豆、その他、今は盛んに作物もつくられるようでありますけれども、その奨励金に7,000円を支給させていただいておるわけでございます。こういった制度でも、市としては単独の補助事業という形の中で来年度も継続していきたいと思っておるわけです。

農家の厳しさというのは、伊藤議員おっしゃるように、切実な問題としてよく理解できるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私はロジックと申し上げたが、市長に反論をするあれはありませんけれども、米を安くすれば集約ができると、このロジックが議論の過程にあったということ、これはまさに私たちは農家として、また市民として、本当にこのことでいいのかどうか。

しかも、私は別段あれですが、農業政策の成長戦略という今回の新聞、これ私見てみました。減反施策は、もう生産調整はやめたと書いてあるんですね。自民党系の人、これ新聞ですから間違いはないですわ。だけど、これははっきり言って転作転用の平成30年ですか、そこで初めて生まれるわけですね。そうしますと、その間におけるところの問題。

こういう問題がきちっと農家にも本当に正しく伝わっているかどうか。行政は、真剣にそれぞれの立場で受けとめてみえるかもしれない。しかし、私のような者だと、何だこれ、生産調整はもうやめてしまったんかと、減反政策もなくなったじゃないかと、うそを言うなど。この八代尚宏さんに対しては言いたいわけですね。これ本当なんですよ。これが今の農家の現状だということ。

そして、政策の変更するときにおける、後で申し上げたいと思ったんですけど、地方における農業の真意が伝わっていない、地域的な。だから、市長に後で申し上げたいと思いますけれども、きちっとその立場を通して、県なり国に弥富市の農業施策のあり方を申し上げていただきたいなあと考えていますし、意見として申し上げておきたいと思いますが、本当にこの内容の中で、もう1つ、市長からも共済補償の制度がありました。

これ農業共済というのは、はっきり言って加入高じゃないんですよ、件数なんです。御存じのように、農家の戸数があって農業共済件数は認められておるのが保険法なんです。これ農家の戸数がなくなって86件になったら、弥富が、全国的に見たら、件数がなくなったら農業共済制度はなくなる。日本の法律からいくとそうなるんですよ。

だけど裏返し、農業共済を掛けないと減反を認めないという政府、これまた私もその立場で、農政局がおいでになったときに議論をさせていただきました。いわゆる任意の共済が、共済制度を活用しないと減反なり転作を認めないなんていう横暴な政治が許されているということ、私はそのように思います。政府機関が閣議決定をしたといえども、大きな課題だと思えます、共済制度。ですから、共済制度と思って相互扶助の精神を生かされる政治は、私も望みます。しかしながら、制度を法の中で生かされているかどうか、その強権的な中身だとか、本当に農家の意を酌んでいる共済なのかということなども私どもは議論せなきゃならないとは思っているんです。このことを申し上げておきます、共済問題については。

ですから、農家の共済制度というのはいずれ崩壊をする可能性はある。それがT P Pの課題でもあったんじゃないかと私は思うところがあります。農業機構の改善のあり方の中で。だから本当に農家のその力、その中身を悲しさ、苦しさをきちっと訴えていただきたいなあと考えて、まずはこの課題についてお伺いしました。

では、農協だとか一般企業への農業経営の参入については、どんな状況になっていますか。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農協、一般企業の農業経営の参入についてでございますが、平成21年に改正されました農地法では、一般法人も貸し借りについて解除できる旨の条件がつけば、農地を借りて農業経営に参入できることになりました。

現在のところ、本市におきましては、農協や一般企業によります農業経営への参入はございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） この課題なんですよ。

改正の要点は、そういうところの力をかりながら農業の基盤づくりを、そして後継者育成と地域おこしという状況になっているんですね。大きな柱なんです、これ。それだからといってどうこうじゃないですけども、やっぱりそういうところの協議団体というのは一体どうあったかということにもなるかと思っています。これは、今ないということをお伺いしました。

続きまして、それでは耕作放棄の対象はどのような流れになっているか、21年以降どんな状況かということですね。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 耕作放棄地についてでございますが、毎年1回、9月から10月にかけて、農業委員の方々によります農地パトロールを市内全域で、農地の利用状況調査を実施しております。その結果、農地を適正に利用していない場合につきましては、改善や是正の指導通知を土地所有者に対しまして送付させていただいております。また、草生え等の放置されたままの農地を適正に利用されていない状況もございますが、年々増加傾向にはございますが、農業委員会への指導及び是正していただきますよう要望していきたいと思っております。

推移でございますが、申しわけございません。23年度からということで御理解いただきたいと思っております。

草生え地といたしまして5万98平米、これは32カ所でございます。24年度につきましては6万4,225平米、65カ所でございます。平成25年度につきましては10万139平米、箇所といたしましては104カ所でございます。平成26年度につきましては11万6,884平米、箇所は102カ所でございます。なお、無断転用等もございますので、その場合につきましては、平成25年度におきましては、それとは別に2万2,700平米、30カ所でございます。平成26年度につきましては3万1,870平米の18カ所でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今ざあっと計算してみると倍なんですよ、放置箇所が。

これ農業委員会として、1年に1回はパトロールをしながら農地確認をすると。その後の指導があるわけですね、法的根拠の。そういう文書で、例えば通告などはされたんですか、きちっと。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、改善、是正をしていただくように文書をもって送付させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） それでは、耕作委託者に渡すという指示をされたことはありますか。いわゆる耕作者を探して、耕作のこの人に頼むよという指示はありましたか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、農業委員さんによります農地パトロールということで、それぞれのグループに分けさせていただきました、それぞれの図面に草生えの状態のところをチェックしていただきまして、農業委員会の事務局のほうへ提出をしていただき、それについての所有者を調べまして現地確認もしていただいた後に、先ほど申しましたように通知を出させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 通知を出すところまではいいんです。今度は、その耕作者をどなたかに借りてください、やってあげてください、この関係まで行くことが求められるように書いてありますね、指導は。

それで、そこでとまっているから、いわゆる放牧者たちは、草が生えて虫が、例えば柿の木ですとオコゼといいますか、そういう状況、それから草生えがあつて、逆にそのことを通報した付近の住民がお叱りを食っているんですよ。

だから、耕作放棄地についての対応の仕方が、これも少しきちっと書いてあると思うんです。してあるからどうこうじゃなくして、お互いに地域もその方をお願いするが、結局はそこに住んでいない名古屋の人が、例えば桑名の人が、四日市の人が放っていくわけでしょう。

それで、市街化区域などでも例えば環境として、環境課なども環境のために市街地についても注意文書を出してもらった。私はことしで3件か4件ほど、市民の方から話があつて行きました。そして、その解決をされているんですね。努力されていることは私は認めますよ。

しかし絶対に動かない、逆に地主じゃなくて付近へ抗議をしってくる、こんなことは認められませんよ、いわゆる農業地域においては。こんな人は、はっきり言って転用も何も認めん、将来とも罰則規定でも条例でもつくってやるべきことかもしれませんよ。それがこの農地法の改正に基づいた安心なまちづくりのための状況だと思う。

なぜこんだけ耕作をしない土地がふえているのか。21年から倍にもなるような、10万平米にもなるような状況なのかということは、やはり一工夫される。また、その制度を生かされるべき課題ではないかなと思っておりますが、その辺は行政としても受けとめていただきたいかがいかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 弥富市の水田面積は約1,740ヘクタールと記憶をしておるところでございますが、今、耕作放棄地が11万6,000平米というような形になりますと、11.6ヘクター

ルが耕作放棄地でございます。そうした形の中では、全体面積の約6%ぐらいの田がそういう状況になっているということが言えるかなあと考えております。

このことにつきましては、先ほど所管の担当課長から、この耕作地に対するしっかりとした手続、ルールということをもう一度、私どもとしては農業委員会等も含めてしっかりと精査させていただきたいと考えております。そしてまた、それでも改善されない場合においては、それなりの新たな対応ということについて、また皆さんと農業委員会の皆さんも含めて協議をしていかなきゃならないと考えております。

全体の6%がそういう状況になったということについては、農業振興地域を守る私ども弥富市としても大変恥ずかしいことでもあると自覚をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 現状の農家から考えますと、とりわけ湛水防除事業だとかそれぞれ農業振興にかかわる市の助成補助金は多く使いながら、使いながらという言葉はいけませんけれども、今日までそれぞれの農業基盤づくりがされてきました。

しかし、ここへ来て86カ所の農業の認定農家、さらには出していない人もありますから、農家という部分ではまだまだ最終集約じゃないかもしれません。しかし、ここへ全面委託をされた人、もうこれは農地の地権者でありながら農家ではないわけです。そうすると、費用のあり方、農業の基盤のあり方からして、用排水費用は、私6月の時点で申し上げましたけれども、全面委託などの状況からすると、耕作者が負担をされるべきなのが、資産運用だとか経営の原則じゃないかと思うんですね、必要経費と必要収入からすれば。生産の手段ですから、水は。

だから、そのことに対して、今後そのような意見統一なり指導なり、用排水に係る費用について、市も孫宝などについても、いろいろ水に対する補助金が出ていますが、しかし農家と言われる地権者の負担は軽減をされる時期が来ているのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 農家にとりまして、ことのように米価が大変安いという状況において、農家の大変な苦労もわかるわけでございます。また、土地改良事業という形の中で転用決済金、あるいは用水・排水の賦課金というところが非常に大きな御負担になっていることも理解をできるわけでございます。

特に排水賦課金につきましては、私は過去におきまして、全体の20%を市で持っていくという形の中で、それぞれの土地改良をお願いをさせていただきました。

今、平成27年度の当初予算を組んでおるところでございますが、まだ決定をしております。

るので一つの考え方として御理解をいただきたいわけですが、さらに20%の排水賦課金を農家の方から軽減していこうと思っております。

これは、さまざまな形で土地改良区のほうへ排水賦課金というものが入るわけですが、それとあわせて今土地改良に対しては単独の補助金を出させていただいておりますけれども、こちらのほうの軽減をさせていただきたいと思っております。入ると出るという形の中で、その整合性をとっていかないと、我々財政も大変厳しいわけですので、排水賦課金を市のほうで担当していく、そしてまた土地改良事業に対する補助金を、大変申しわけないですけれども減額をさせていただくというようなことで、今段階、調整をさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、御答弁いただいたわけですが、負担を市の税で、例えば予算のつけかえという部分も、私も一考はあるかとは思っています。

しかし、本当の生産手段からすれば、米をつくるもとからすれば、耕作者が負担すべきというのは今も当然やってきたわけですね。ですから、そういう調整での議論を深めていただきたいなと思っております。

それからもう1つ、市長に答弁をいただきました土地改良の関係ですね。これは決算書などを見て、失礼ですが、事業費と繰越金、人件費割り当て、いわゆる基金ですね。こういうものを総合的に見たときに、本当に土地改良の事業団体が、市の条例に匹敵する扱ひ方の歴史的な流れの管理がされるということでしたが、そのことが生かされているということで今日の土地改良事業団体があるかもしれません。

しかし、土地改良事業団体なり、例えば排水組合などにもある積立金基金が予算の何倍かにあるというようなところは、これは国の仕分けでも逆に自治体へ還付をとるか、返していただく、これが当然な今日的な予算運営じゃないでしょうか。

私は、予算を出すのがけしからんというわけじゃないですよ。決算書が、その有効性と基金のあり方が、市が借金なのにそちらが黒字と、こんな補助金ってあるわけではないですね。もうこの段階に来ましたら、そのことをきちっと早く土地改良の事業団体も事業経費の割合から、総務省が言っているように、事業経費と人件費、人口割、そういう部分に妥当なのかどうかという予算のあり方が、行政として指導がされているかもしれませんが、していただく時期ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、伊藤議員がおっしゃるように、各土地改良区の繰越金、あるいは積立金というのが一つの大きな名目になると思っておりますけれども、先ほども言いましたように、各土地改良区、さまざまな形で土地の売買等を含めてあるわけですので、転用決済

金というものが生じてくるわけでございます。

そうした形の中で、その積み立てたお金を自治体に返却せよということでございますけれども、これはしっかりと土地改良法を私たちが理解をしていかないと難しいだろうと思っております。

現在、その土地改良法の定めの中において、これは結論を出していくべきことではないかなあと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、手を突っ込んで全部がたがたと、こういう意味じゃないですからね、市長。

やっぱり補助金を出しているというのは税ですから、農家が86件と言っても過言でない状況になってきた今日の中で、いわゆる補助金のあり方、大変な問題だと思うんですよ。たかが7,000円、3,000円の問題でも、私は今、全てそれをカットしてくださいと言っているわけじゃないんですよ。いわゆる農業基盤づくりのためのあるべき姿の組織づくりとか、運用だとかいうことをお願いをするわけです。

特に今、40年も50年前と言ってはなんですが、土地改良をやったところですね。まさに500平米以下の土地が結構あるんですよ。そうすると、この農家が機械などももうなくなってきたそれぞれの状況の中で、大型化になってきたところの、いわゆるあぜの道だとか、農地の集約、これ大変な状況なんですね。事実、農家がそのような状況の中で、お互いに今の農業制度を生かしていこうと思えば、それに対して弥富市が7,000円、3,000円で約五、六千万ですか、出ているんですね、推進対策団体。そういうところへいわゆる開発行為といいますか、事業団体としてどうあるべきかというお金の使い方、受ける側も出す側も農地の有効活用なり転用なり、転作なり、その有効性の協議団体を弥富市として、いかにあるべきだということの議論をしていただく。

私は、農地土地改良の問題についての農業の支援事業団体の基盤づくりをすることと同時に、弥富市の農政課と農協、そういう団体の窓口を一つは一括化をしながら、いわゆる業務の集約化して、そして農家に周知を図っていける機構体制を、そのほうの予算などを使いながら体制強化をしていただきたいということを申し上げたいと思うわけです。

それはなぜかといいますと、農家の転作の調査など、2回も3回もやるわけですよ、農協と市と、こんなことも今もあるわけです。そういうことと同時に、今の農業政策は、私は無知で申しわけございませんが、21年からとことしの改正、30年に向かっても、まず農家の皆さん方はそんなに熟知はされていないと思います。

だとするならば、70%の農地を持つ弥富市の農業施策について、先ほども出ていましたスポーツも私も賛成はしますが、賛成をしますということじゃないんですが、スポーツも健康も、

そして生産手段も基盤づくりも大きな課題なんです。どちらが優先をされるのかと。私の心情からすると、農業基盤づくりが今弥富市に急務じゃないのかと、支援体制が。それが地方再生につながり、農家の再生になり、そして豊かで住みやすい弥富市になるのではないのかなあと思います。

きょうも、私も弥富市新時代への針路、そのところを読んでみました。これはかがみですから、そんなに具体的なことはないかもしれませんが。しかし、支援という言葉について、やはりもう一度弥富市の施策について、市長、再度の登壇が予想されます。その状況を重んじて、施策のあり方について方向性の決意を求めたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変厳しい農業環境、今に始まったことではございません。そうした形の中で、この問題につきましては、さまざまな形において農業を取り巻く事務事業の集約化、それに伴うコストの削減ということは急務の問題であろうと思っております。こういったことにつきましては、私ども農政課、あるいはJAさん、そして耕作者というさまざまな形で協議をしていかなきゃならないと思っております。

私どもといたしましては、農業振興地域という形の中で、先ほどもお話をさせていただきましたように、市単独でできる補助事業については今までも継続してやってまいりました。そして、これからもそういったことに対して、しっかりとその必要性を考えながらやっていきたいと思っております。

もう国のほうでは、減反に対する奨励金はこれから先数年で終わってしまうということがはっきりとしているわけでございます。そして、そういった形の中で土地の集約化を図り、いわゆるTPPと言われるところの競争条件というものを日本全体の中で作り出していこうということであるわけだと思います。

そうした形の中で、しっかりとした国策という状況の中でこの農業も考えていただきたい。さっきも少しお話をさせていただきましたように、どのようにして農家を守ると同時に、あるいは農業の集約化を図り、いわゆる総量規制という形の中で、あり余っている米に対してどう土地利用を図っていくかというようなことも大変重要な話ではないかなあと思っております。

市としては、できる限りのことにつきましては、これからも継続してやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長の施策についてはお伺いしましたが、つけ加えてお願いをしておきます。

県や国の弥富市の地形にかかわる部分の転用などを含んでの施策は、独自として、一定程

度を規制緩和だとか、そういうような状況を伝えて対策を講じていただくことを要望しますが、意見として申し上げます。

あわせて、私の最後の1点、健康まつりについての質問は、地域で言われていることは、市民の皆さんが各地域でやっていただきたいなあ。このごろ固定した場所じゃないのかなあ。それは、合併をして以降、私もこの議会の中で一緒に議論をさせていただきました。桜まつり、春の祭り、そして健康まつり、特定の地域であるかもしれない。

しかしながら、今度、十四山で、ずうっと芝桜まつりがあるわけですから、そうすると、旧弥富の皆さんから、健康まつりはできるなら大きく分けて地域を割って、実行される内容はそれぞれの地区の皆さんのボランティアも含みながら行動を一緒にしてやっていただいております。その御苦勞はわかるわけですが、地域順に巡回をして開催を求めたいという意見が多くありますので、どのような考えか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 健康まつりの今後の開催方針についてお答えさせていただきます。

健康まつりの趣旨といたしましては、市民こそ健康を願い、健康の大切さを自覚するために、各種事業を通じて、見て、聞いて、体験して、あすへの健康づくりをするとしております。

開催場所についての御質問でございますけれども、行事の内容がかなり大きなものになっております。健康に関する講演会、表彰、式典、健康チェックなど、各種健康体験コーナー等を行っておりますので、かなりの大きな会場が必要になっております。現在の形でやる限りは大きくなっております。該当する市内の施設といたしましては、総合社会教育センターと十四山スポーツセンターの2カ所が該当になるかと思っております。

合併後の新市の一体感を増すために、春まつりは総合社会教育センター及び文化広場、秋の健康まつりは十四山スポーツセンター及び三ツ又池公園周辺の開催ということで、平成21年度より現会場で実施させていただいております。最近はシャトルバスも運行しており、海南こどもの国で同日開催しております金魚日本一大会とも連携を可能にしておりまして、現在の会場で定着しているのではないかなあと考えております。

より多くの市民が一堂に集うことのできる現会場で今後とも開催していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市民の要望にはほど遠いね。

開催の方法というのは知恵ですよ。創意と工夫ですよ。どんな状況で健康まつりをやるかということ、総合的にやる場合、分散でやる場合、オリンピック、どう言いましたか、今。

日本でやる場合、大阪でもサッカー場は、愛知県でも、こう言っているんじゃないですか。やっぱり市民の声は参加がしたい。主催者は参加がしてほしい、やりやすい、このことがある。でも、多くの市民全体が参加をするという方法について、再度の検討を要望、意見を申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

地球温暖化に対する弥富市の取り組みについて。

まず環境教育についてお尋ねしていきたいと思います。

先月、11月にE S Dユネスコ世界会議が愛知・名古屋で開催されました。

E S Dとは、エデュケーション（教育）をサステナブル（持続可能）、ディベロップメント（発展・開発）、持続可能な開発のための教育という意味です。

地球に存在する人間を含め命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これからの課題をみずからの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考えて実践していくことを身につけ、問題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

何日か前に、テレビニュースでE S Dの言葉を知っているかと、町を歩く人に無差別にインタビューしている場面を見ました。大人の人のはほとんどはわかりませんでした。関心がないのだなあと思いましたが、しかし、その開催地の名古屋の小学生は知っている子供たちがいました。たまたま知っている子供たちだけを編集したんだとは思いますが、これを知っている子供たちがいるということがちょっとうれしく感じました。

このE S Dは、2005年に開催された愛知万博、2010年の生物多様性のC O P 10につながっていること、そして国連E S Dの10年がこの2014年に最終年を迎えたわけです。

ここ100年で上昇した気温は約0.8度です。これだけしか上がっていないんだと思われがちですが、氷河期のころと現在では、気温差はわずか7度ほどです。平均気温が2度上昇しただけで、生態系や植物に甚大な被害が出てもとに戻せなくなってしまい、壊滅的な事態になりかねないそうです。

こうした温暖化の影響を真っ先に受けるのが、植物や野生動物など自然のもとで生きる生

物だと言われています。高温に弱い植物は正常に育たなくなり、その植物を食べていた生物は餓死していくようになります。また、気温上昇によって減少していく生物がいる一方、高温を好む生物や植物が繁殖してきます。要するに生態系が崩れ、さまざまな問題が出てくるわけです。温暖化が進むとふえる病として、西アフリカでは猛威を振るいましたエボラ出血熱、また日本でも亜熱帯地域にしか起こらないとされてきたデング熱が感染、拡大しました。

そこでちょっとお伺いしたいんですが、弥富の次世代を担う子供たちにも未来の環境を考えてほしいと思うのですが、今現在、どのような環境教育がされているのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 現在、小・中学校でどのような環境教育がなされているかという御質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化を初め、さまざまな環境問題が深刻化する中で、環境教育の重要性がますます高まっております。平成18年の改正教育基本法の教育の目標の一つとしまして、生命をとうとび、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと、平成19年の改正教育基本法の教育目的の一つとして、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養うことが出ております。

この改正を受けて、新学習指導要領で、小学校では、社会科で環境の保全や自然災害の防止について、理科では生物と環境の関係や自然環境の保全について学習しております。中学校では、社会科で環境問題や環境保全を中核とした考察の中で、理科では自然環境の保全と科学技術の利用や自然環境の調査と環境保全を学んでおります。

また、体験学習としまして、グリーンカーテンなどを先生と一緒に設置し、世話をして生活環境について学んだり、一部の学校ではございますが、ビオトープで生物と環境について、身をもって学んでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 子供たちに本当にそういう活動が、ずうっとこの地球を守っていくという意識があって、そういう教育を受けるのと受けないとでは、ただやっているだけではなかなか身にならないというのか、言われたことをやっているというだけになってしまうので、これは何のためにやっているのかということをもっとよく教えてあげてやられたら、さらに子供たちの意識も高まるんじゃないかと思います。

来年2月に、海部地域では、弥富市の栄南小学校で高学年向けのストップ温暖化教室が実施される予定になっているようですが、これはどのようにして決められたのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 海部地区では、弥富市の栄南小学校1校だけでございますが、高学年向けの、先ほど議員が言われましたストップ温暖化教室が実施されるようになっている

ようですが、この件でございますけど、愛知県環境部大気環境課から小学生向けのストップ温暖化教室の希望調査がありましたので、各小学校に照会しましたところ、栄南小学校さんが希望されましたので、応募をさせていただきました。

基本的には、応募した場合につきましては、ストップ温暖化教室は開催していただけるということでございます。ストップ温暖化教室は、中学年向けと高学年向けがございまして、栄南小学校ではことしの7月7日に中学年向け、4年生でございますけど、こちらを開催し、来年、平成27年2月2日に高学年向け、6年生でございますけど、こちらを開催する予定でございまして、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 今後、このような教育がとても大切になってくると思います。

環境教育には、地域や家庭とのかかわりも大切です。地域の身近な問題や内容を取り上げ、身近なことから学習を始めること、学んだことを家庭や地域での生活に生かすことができる、地球規模で環境を考えられる、そんな子供たちに育ってもらいたいと思っています。ぜひ御指導のほど、よろしくお願いします。

次に、地球温暖化対策についてですが、地球温暖化の大きな原因の一つは二酸化炭素、温室効果ガスですね。これは世界規模で考えていかなければいけないのですが、世界規模だけになかなか難しいと言われております。

しかし、私たちの住む日本の二酸化炭素排出量は、世界でも4番目に多い国の一つと言われております。二酸化炭素を排出することが生活を豊かにしているだけに、これを削減すると、なかなか実践しにくいのが事実です。だからといって、このまま何もしないで今の生活を続けていくのかです。それでは、未来の子供たちが私たちの生活の犠牲となってしまいます。

ここ数年、台風の巨大化、局地的な豪雨、気温の上昇など異常気象が多くなり、それに伴い災害も多くなりました。これらは、地球温暖化の影響があるのではないかとされております。

台風といえば、ことしで伊勢湾台風から55年の節目を迎えました。最低気圧895ヘクトパスカル、中心付近の最大風速84.9メートル、最大風速75メートル、名古屋では最大風速37メートル、瞬間最大風速は45.7メートルと、いかに伊勢湾台風と名づけられた台風15号が大型だったのかがよくわかります。それがここ数年、台風が発生すると、これと同じぐらいの勢力を持った台風が幾つも生まれてきます。

先日、「それぞれの伊勢湾台風」というドキュメンタリー映画ですが、私はお金を出して見に行ってきました。私は当時5歳になったばかりで、余り怖かった記憶はありませんが、その映画の中には、話だけ聞く被害ではなく、当時の悲惨な状況も映像で見ることができま

した。

また、どこで起きるかわからない集中豪雨、広島でも多くの犠牲者が出ました。去年は健康まつりが台風のために中止になってしまいましたが、そのときの台風で伊豆大島でも大きな犠牲が出ました。夏ともなれば気温はどんどん上がり、40度、それ以上になったところもあります。私たちの子供のころと今の状況を比べると、明らかに違いを感じるのではないかと思います。地球温暖化が確実に進んでいることを感じずにはいられないんですが、21世紀末には、1980年から1999年に比べて1.1度から6.4度気温が上昇し、海水面が18センチから59センチ上昇すると予測されています。気温が上昇すると、当然農作物にも大きな変化が起きてきます。温暖化は、さまざまな分野で大きな影響が出てきます。

私たちの子供の時代、孫の時代、孫のまた子供の時代と続いていくわけですが、では私たちはどうしたらいいのかです。かといって何ができるのかですが、初めにも言いましたが、自分たちで何でもできることをすること。例えば身近な川や草花を大切にすること、身近な地域でとれたものをいただく、余分な電気を使わない、ごみを減らす、いろいろあるわけですが、市として地球温暖化を意識した環境を何か取り組んでいることはありますか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市としましては、低公害車や低排出ガス車の導入を初め、照明設備の節電やノーマイカーデーの実施をし、エネルギーの消費量を抑制して二酸化炭素の排出削減を行っております。また、小学校、保育所など公共施設の新築建物への太陽光発電施設の導入をするなど、自然エネルギーの活用を図っております。

また、平成23年4月より、CO₂削減とごみの減量による循環型社会の形成と地球温暖化の防止に向けた行動を目指す一環として、マイバッグ等の持参促進やレジ袋削減の取り組みを進めております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 現在、弥富市では、これは私が提案したと思うんですが、モデル地区として去年の10月から白鳥学区において、毎月第1土曜日に白鳥コミュニティセンターで家庭用廃油を回収しています。この10月で1年がたちましたが、どれくらいの回収があったのかを教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それでは、廃油の回収を始めた25年10月以降の回収量についてお答えさせていただきます。

本年の11月までの数字になっておりますので、よろしくお願いたします。

まず25年10月50リッター、11月70リッター、12月20リッター、26年1月が10リッター、2

月25リッター、3月20リッター、4月が40リッター、5月15リッター、6月20リッター、7月が15リッター、8月15リッター、9月40リッター、10月が55リッター、11月が最後でございまして10リッターということで、25年度の計が195リッター、これは6カ月分でございます。それから、26年度の計が210リッター、これは11月までの8カ月でございます。合計で405リッターでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） この数字が多いのか少ないのか、これはポリタンクで18リットルですかね、でいうとかなりの量にはなると思うんですが、この油の量が今までは捨てられていた。この油がバイオエネルギーとして利用されていくということは、大きな成果があるんじゃないかなと思います。

また、市の職員の方も、今の時期はとても寒いんですね。2時間外でずうっと油を持ってこられるのを待つというのは、本当に大変なことだと思いますけれども、継続していただきたいなと思っております。

一度この集計を白鳥学区の回覧に回したんですけれども、この結果を住民の方にお知らせするのはいいんじゃないかなと思うんです。ただ回収するだけでは、まだ皆さんの意識も低いと思うんです。このくらい集まりました、御協力ありがとうございますというチラシでも回覧板で回していただけると、もう少し協力してくださる方もふえるんじゃないかなと思います。

私たち主婦も、家庭におけるエコ対策として節電に心がけています。市役所も、使っている電気代がどのくらい節電できたのか、季節によっても違ってくるとは思いますけれども、統計とかそういうものはとったことはないですよ。勝手に決めちゃっていけないのかもかもしれませんけれども、もしそういうことをしていらっしやらないなら、これから先、1年を通して、前年度と比べて今年度はこれだけ節約できた。もしふえた場合は、こういう理由だったからこの月はふえたと。私たち、家庭ではそういうふうには統計をとることもあるんですけれども、ぜひ市のほうでも手本となって、そういう節約に取り組んでいるんだということを住民の方にお知らせするのもいいんじゃないかなと思います。

まだまだ環境に対する意識は低い位置にあるのかもしれませんが、行政と市民が一緒になってこの弥富市が手本になるように、そんな環境のまちづくりを進めていくことを強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは2点、まずは市のがん対策について伺ってまいります。

日本人のがんによる死亡は、1981年（昭和56年）に脳卒中を上回って死因の第1位となり、国民の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっております。

国は、1984年（昭和59年）度より、対がん10カ年総合戦略を、1994年（平成6年）度よりがん屈服新10カ年戦略を策定し、がん対策に取り組んでまいりました。さらに2004年（平成16年）度からは、がん罹患率と死亡率の激減を目指して、がん研究の推進及び質の高いがん医療を全国に普及することを目的に、がん予防の推進及びがん医療の向上と、それを支える社会環境の整備を柱とする第3次対がん10カ年戦略を策定しております。

このように、国は約30年にわたりがん対策を行ってきましたが、依然としてがんの罹患率や死亡率が上昇していることから、がん対策が十分に成果を上げているとは言えない状況であります。

なぜ成果が上がらないのか。地域や病院によって、治療の内容やレベルに格差が生じている、がん治療の専門医が圧倒的に不足をしているなどがありますが、一番の問題点は、がん治療は早期発見・早期治療が必要不可欠であるにもかかわらず、知識・情報の不足から個々の検診受診に対しての意識の低さにあるのではないのでしょうか。

弥富市では、6つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）について検診を実施しておりますが、取り組みと検診受診率において、まず市の現状の認識と課題についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） がん対策の現状の認識と課題ということでございますが、津島保健所管内におけるがんによる死亡者数は、平成23年度が873人、24年度が894人、25年度が951人で毎年増加の傾向にございます。

弥富市においては、平成23年112人、24年度116人、25年度113人ががんにより亡くなっておられます。死亡原因の約30%強を占めているような現状でございます。がんの中でも、大腸がん、肺がん、胃がんが上位を占めております。

このような状態の中で、市としましては早期発見・早期治療につなげたく、がん検診事業を実施しております。市の検診事業での受診率でございますけれども、平成25年度、胃がんが14.2%、大腸がん23.7%、肺がん20.8%、子宮がん19.2%、乳がん21.4%、前立腺がん17%となっております。乳がんの受診率は愛知県平均を上回っておりますが、それ以外は県平均より若干下回っているのが現状でございます。また、子宮がん検診の20代、乳がん検診の30代、胃がん・肺がん・大腸がん検診は40代、前立腺がんは50代と受診できます。対象範囲の中で、若年世代の受診が少ない現実となっておりますので、この年代の受診率の底上げが必要かと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 国としては、50%を目指してやってきました。もちろん市、自治体としてもそれを目指すべきだということで取り組んでこられたんですけども、今の状況ではなかなかその数字にはほど遠い。そういったところを確認しながら、また御提案も申し上げていきたい、そのように思います。

先ほども申し上げましたが、がん治療は早期発見・早期治療が大切です。これは部長も今おっしゃったとおりです。

偏見や誤解、意識の低さ、日程の都合、煩雑さなど検診に向かえない個々の理由はさまざまであります。検診受診率の向上に向けまして、少しでも受けやすいように、情報の更新と体制の整備が必要であります。例えば検診の内容の確認ですが、これは昨年12月議会で炭竈議員も提案をされておりましたが、胃がんリスク検診の普及促進について伺ってまいりたいと思います。

日本において、毎年約12万人が胃がんと診断をされ、約5万人の方が亡くなっており、胃がんはがんによる死因では、肺がんに次いで2番目に位置をしております。

さて、昨年の2月、ヘリコバクターピロリ感染胃炎に対する除菌治療が保険適用となりました。ヘリコバクターピロリ菌、いわゆるピロリ菌は胃の中に生息をしていて、慢性的に胃炎を起こしたり、胃や十二指腸の潰瘍、胃がんなどの病気の原因となることが指摘をされております。

日本における胃がんの患者数は、先進国の中でも異例の多さに上ると言われており、その98%はピロリ菌保菌者であり、日本人の約半数に当たる6,000万人が感染をしているとの指摘もございます。特に50代以上の約7割がピロリ菌に感染していると言われており、今後、胃がんの患者数の増大が予想をされております。しかし、胃がんのほとんどがピロリ菌の感染によって生じた慢性胃炎から発症することから、ピロリ菌を除菌することによって胃がんの発症が約3分の1に減少するとも言われております。そのためには、血液検査により、萎縮性胃炎の有無を調べる血清ペプシノゲン検査とピロリ菌感染の有無を調べるピロリ菌抗体検査とを組み合わせ胃がんにかかる危険度を調べるための検査体制への取り組みが求められるところであります。

この検査は、バリウム検査や内視鏡検査のように直接胃がんを見つける検診ではありませんが、血液検査で済むために、検診の負担が軽く、費用も割安なのが特徴であります。

胃がんの年間医療費は約3,000億円と言われております。費用対効果の面からも注目すべき取り組みであり、胃がん検診と除菌を組み合わせることにより、胃がん予防を大きく前進すると期待されております。

こうした背景から、全国の市や町で胃がんのリスク検診を積極的に導入する自治体も出てきております。昨年の炭竈議員の質問の際、市側の答弁では、調査・研究をして実施に向け

検討するとありましたが、その後はどうでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 胃がんのリスク検診の導入についてでございますけれども、25年12月議会で胃がん検診のピロリ菌検査及び除菌の推進の取り組みについて、今のところ考えていないとして、事例等の研究・調査していきたいと答弁いたしております。

ピロリ菌感染者が除菌治療することにより、個人の胃がんの発生リスクを下げることができ、胃がんの早期発見につながられることは十分に認識しておるところでございます。愛知県内の市町村でも、ピロリ菌検査は少しずつ取り入れられております。しかしながら、海部医療圏では取り入れておる市町村はまだないのが現状でございます。

県による市町村におけるがん検診精度管理のための技術的指針では、科学的に効果の明らかな方法、十分な精度が確保された効率のよい方法が示されています。胃がん検診は、本旨に沿って問診及び胃部エックス線検査を実施しており、ピロリ菌検査については本旨に含まれておりませんので、現段階では導入する予定はございません。

国はがん対策推進基本計画にて、ヘリコバクターピロリについては除菌の有用性について内外の知見をもとに検討するとしており、今後の国及び近隣市町村の動向に注意をしてみたいと思っております。

また、議員が御指摘にありましたように、慢性的な胃炎等につきましては保険適用になりますので、そういったこともお知らせするのが必要なと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 検診の中で組み入れていただくのが一番いいんですけれども、やっぱり情報として、今部長おっしゃったように、除菌することで防げるものであれば、目的はあくまでも検診率のアップはアップなんですけど、これはあくまでもその過程でして、市民の健康を増進していくということですので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、大腸がんの検診についてであります。

大腸がんにかかる割合は、50歳代から増加をし始め、高齢になるほど高くなってまいります。また、大腸がんの罹患率、死亡率は、ともに男性のほうが女性の約2倍と高いのが特徴であります。大腸がんは、早期であれば100%近く完治をしますが、一般的には自覚症状がありません。したがって、無症状の時期に発見することが重要であり、検診率を高めることが必要となってまいります。

市における大腸がん検診は、便潜血検査により行われており、採取した検体を医療機関や保健センターへ提出しなければなりません。検体の提出日、受け付け時間も定められていることから、都合に合わず提出できない場合もございます。

そこで、早期発見・早期治療の観点から、郵送方式を導入すべきと考えます。京都市では、

大腸がん検診の受診機会の拡大と利便性の向上を図るため、平成22年度より、気温が低く検体に与える影響が少ない冬季の郵送による検体受け付けを導入いたしました。その結果、1カ月余りで検診者が1万人を超え、全体の申込者も大幅にふえたそうであります。先ほどの部長の報告では、大腸がんが一番多いんですね。

受診率の向上と利便性向上のため、冬季の郵送方式を取り入れるべきと考えますが、弥富市としての見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 大腸がん検診を受ける検体の回収のお尋ねでございます。

これも、先ほど申しあげました市町村におけるがん検診精度管理のための技術的指針において、便の潜血検査につきましては免疫便潜血検査を2回ほどいたしております。検体の回収で、初回の検体は受診者の自宅において冷蔵保存、2回目の検体を採取した後、即日回収することを原則とするとなっております。即日回収できない場合は、回収までの時間を極力短縮し、検体の回収、保管及び輸送の過程での温度管理に厳重な注意を払うとなっております。

冬場のということではございますけれども、検体の輸送につきましては温度管理が困難であると考えております。検査の精度が下がることから、原則行わないとしているところでございます。

検査当日回収する方法として、郵送で回収する御指摘の件でございますけれども、現段階では考えていないというのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 検診の率を向上していくことを思えば、御心配のときに、気のあるときに受けて、それがすぐに反応できるように。

先ほど来申し上げているように、温度がある一定の時期に限るとは思うんですけれども、パッケージも考えながらやられると、その煩雑さというのが、受けたいんだけどもチャンスを逃すということにもなってしまいますので、そういうところを考慮していただいて、今考えていないということですが、これから周知のことも後で話をさせていただくんですけれども、市民の間で周知が広がって検診を受けなきゃならない、そういう意識が高まってきたときに、また市民のほうからもそういう形でも受け付けできるやないかと、また要望があるかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に進みます。

また、このほか検診の妨げとなるのは、報道等による誤解も影響しているのではないのでしょうか。子宮頸がんワクチン接種の際に起こった副反応の報道によって、子宮がん検診の受

診にも影響が出ております。このことについても、最も大切なことは、正しい情報と医療機関としっかり連携をして、今後そういった事例が起きないように、また万が一起きた場合でもすぐに対処できる体制づくりが望まれていると思います。

特に、本当にそういう症状になった子宮頸がんワクチンというのを一つの機会として、接種医療によって副反応があったことが、まるでワクチンの副作用であるような報道がかなりの勢いでされたということがあって、厚生労働省が及び腰になってしまうぐらいの報道がされてしまったわけですが、後に発表されました、WHOのほうで、いざ報告されている報告には、そのワクチンの因果関係はないというような報告がされておりますよね。その辺の報告というのは、多分民生部長のほうも御存じかと思うんですけれども、であるならば、子宮頸がんワクチン接種にかかわらず、ワクチンの接種というのはどうしても筋肉注射なものですから、接種という医療行為によってアナフィラキシーといった反応が出る場合がございます。そして、そのワクチンを接種する年齢層といいますのが年少期といいますか、少女の方々ですので、いろんな精神的なぶれとか、そういうこともあると。実際にその接種が原因ではないけれども、紛れ込みといまして、同時にそれで起きてしまうと、それがまるで原因であったかのように誤解をされる場合がある。それはしっかり医療関係で診ていただいて、そうならないように問診なりしっかりしてやっていただく。また、そういう反応が出てしまった後は、医療機関と相談をしてすぐさま改善できるような体制づくりが、この検診率を下げない、仮に伸ばしていく一つの大きな条件じゃないかなと思います。

また、子宮頸がんについて、もう1つ申し上げたいんですけれども、これがちょっと通告しておりませんので、お答えできる範囲であればお答えしていただきたいんですけれども、最近の自治体では、今、併用検診というのが導入が進んでおります。

これは、先ほど申し上げた子宮頸がんというのが、1年間に約2万人の方が罹患をされていると。毎年約3,500の方が亡くなられてしまっている。亡くならないにしても、1年間で手術を受けている女性、これは切除手術も含めまして1万9,000人で、特に20代、30代の女性のおよそ1,000人が生殖機能を失うと言われております。

本当に少子・高齢化という中で、女性を襲う一つの疾病として、やはり国を挙げてこれを防いでいこうという流れですので、リスクを回避するための検診でございますので、今弥富市としては細胞診1つで行われていると思うんですけれども、子宮頸がんは、前に炭竈議員が子宮頸がんワクチンの接種の公費助成をお願いしたときに、市長のほうからも説明がありました。ワクチンで防げるという唯一のがんということでもあります。

特に、日本人の場合、16型、18型が原因であるということが言われておりますけれども、その細胞診とあわせて、HPV（ヒトパピローマウイルス）の検査を実施していくことによって、子宮頸がんのほぼ100%に近く予防することができるという実証データも出ており

ます。

そのことも含めまして、ぜひ市として取り入れていくことも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 子宮頸がんの予防ということでございますけれども、まず副反応が起きた場合の体制ということからお答えしたいと思います。

現在、子宮頸がんの予防ワクチンは積極的にお勧めすることを一時的に取りやめておりますが、子宮頸がんワクチンが定期接種の対象であることには変わりございません。接種を希望された方に対しては、接種が行われていますワクチン接種に当たっては、被接種者、保護者に十分な情報提供、コミュニケーションを図った上で実施することが必要です。また、副反応による医療機関への治療が必要なときは、法律に基づく救済が受けられますので、市の保健センターまで御相談いただきたいと思っております。またこの副反応につきましても、先ほど議員言われたように、これが果たして本来の副反応かということは、まだはっきりしてはいないかと思っておりますので、現段階では積極的にお勧めしていないという先ほどの答えにさせていただきます。

それから、子宮頸がんのワクチンが全てのタイプの子宮頸がんの感染を予防するのではないということは、先ほど議員の言われたとおりでございます。それによりまして、20歳になった女性は、ワクチンの接種をした方も子宮頸がんの検診をこれから定期的に受けていただくようお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） これから検討もするというのであれば、ぜひ。

先ほど言い忘れたんですけど、併用検診の場合は30歳以上の方が対象となりますので、よろしくお願いたします。

それと副反応のことについても御答弁をいただいたんですけども、ちなみに、その前に事前で調査をさせていただいたら、この海部管内は副反応の報告はないということをお聞きしていますので、そのこともあわせてしっかり市民に周知をしていただいで、効果があるのに遠慮するという話もない話ですので、それによってもし罹患して、先ほど言った結末になるということであればそれこそ不幸でございますので、その辺はしっかり自治体として周知をしていただきたい、そのように思います。

さらに、検討をお願いしたいことが2点ございます。

1つ目は、がん登録についてであります。

昨年12月、がん患者の情報提供を義務づけるがん登録推進法が成立いたしました。効果的な治療法や予防の確立に道を開くものであり、がん対策が格段向上することは間違いないと

期待をされております。将来的には、どの病院で治療を受ければよいか、患者自身が判断できるようにもなります。

2つ目は、コール・リコールであります。これも炭竈議員から一度御提案があったかと思えます。

コール・リコールとは個別受診勧奨のことで、検診クーポン券を郵送したりしても受診されない方に対し、個別に電話またはDM等で受診を勧めるもので、イギリスでは導入前は40%だった受診率が、導入後は80%にまで向上するなど、非常に効果の期待できる方法であります。

今述べました2つのがん対策は継続的に住民情報を取り扱うことになるため、平成29年ごろに本格導入が予定をされておりますマイナンバー制度の活用なども視野に入れながら、準備を進めていただきたいと思います。

さきの3点と合わせて、以上5点にわたって提案をさせていただきましたが、市民の皆さんが健康で暮らしていただくために、また安心して検診を受診していただくために、検診受診率の向上に向けての課題を一つ一つクリアしていくことが大切であります。

最後に、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずがん登録についてでございますけれども、これは死亡統計等でなければ把握できないがんの罹患や、生存の状態等を把握する仕組みでございます。がんの現状把握とがん対策の基礎となるデータを得るとともに、適切ながん医療を提供し、がん予防を行うために必要となります。

全国がん登録と院内がん登録があり、院内がん登録はがん診療連携拠点病院を中心に施設別のデータを開設されるものでございます。

登録の方法でございますけれども、各医療機関のほうから県にがん登録していただいて、ダブった方がいらっしやらないか、同一のがんの方はいらっしやらないかということを確認した上で、国立がんセンター、がん対策情報センターというところへ送るとというのが1つの方法。もう1つの方法といたしましては、医療機関から直接送るといった形のものになっております。また、学会とか研究会におきます臓器がん登録事務局というところに医療機関から直接送るといったことも対象になるものでございます。

全てのがんの患者が登録されていない課題や、個人情報の厳格な保護などがある中、今後のがん対策、がん医療統計等に非常に役立つものであるかと思っております。

また、コール・リコールについてでございますけれども、広報、ホームページ、チラシでがん検診を案内することが必須でございます。クーポン対象の未受診の方に個別で勧奨はがきを送ったり、特定健康診断未受診者に個別で勧奨はがきを送るといったことは行っており

ます。がん検診の案内を一緒に掲載して送付するという方法をとっておりますので、周知啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

補足説明になるかもしれませんが、私も今現在、日本の病気の死亡率ナンバーワンはやはりがんと伺っております。心疾患であるとか、あるいは脳血管の疾患というような状況が次に続くわけでございますけれども、乳がん以外は県平均を下回っているということに対して、これは何とか平均以上を受診していただくように、さまざまなツールを通じて私たちも努力していかなきゃならんと思っております。

それと同時に、自分の健康は自分で守っていただくということもあわせてお願いをしていくわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） まさに市長が今追加答弁で、自分の命は自分で守ると、そういった話をいただきましたので、次の質問に移らせていただくんですけども、次は、自分の命を自分で守るということを今弥富の子供たちにどうやって伝えていくのかということを質問させていただきたい、そのように思います。

冒頭に申し上げましたけれども、厚生労働省では、がんは1981年（昭和56年）より死因の第1位であり、2010年（平成22年）には年間約35万人が亡くなり、生涯のうちに国民の約2人に1人ががんにかかり、3人に1人が死亡すると推計をしております。

日本最大の国民病とも、先ほど市長も言われましたがんにつきまして、国ではがん検診受診率50%以上の早期実現が目指されており、その達成は、がんに対する正しい知識が広まれば可能であると見ております。

平成24年6月、新たに策定をされましたがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたため、がんの予防や治療に対する正しい知識を子供たちに教える取り組みが全国に広がりつつあります。がんに関する教育の先進的な取り組みを行っている教育委員会では、小・中学校で健康教育の一環として独自のがん教育プログラムを開発し、小学6年生、中学3年生を対象に、保健体育の授業の中で年に1こま以上実施をされているようであります。その結果、がん検診の受診率が上昇したということも聞いております。

そこでお伺いをいたしますが、1つ目に、がんに関する教育について、どのような認識がされているのか。2つ目に、市民の健康を守る観点から、子供たちへのがんに関する教育は重要であると思いますが、今後どのように取り組む考えなのでしょうか。3つ目に、がんに関する教育の拡充のために、今後、独自の教材や手引書の作成、または医療専門家や闘病経験者を招いての授業、教職員への研修などを検討すべきかと思いますが、以上の3点につき

まして、現状での市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、まず1点目のがんに関する教育について、どのような認識を持っているかという御質問でございますが、議員も言われましたように、平成24年6月にがん対策推進基本計画が策定後、さまざまな形でがんに対する普及啓発が行われております。

健康については子供のころから教育することが重要であり、学校教育全体の中でがん教育も含めて推進することにより、がんに対する正しい理解と、がん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解が深まると考えております。その結果、児童・生徒がみずからの健康を適切に管理することや、がん予防や早期発見につながる行動につながっていくものと認識しております。

2点目の、市民の健康を守る観点から、子供たちへのがんに関する教育は今後どのように取り組むかという御質問でございますが、がん教育の実施に当たっては、学校全体で共通理解を図りつつ、児童・生徒の発達段階を踏まえ、保健体育などの関連する教科を初め、特別活動や総合学習の時間において、がんの基礎的知識を身につけること、命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要と考えております。

3点目の、がんに関する教育の拡充のため、今後、独自の教材や手引書の作成、医療専門家や闘病経験者を招いて授業、教職員への研修などを検討すべきではないかという御質問でございますが、がんに関する検討委員会の検討の中にも、外部人材、外部の教材の活用についての検討事項がございますので、地域や学校の実情に応じて医療機関や市保健部局の協力を得ながら、連携してがん教育に取り組んでいきたいと考えております。

また、学校の事業計画の作成に当たっては、学校現場が主体になることが重要でございますので、県の教育委員会等が行います教職員研修会への参加についても促したいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 具体的には、この弥富においては来年度からになると思いますけれども、愛知県下でも名古屋市の一部で実は始まっておりますね。

特に先進で取り組んでいらっしゃるのが、東京の豊島区が平成24年度ですかね、そのあたりから積極的に、豊島区独自でつくられて取り組んでもいらっしゃいます。また、九州鹿児島島のほうでは、NPOの協力を得て、時間を割いて各学年といいますか、一定の学年で受けられていらっしゃると。昼休みに読んでいたのが、鹿児島のがんサポートかごしまというNPO法人の「いのちの授業」の実施報告書というのがあるんですけども、本当に涙が出そ

うなぐらい。4人、5人の講師の方がいらっしゃるんですけど、全てががんの罹患者です。その方々が講師を務められて、子供さんに授業をすると。子供さんらは、がんと聞くとやっぱり死ぬ病と思うわけですね。「先生方はどうして来るの」と。要は担架で運ばれてくるのとか、点滴を持ってくるの。「そうじゃないよ、私たちが講師だよ」と言って、普通の格好をしているじゃないですか。そういうがんに対する偏見を解くところから始まる。もちろんその進行状況とか、御自身が治療されていることも話しながら、がんというものの誤解を解いていくと。

先ほど部長からもありました、普通の授業の中で、今教育の中で入っている生活習慣病の中で一つがんの予防をしていくという授業が行われてはおりますけれども、それが本当に生涯残って、成人になるまでにいろいろ健康に気を使って、検診なんかも積極的に受けていくような、そういう心が残るような教育につながっているかといったら、残念ながら今の段階ではつながっていない。

先ほど市長も御答弁いただきましたけれども、そういう大人になるように、その環境を整えてあげるのは今の大人であると思いますし、がん教育に関しましては、別にがんに限らず命を大切に思う授業というのは、弥富市の中で動物ふれあい授業もあります。薬物乱用の、きのうの三浦議員のものもあります。全て命を大切にするとところが基点になっていると思いますので、そういったことを割と網羅してでも子供に伝えるものって多いと思います。

それを実際に生活の中で実感するのは今の社会だと思うんで、子供に教えていくと同時に、大人にもしっかり啓発をしていく、その意味でもやっぱりがん検診率を上げていくというのはすごく大事ななあと思います。

ちょっと紹介したいのは、この命の授業を受けた子供たちが、後に感想文を寄せているんですね。耳の痛い方もいらっしゃるかもしれませんが、そこだけ読んで次の問題に行きたいと思うんですけども、大人だろうと子供だろうと、体験者の生の声が一番心に響くものであります。たばこは体に悪いと私たち患者が話すことがどれだけの説得力を持つか。僕はもうたばこはやめましたからいいんですけども、がん検診をきちんと受診しておけば、がんが見つかって治る可能性がぐっと上がることを当事者が伝えれば、子供たちは覚えていくでしょう。実際、命の授業後、感想には、家に帰ってから家族にがん検診を受けるように伝えました、またお父さんにたばこをやめるように言いましたというものが数多くあります。行政や専門家、あるいは奥さんに言われてもたばこをやめないんですけども、お父さんであっても、かわいい娘や孫に「やめて」と言われれば、参ったな、やめようかなという気持ちになりますと。子供から健康に対する一つのものをやっていくのも、また先ほど言いました地域で健康を増進していくものにつながってまいりますので、ぜひこの教育には力を入れて、本腰を入れてやっていただきたい、そのように思います。

じゃあ次の質問に移らせていただきます。

次は大きく変わって、防災について質問をさせていただきます。

先ほど、鈴木みどり議員もおっしゃっていましたが地球温暖化の影響を受けまして、豪雨や豪雪、竜巻などの気象災害が日本各地で毎年のように起こっております。

特にことしは、台風や豪雨による被害が各地で相次いで起こりました。7月には台風8号が九州を横断し、8月も台風11号の影響で、約40の市町村で約60万人に避難指示が出されました。また、9月に発生した御嶽山の噴火は、57名もの死者を出す戦後最悪の火山噴火災害となりました。さらに、先月22日、長野県白馬村を震源としてマグニチュード6.7、最大震度6弱の長野県神城断層地震が発生をいたしました。また先週、12月の5日から寒波が襲いまして、日本海側を中心に大雪となりまして、各地で被害が出ております。特に徳島では、いまだ孤立している方がいらっしゃる。本当にお亡くなりになられた方には心より御冥福を祈りますとともに、今この寒い時期に避難所で生活をされている被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げ、そして一日も早い復興を祈るものであります。

まさに災害列島であります。注視しなければならないのは、広島土砂災害のように、自治体の危機管理のあり方、地域住民と相互的な理解、それに対する具体的な防災への取り組みが日ごろから適切に行われていれば、少しでも犠牲や被害を防ぐことができたのではないかと考えております。

災害情報や避難を考える上で、重要な新たな動きが出ております。1つは特別警報であります。特別警報は、2013年8月に運用が開始され、これまで4回発表をされ、社会的にも大きな関心を集めました。本年7月には、台風8号の接近に伴い沖縄本島地域に、8月には三重県に、さらに9月には北海道に発令をされております。また、災害となったにもかかわらず特別警報が発令されなかった場合や、発令をされても命を守る行動とは具体的にどのような行動なのかという極めて大切なことが、自治体、住民間で共有、標準化をされていないことが問題となっております。

このほかにも、本年は台風や豪雨災害、避難勧告や避難指示も相次いで発令をされております。これは、ことしの4月に、内閣府から、空振りを恐れず早目の避難勧告をとの方針を各自治体に示した影響もあります。しかし、実際に避難を実行に移された方は、対象の数%にすぎませんでした。避難の意義を理解されないまま空振りが続けば、避難しなくても大丈夫という意識が蔓延し、避難への行動に移れない方がふえてまいります。

ことし8月の広島市の場合、広島市に大雨洪水警報が出たのは8月19日の午後9時26分でありました。市は、9時50分に防災情報メールで、10時には防災行政無線で注意喚起を行っております。これは市の水防計画のと通りの対応であります。その後、雨量が急激にふえ、20日午前1時15分、これは日付が変わった20日ですね。広島地方気象台が土砂災害警戒情報

を発令しました。これを受け、市では災害警戒本部を設置しております。ただ、台風でもなく、夜中にこれほどの急激な雨が降るといふ予想は困難だったのかもしれませんが。報道によりますと、午前2時くらいから家の中に水が入ってきたなどの119番通報が入り出し、次に土石流で子供が生き埋めになったなど深刻な通報が相次いで起こり、気象台は3時49分、安佐北区付近に記録的短時間大雨情報を発表しました。しかし、市がそれを受け、避難勧告を発令したのは40分後の午前4時半でございます。深夜の暗闇での豪雨であったため、避難をすることで逆に危険な目に遭うのではとの判断があったのかもしれませんが、この判断のおくれが被害拡大の要因となってしまいました。残念ながら、昨年10月に30名の方が犠牲となってしまった伊豆大島の土石流災害が教訓として生かされず、同じ状況となってしまいました。

ことはあの伊勢湾台風から55年に当たり、経験を風化させないためのさまざまな催し、取り組みがこの市内でも行われております。弥富市における危機管理のあり方を問い直す形で、いかに減災につなげていくかという観点で、以下の質問をさせていただきます。

まずは、防災関連の議題の際に必ず確認をさせていただいております自主防災組織の現状と課題について伺ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自主防災組織の現状と課題でございますが、自主防災組織とは自分たちのまちは自分たちで守るといふ地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織のことです。

大規模な災害が発生した場合、市では消防署などの防災関係機関の協力を得て防災活動を行います。しかし、いろいろな悪い条件が重なって、市の防災活動が十分にできないことが予想されます。このような場合に備えて、災害による被害を防止し、軽減するためには、何よりもまず皆さんがみずから進んで火災の発生防止、初期消火、被害者の救出・救護、避難誘導などを行い、地域全体の安全を守る必要があります。

弥富市内の自主防災組織につきましては、現在56団体が結成をされ、8割弱の結成率となっております。白鳥学区、弥生学区につきましては、地区全体で結成されております。未結成の地区につきましては、区長、区長補助員さんの御協力をいただき、全学区の結成を目指してまいります。各自主防災組織は、それぞれの組織で年間活動などを計画、実践をいただいておりますが、各地区において防災意識について温度差があるように感じております。

そのようなことから、本年1月に自主防災会全体会を開催し、三重大学の川口准教授を講師に招き、「「大地震＝大津波に備える」～生き残り、生き延びて、次につなげるために～」と題して講演を行っていただき、自主防災の必要性や協働の大切さを学びました。また、各地区の自主防災情報についても意見交換会を行いました。

今後につきましても、自主防災組織への情報提供や組織間の交流を図り、自主防災組織の防災意識の底上げを図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 72地区中56団体と、去年より3つふえておりますね。

かなり市主導でやるには努力をされているんじゃないかなと思いますけれども、阪神・淡路大震災でもそうですし、東日本大震災でもそうなんですけれども、確かにいろんな近隣のかかわりといいますか、最近の人と人との社会的なかわりの希薄化というものが、自治会というものの自身の帰属に関してすごく希薄になっているというのがあるんですけれども、自治会があって防災会があるんじゃないかと、よく以前の防災安全課長ともお話しする中で出てくるのは、やっぱりその防災会がベースですよと、防災に関するものがベースだと。地域に住む中での安全、危機管理というものがベースで自治会が上がるものだと思いますので、今ある自治会があるのであれば、そのまま防災の要素をしっかり持ってもらって、確実な組織をつくと、前の質疑のときにも申し上げましたけど、形にこだわってはいけませんよ。やはり行動ができる体制が今あるのであれば、そのままそれはもう防災会として認めていくことも大事だと思います。あんまり敷居を上げちゃうと、確かに取り組みは真剣でなければできないことなんですけど、まずその体制をつくるのが大事だと思いますので、その辺もしっかり工夫をしてやっていただきたいなと思います。

次に、自主避難の考え方について確認をさせていただきたいと思います。

弥富市では、ことしの7月10日午前6時、台風8号の接近に伴い、市内6カ所の一時避難所を開設しております。また、8月10日には台風11号の接近に備えて、10月5日は台風18号の接近に伴い、午後9時にそれぞれ一時避難所を開設しております。危険が予測をされ、不安を感じる市民がいるかもしれないという判断から早目の一時避難所の開設をしたわけですが、実際に施設に訪れた方はごく少数であり、どの台風も大きな被害もなく事なきを得たわけであります。

自主避難は、文字どおり個々の住民が危険回避のために自主的に行動することを意味します。自主避難所は、市が発令をする避難勧告・指示・命令と違い、市民からの要望に応える形で開設をするわけですが、確認しておかなければならない点がございます。

まず、避難という行動の意義の理解と標準化であります。避難所に移動することが避難であればわかりやすくよいのですが、そうではありません。弥富市のように、特に風水害によっては被害の減少が少しでもあらわれ始めてからの避難行動が困難な地域は、いかに早目に行動ができるかが被害者を出さないためには重要な鍵となります。これは、弥富でいろいろ防災に関する識者の方が講師を務めていただいて、繰り返し言われている内容だと思います。

また、市内の指定避難所の収容定員は、市内の人口全てを受け入れることができないことから、当然に収容には高齢者、障がい者、女性、子供など優先順位を設ける必要があります。また、お一人で避難行動が困難な支援が必要な方々への対応は、まだ時間と心に余裕のあるときにこそ行うべきと考えます。こういった事柄を市で、地域で、近隣で当たり前のように共有できてこそ、日ごろのコミュニティにも生かされるのではないのでしょうか。

自主避難といえども、その後に起こるかもしれない最悪を想定して、地域の特性に合った自主避難の考え方を市民と共有すべきと考えますが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自主避難につきましては、大型で非常に強い台風が接近、上陸するおそれがある場合などに、市が避難勧告、避難指示を発令する前に各地の判断により自主的に避難をしていただくことです。

この場合、市といたしましては、台風などの接近に伴い、各地区に1カ所ずつ避難所を開設しております。避難所開設につきましては、同報無線、安全メール、クローバーテレビ、ホームページなどでお知らせをしており、市民の皆様が自主避難しやすい時間を考慮して、早目の開設に心がけて対応しております。

また、議員の言われるように、避難所や避難場所に行くことのみが避難ではありません。地域の特性や市民一人一人の状況の違いを考え、みずからの判断で命を守るための行動をとることが避難であると考えます。当市は海拔ゼロメートル地帯であるため、一旦浸水が始まると、市の広範囲が長時間にわたり冠水するおそれがあります。そのため、市民の皆様が浸水の広がりや危険性を理解していただき、迅速に避難する意識を持っていただくための防災教育や避難訓練の実施が必要ではないかと考えております。

スーパー伊勢湾台風の襲来などに対応するため、近年の気象情報を活用することで、先を見越した被害の発生を前提として防災対策が可能となっており、早期の避難行動を促すとともに迅速な避難行動を開始することができるよう、防災知識の普及啓発に積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員には、いつも対策本部のほうに御連絡をいただいております。市の自主避難はどうなっているんだということをいつもお問い合わせをいただくわけでございます。この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

今、気象庁にお問い合わせをいたしますと、警報が出る時間は、その地域においては大体いつごろ出しますよということが予測できるんです。そういうような状況において、私たちは早目早目に自主避難をしていただくという形の中でいつも体制をとっております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それは前回のときから、早目の対応、夜中にもし台風が、または危険が迫っているのであれば、注意報、警報にかかわらず、市では最近では自主避難としての一時避難所を開設していただいている、これはすごい取り組みだと思っております。

ただ、それを市民の方がどこまで知っていらっしゃる、その自主避難の時間というのがいかに大切かということをもう少し市として、自主防災会の中でそれが詰められていけばいいんですけれども、そうでない自主防災会もございますよね。形だけ、とりあえずはできたけれども、なかなか稼働していないところもございます。そういうところにいかに伝えていくかというもので、弥富市は先ほど総務部長もおっしゃった海拔ゼロ、ほとんど全域ですよね。先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、その浸水の仕方というのも地域によって早い遅いというのがございます。そのことも、弥富市といえども北から南までそれぞれ現象が違うわけですので、それに応じた、自主避難にしても、避難にしても、本当は細かくつくるべきであります。

避難所に行くのが避難ではないと、先ほど総務部長も同意していただきましたけれども、それがまず地域の住民の方が知っているか知っていないかということです。避難所に行けばそれで助かる、そういうものじゃないと。その辺のことが、やはりその地域で起こる災害の規模というものがどういうものなのかというのをしっかり本当に知らないと、とんでもないことになるんじゃないか、そのように思います。

次の質問にかかっています。時間もありませんし、進めさせていただきます。

次に、事前防災の取り組みや避難訓練のあり方などについて伺ってまいります。

国・県とも連携をし、弥富市における防災インフラの構築は進められておりますが、実際、まだまだ十分とは言えません。その十分でないハード面を、その分、ソフト面でカバーしなければなりません。これは繰り返し申し上げております。

自治コミュニティにおける共助とは、危機管理だけでなく、日常の生活段階での支え合い、助け合いこそ重要であります。このことは、先日の白馬村の地震でも証明をされておりましたね。白馬の奇跡と今も言われています。ここでは一部損壊建物が684棟です。半壊建物が60棟、全壊建物が33棟、軽傷者36名、重傷者10名、死者ゼロです。地震の後に地域で助け合いの、日ごろからのおつき合いが生きたすばらしい形、不幸の中での一つの幸いじゃなかったかと、このように思います。

日常の生活段階からの支え合い、助け合いこそ重要です。このことから、事前防災への取り組みは災害に備えるだけでなく、まちづくりの根幹そのものであると考えます。防災への取り組みは、発災時、結果減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの強化、活気ある共助社会の構築につながると言えます。

防災への取り組みをいかに生活文化にまで落とし込めるか、これは何度も提案させていただいておるんですけど、そういう観点で、町の行事、市の行事に防災を関連づけることをこれまでも幾度となく議会で取り上げ、提案をさせていただきました。

例えば、運動会などに消火バケツリレーや大声競争、負傷者搬送競走など関連づけることができます。福寿会や丹頂会などの催しは、要援護者の現状把握と関連づけることができます。一斉清掃のときには、危険箇所点検、避難路整備などと関連づけることができます。また、地域のお祭りなどには、規模によっては炊き出し訓練や防災資機材の点検などに関連づけることができます。地域行事、市の行事と防災活動をマッチングすれば、形骸化させることなく、より深い意義を持たせることができます。災害・被害が予測される地域だからこそ、それを上回る防災力をつけ、活気あるまち弥富市の魅力にしていかなければなりません。

現在の防災訓練、いわゆる市でやる訓練が悪いとは申しません。これはこれで必要なことなんです。しかし、参加される市民の方々から「物足りない」や「マンネリ化している」などの声を、指摘を受けております。

先ほどの防災運動会も、これは一例にすぎません。地域の防災意識の向上、地域コミュニティの強化につながる訓練はたくさんございます。以前にも御紹介をいたしましたHUGやDIG、クロスロードなどを初めとする図上の訓練もそうです。こういったことが積極的に地域で取り組めるように、市としてのきっかけづくり、場の提供などが重要だと考えます。

昨年度から始められた防災会連絡協議会、先ほど総務部長のほうからも御紹介がありました。1年に1度、2度、防災会の連絡協議会が行われるとお聞きをしております。よい取り組みも生かしながら、現状打破を真剣に考えなければならないと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 事前防災につきましては、自助・共助での取り組みが重要であると考えております。

さまざまな情報が入手できる現代において、自分にとって何が必要かをみずから判断して行動すること、また自主防災組織などをもとに、隣近所との交流を含む地域ぐるみの活動こそが事前防災への取り組みと考えております。人口減少、高齢化時代の中、何世代も使えることができる安全・安心のストックを確保することで事前防災を確実に進め、安全・安心を拡大させていくことが大切だと考えております。

事前防災として、避難対策は避難して命を守ることは大切であります。避難対策はその後の日常生活の場を失うなど、高齢者など大変不自由をかけることになるため、大きな課題であります。警戒が必要なほど危険が近くにあるということを市民の皆様に認識していただき、状況に応じて素早い避難をしていただくなど、防災意識の向上に努めてまいりたいと考

えております。

避難訓練につきましては、学校や地域、行政が毎年独自の避難計画により訓練を実施し、防災意識の向上に取り組んでおります。市といたしましても、各防災関係機関などの調整を図るとともに、自主防災会全体会において情報交換を進め、横の連携を強化するなどを通して防災訓練、防災対策の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） やってくださいよ、具体的にですね。

防災会の方々は、形をつくっても何をしていいかわからんというのが現実だと思うんです。そういうのが本当に、これをせなあかんのやな、あれもせなあかんのやなというのが、先ほど御紹介したDIGなんか一番手っ取り早く取り組めるんじゃないですかね。また、例えば区長会とか区長補助員会とかもしあるのであれば、クロスロードなんか真剣に考えるきっかけになるんじゃないでしょうか。そういったところで取り組みをやっていけば、きっと町なかでも広がっていくんじゃないかなと思います。

次、防災教育の話もあるんですけど、時間がないので、これは自分が悪いんですけど、一番大事なことは、先ほどのがん教育でもありましたけれども、次の防災教育の話になりますけれども、大人たちが真剣に考えなければ、子供は真剣に考えないですよ、絶対に。

重ねて防災教育については、前回もお聞きしたときに市ではやっておると。いろんな経験者の方、そういった講師を招いてやっておると。もちろん、先ほどがんのときにも言いましたように、経験にまさるものはないんですけれども、命を守るということ自身は教えられてできるものじゃないんですよ。きっかけはできますよ。ただし、自分の中で大事なんだということが実感できるものじゃないと、絶対持続しないとと思います。継続して行えるように、そういう取り組みが必要なんじゃないかと。

きのう、ある議員の中で市長が危機管理課という話をされました。これはうちの地域の弥生学区のある区長会でもその話というのは以前にお聞きをしまして、すごい取り組みだと思えます。

まさに防災といたしても、僕は特に事前の防災というものが非常に大事だという指摘をずうっとさせていただいておるんですけども、そういう意味で先ほど冒頭に言いました御嶽山なんていうのは、たくさんの被害者が出ました。けども、その抱える自治体の一つとして木曾福島というところでありますけれども、本当ならば観光地なんかでもし災害がある可能性があるとかいうのであれば、やはり観光客にもそれを伝えるということも自治体としての一つの特徴じゃないかなと。

前にも御紹介させていただいた岡山県の瀬戸内市というのがありますが、あそこは観光地なんですけど、港に面しているということから、観光客が訪れたらどこに逃げるかとか、

どういふことをしてくださいといふことを観光のマップと一緒に渡すんだそうです。そういうことができているんだそうです。

ですから、危機管理といふものは、別に防災だけにかかわらず、商工にもかかわるし、教育にもかかわるし、福祉にもかかわるし、いろんなところに危機管理といふのがかかわるんだと僕は思っているんですけども、その辺が、市長が危機管理課といふものを設置するとおっしゃっていたんですけども、相当するのかどうか、最後にお聞きをしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤高き君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きのも答弁させていただきましたけれども、この3年9カ月の間、我々は3・11東日本大震災からさまざまな教訓をいただいたわけでございます。

そういった形の中で、一時的な避難といふ形で、緊急的な要因を解消していこうといふことで、避難場所の設置といふ形をやってまいりました。しかし、本当に防災・減災といふのは、これからもっともっと質的なことを向上していかないと、それが市民とともにやっけないと安心・安全なまちはできないだろうと思っております。

そうした意味において、もう少し我々自身が危機感を持って防災・減災に取り組むといふ意味でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤高き君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 時間が来ているんで申しわけないですけど、その危機管理課といひますのは、実際に発足させるといふのは来年度になるんでしょうか。わかりました。

ぜひ弥富市の中で市民も役場も全ての人が危機といふものを共有して、それが一つの文化となつて、安心して暮らせるまちになっていくことを念願しまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高き君） 暫時休憩とします。再開は3時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高き君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願ひします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従ひまして、大きく3点について質問させていただきます。

まず最初に、平成26年産米の現状を踏まえての今後の農業施策について、これについては先ほど伊藤議員が質問されましたので重複するかもしれませんが、どうか回答のほうよろしくお願ひいたします。

農水省は、10月30日に2014年産の水稻作柄概況を公表しました。全国の作況指数は101であり、作柄は平年並みで、9月末の前回発表と同じだそうです。ちなみに、愛知県の作況指数は99だそうです。主食用の収穫量は、1カ月前と比べて1万4,000トン減り788万5,000トンと予想しています。精米段階で取り除く青死米の発生割合が多く、17万トン程度減ると試算しています。ただし、民間在庫が過剰基調にあるため、最終的な米価が再生産の見込める水準まで上向くには販売環境の改善が不可欠であると判断しています。

また、同時に、2014年産米の産地と米卸間の取引価格である相対取引価格を発表しました。9月における全銘柄平均価格は60キロ当たりで1万2,481円で、前年同月比16.1%安であり、農水省が調査を開始した2006年産以来、最も安い価格です。農水省は、2014年産の9月の取引数量が100トンを超えるおよそ70銘柄の価格も公表しております。その中でJA全農が示す相対取引基準価格、これも前年産から2,000円から3,000円程度下がっております。実勢取引価格もほぼ同水準の下げ幅となっているようでありますので、現状としては相当の価格が下がっているようです。

このような現状の中で、農水省が平成26年産米の状況を踏まえた上での平成26年産米等の対応を発表しているようではございますけれども、どのようなものか、まず最初にお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、平成26年度産米の対応について、答弁させていただきます。

平成26年11月14日付の農林水産省では、平成26年度産米の価格が低迷している影響によりまして、農家の収入減少を考慮いたしまして、当面の資金繰り対策といたしまして2つの緊急対策を発表しております。

まず1つ目につきましては、稲作農家への農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化と貸付当初1年間の実質無利子化でございます。借り入れの対象者につきましては、認定農業者、認定の新規就農者等でございます。

2つ目といたしましては、米の直接支払い交付金の支払いを基本的には12月15日までに完了するものでございます。米の直接支払い交付金といたしましては、単価で10アール当たり7,500円、これは26年産から平成29年産まででございます。平成30年産につきましては廃止されるということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） まず最初にお願いしたいのは、緊急対策のうちの、まず最初に私も調べさせていただいた中で、米の直接支払い交付金についてですが、先ほど部長が答弁されたように、基本的には12月15日までに交付を完了するようという話です。

これは、ぜひとも皆さんにお願いしたいんです。これ実際に12月15日、あと5日間なんで

す。農家にとって、年内というのはある程度の集金が訪れる状態の時期なんです。その前の段階である程度交付していただくように、どうか市としてもぜひともこれは要望していただきたいなあと思っております。

そしてもう1点、仮渡金の追加払いについてですが、可能な限り早目にこれを指導するというのが、たしか農水省からの通知であると思っております。これについても、ぜひとも要請をお願いしたいと思えます。農家は、それぐらい現在の米価については厳しい状態にあるということを御理解していただきたいなあと思えます。

特に私、9月議会におきましても同じような米価の現状について質問させていただきました。2カ月たった段階で、ある程度好転するかなあと思ってもなかなかで、現段階、全ての収穫が終わった段階におきまして、現在3カ月も過ぎました。その段階で国が大体発表した生産者価格、これについても前年産よりも16.1%程度下がっているという報告です。どうかこの点をまず考慮していただきまして、ぜひともこの2点については、どうか市のほうからも農協、そして国のほうにも要請していただきたいなあと思えます。これはまず第1にお願いしたいことです。

そして次に、米穀機構の調査によりますと、来年1月までに米価が上がると見ている米取引関係者が少しずつふえてきているという報告があります。しかし、これも農水省も販売環境の改善に向けて過度の売り急ぎに走らないようにと注意を喚起したおかげだという話もあります。しかし、米穀機構は実際のところ10月の段階では、米価の水準として上昇下落の判断水準となるのが大体50だと言われております。この50を依然として下回っているという話です。これがさらに50より上向けば、価格が上昇に転ずると思っております。そうすれば、現在の米価よりは少しは農家が潤うんではないかと思っております。潤うところまでは多分行かないと思えますけれども、現状の苦しい状況をとにかく皆さんに御理解していただきまして、少しでも米価の下落を防ぐ形をお願いしたいなあと思えます。

そこでお伺いしたいのは、現在、国が方策として、ある程度この緊急米価対策について方針を出していると思えます。この方針について、市としてどのような対応をされているのか、それについてお伺いしたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 対策でございますが、現在、主食米の消費が落ち込んでいるところでございますが、民間在庫も過剰基調にある現状で、来年以降の米価の上昇は大変難しいものと思っております。

ただ、新聞紙上でも載っておりますが、農林水産省は2015年産の米の生産調整、減反でございますが、生産数量目標を14万トン減らすと打ち出しております。こういったことを目的に達成するためには、新たな補助金の新制度も導入するというのが新聞紙上でも発表されて

おります。こういったことでトン数を減らせば、多少なり米価が上がるのではないかと考えております。

市といたしましても、農協さんともよく協議の上、麦、大豆、飼料米等について、転作を推進・強化し、主食米の生産供給量を減らし、米価が上向くような状況を模索していきたいと考えております。

市単独で実施しております生産調整についても、先ほど市長の答弁にもございましたように、引き続き10アール当たり1万円の補助も継続していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 次に質問させていただくことについては、事前に通知が出してないので、もし回答できたらという範囲内をお願いいたします。

最近、新聞紙上におきまして、麦、大豆とは別に、飼料米の面積増加の記事が多く見受けられます。その中で、弥富市の飼料米に対する割合がどうなっているのか、わかる範囲で答え願いたいと思います。

特に大規模農家と言われているオペレーターなどでは、飼料米に対する転作の要望がたくさんあります。そして、飼料米に対する取り組みについては、実際、ある程度需要がなくて供給できないというような仕組みになっているはずですが、その辺について、最近の動向がもしわかれば答え願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 飼料米についてでございますが、平成26年産につきましては、当初の計画より面積がふえておりまして、補正予算を組ませていただく予定でございます。

27年産につきましても、JAさんを通じまして申し込みがございましたら、経済連のほうでお引き受けをしていただけるよう要望しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、飼料米についてはなぜ農家が取り組みたいか、特に大規模農家について取り組みたいかということについては、皆さん御承知のとおりだと思っておりますけれども、実際、ある程度助成金が多いということは間違いないことです。

米をつくるよりも、麦、大豆をつくるよりも、ことしのような米価についてはある程度飼料米をつくと農家として、大規模農家としては特にそうですけれども、厳しい経営状態が少しでも楽になると思っておりますので、もしそういう飼料米の取り組みが少しでもふえる仕組みがあるようでしたら、ぜひとも市のほうからも要望していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

さきの11月22日の農業新聞には、次のような記事が載っていました。石川県加賀市で、水稲、大豆など約100ヘクタール、かなりの大規模農業を経営する45歳のAさんは、次のように訴えています。2014年産米は価格が下落、収量低迷、品質低下の三重苦にあえいでいます。8月の記録的な大雨や日照不足で収量が低迷、乳白米が1割も発生し、等級が伸び悩んだ。そこに米価下落が追い打ちをかけた。米の直接支払い交付金が半減を含めると、2013年産で8,500万円あった米の売り上げが3,000万円近く減る見込みである。近年、近隣地域では農業者の高齢化に加え、農機の更新ができず耕作を諦める人が多い。こういう米価が続けばやめざるを得なくなる農家がふえる。現場が求めるのは、谷間のような条件不利地でも担い手が営農を続けられることである。1つの圃場がもし耕作放棄地になれば、隣接する圃場も雪崩のように変わってしまう。地域の水田は地域で守っていききたい、その思いをわかってほしい、こういう記事が載っていました。

今、弥富市においても、水田を守るために地域保全体が活動しております。農家以外の方の協力もいただいております。ただし、この地域保全体の活動についても、これから先どうなるか、不明な点もあります。今、弥富市の全面積というのは48.18平方キロメートルあります。そのうちの水田は1,740ヘクタール、全体の36.1%、畑は195ヘクタールで4%余りです。田畑を合わせても全体で40%余りです。

今、この全域にもし雨が降ったとして、農地、農地以外の土地関係なく雨は降り注ぎます。そして排水路を通して排水機場から排出されていきます。この排水路の整備に対して、地域保全体が活躍していると思っております。この地域保全体の活動について、市として今どう捉えてみえるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 排水路につきましては、農地の排水のみではなく、宅地や公共施設等も含めました流域一体の排水を担っておりますし、排水機は市民の安全・安心な暮らしを守るために極めて公共性の高い施設でございます。そのために、排水に係る費用につきましては、市で負担しなければならないと考えております。

排水機の維持管理につきましては、施設の所有者であります土地改良区さんで行っていただいておりますが、そのために経費につきましては県の補助事業であります排水機維持管理事業の対象となっておりますし、また県の補助残分の経費につきましては全額市が補助している状況でございます。幹線排水路の改修費用につきましても、県及び市からの補助によりまして全額賄っております。

そういったことも含めまして、こういった保全体等の組織は重要でもあり、今後も引き続きお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 保全体活動については、地域によっていろんな仕事を行ってみえるみたいなんですけれども、それぞれの地域で、地域の排水、特に排水では一般の農家、農家以外の方、全て協力していただいて私の地域でもやっていただいております。

そして、この排水施設については、相当不便なところ、そして傷んでいるところもあります。その中で農地が耕作放棄地になっている場合、特に排水路についてはその隣で草が生い茂り、排水自体がかなり不便な状態になっているところも多く見受けられます。どうかそのことも考慮していただきまして、この地域保全体の活動についても、これから先、ある程度市としても指導していただきたいなあと考えております。ぜひともよろしく願いいたします。

さて最後に、これについては先ほど部長のほうからもお話がありましたし、市長のほうから伊藤議員のときの回答にもありましたので、あえて私からもこれはお願いしたいもので、もう一度お願いするという意味で、排水路についての補助金について少し質問させていただきます。

まず排水路について、排水路、排水機場というのは、農家はもちろん、農家以外の方の安全・安心を守るための重要な施設になっているところです。生命・財産を守るための地域排水であり、地域施設になっています。今、弥富市として排水賦課に対して20%の助成をしていただいております。現在の米価の現状、それによる農家の苦しい現状を踏まえて、あえて地域排水に対してさらなる助成をしていただきたいと、これは私からも願います。

先ほど市長のほうから回答がありました、20%の上乗せ、本当にありがたいと思っております。できればさらに上乗せを期待したいと思いますが、その辺について、市長からもし一言ありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど伊藤議員にも答弁させていただいたわけですが、今年度米の下落ということ、あるいは農家の環境が非常に厳しいというような状況の中で、私どもとしては経常賦課金という形で排水賦課金があるわけですが、これにつきましては従来20%補助させていただいています。

そういう状況の中において、27年度当初予算に今私どもとしては、さらに20%の排水賦課金を軽減していきたいという形で、農家の賦課金を軽減していきたいと考えておるところでございます。

しかしながら、全体のバランスも考えていかなきゃならないという形の中で、これは今土地改良事業に対するさまざまな補助金を出させていただいておるわけですが、こちらのほうも軽減をさせていただくということ、今どれぐらいの金額かということは査定をさせていただいておりますけれども、あわせてお願いをしていかなきゃいけないと思っ

ておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ありがとうございます。

できれば20%と言わず、25%でも30%でも、ぜひとも補助金の上乗せはお願いしたいんですが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもの排水賦課金の額が約750万ほどだと思っております。そういう形の中で、さらに20%ということになりますと1,500万近くの金額になってくるわけでございますので、それは膨大な市の財源でございます。そういったことを十分御理解もいただきながら、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 他の土地改良施設の予算が削られるということがありますので、その辺は理解したいと思いますが、排水賦課に対する助成が他の土地改良施設の削減にならないように要望もしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それについての質問はこの辺にしておきます。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種の公費助成について質問したいと思います。

最近、寒くなりまして風邪を引いている人も目立つようになってきました。中には、風邪をこじらせて肺炎になる人もいます。肺炎は日本人の死因の第3位で、亡くなる人の大半が65歳以上だそうです。

肺炎の主な症状としては、せきとたんと熱だそうです。風邪やインフルエンザなどが上気道と呼ぶ喉の周辺で炎症を起こすのに対して、肺炎はもっと奥の肺にまで炎症が起きますそうです。主な原因としては、さまざまな細菌やウイルスであり、風邪が長引くと傷ついた粘膜にこれらが入り込み、肺炎を発症しやすくなるそうです。肺炎は、日常生活の中でかかる場合、病院に入院中に感染してしまう場合と、口の中の細菌などが誤って肺に入って起こす誤嚥性などがあり、一般の生活の中で起こる肺炎のうち約3割は肺炎球菌が原因だそうです。高齢者の中には、糖尿病や肺の慢性病を持つ人も多くあり、専門家によると予防が大切だと指摘されています。

10月からは、肺炎の原因となる肺炎球菌の高齢者向けのワクチンの定期接種が始まりました。高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種の今年度の対象者はどうなっているのでしょうか。また、肺炎球菌ワクチンとはどのようなワクチンなのでしょうか。そして、どのような公費助成があるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えします。

まず本年度の対象者等でございますけれども、平成26年10月1日から定期の予防接種の対象疾病に追加されております。そのような政令の一部改正が施行されております。

高齢者の肺炎球菌ワクチンは、定期予防接種化になりました。対象者は65歳の方と、60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、または呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方としております。

経過措置といたしまして、平成26年度から平成30年度までの間は、各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が対象となります。また、平成26年度に101歳以上となる方は平成26年度のみ対象となります。また、既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は対象外ということになっております。

また、どのようなワクチンで、どのような助成があるかというお話でございますが、肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。肺炎球菌には93種類の血清型があり、定期接種で使用される23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンは、そのうち23種の血清型に効果があります。この23種の血清型は、成人の重症の肺炎球菌感染者の原因の約7割を占めるという研究結果がございます。接種は1回で、筋肉または皮下に注射するもので、接種量は0.5ミリリットルでございます。

また、海部地区の平成26年度高齢者の肺炎球菌定期接種の委託料、接種料でございますが、8,388円で、自己負担額が2,000円が定期接種となっております。なお、生活保護の世帯につきましては免除となっております。

また、定期接種になる以前から、70歳以上の方を対象にした任意接種の助成制度がございます。これは平成27年3月までで終わるわけでございますけれども、接種料は、公費負担が3,000円となっております。自己負担は、差し引きいたしますと約5,400円弱ということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 申しわけありません。先ほど言われた中で、60歳から65歳の該当する方というのはどのような方か、再度、ちょっと聞きそびれたかもしれませんので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 早口で失礼いたしました。

60歳以上64歳未満の方であって、心臓とか腎臓、また呼吸器の機能障がいの方、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能が低い方ですね。そういった障がいのある方を対象として行うということでございますので、基本的には65歳以上の方ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 例えば60歳から65歳までの方で、今その病状を話されたんですけれども、その病状は、医者に診断されて、その症状があれば受けることが認められるということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） はい、そのとおりでございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 次が本題なのですが、肺炎球菌のワクチンなのですが、実際、高齢者の肺炎球菌ワクチンを定期接種というのは、数年前から国が推奨していることだと思っております。そして、中には全額自費でもう既に打たれた方がありと伺っております。

特に、今年度10月から始まった公費助成について、後から通知をいただいて、結局その方は5年たっていないうちに通知が来たものですから、今回の通知は効力を使えないということで、今度5年たったときには多分この65歳、70歳、75歳の間に入らない方だと思います。この方たちが、もし72歳のときに5年後で打たれるときというのは、助成はほとんどないと判断してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 定期接種前に全額自費で接種された方はたくさんいらっしゃるかと思います。また、平成25年5月から、先ほど言いました任意接種の費用補助ということをやっております。その段階で打たれた方というのかなりいらっしゃるということでございます。

既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は、定期接種の対象外になるということでございます。また、接種後5年経過せずに接種を行うと、注射部分の疼痛とか紅斑、硬結等の副反応が初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現するという報告がございます。接種は避けていただくほうが無難かと思っております。

次回の定期接種を受ける場合どうなるかという御質問でございますが、今回、厚生労働省が高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を5年かけて65歳以上の皆さんに受けていただくわけでございますけれども、5年後の平成37年以降の取り扱いについては、接種対象について経過措置対象者の接種状況や接種記録の保管体制の状況等を踏まえて、改めて検討するとしております。

なお、再接種につきましては、初回接種に比べて抗体の上昇率が低いという報告があることや、多くの諸外国で定期接種として再接種を広く実施していないということ等の状況を鑑み、現時点では対象とせず、今後、審議会で検討を行うとしているものでございます。今後の動向につきましては、それを見ていく必要があるかなあと考えております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、私も相談を受けまして、この方、最初に63歳のときに打たれ、今まだ5年たらず65歳の通知がいただいたという話だったんです。

そして、5年後というとは68のときになるんですけれども、私2,000円では打てませんよねという話だったんです。それで、国の方針でこういう形のやり方になっている以上はしようがないかもしれませんが、例えば70歳になると、先ほどお話がありましたように8,388円もかからないという話も伺っているんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） その安く打てるということが何を根拠かちょっとわかっていないんですけれども、現実的に市として、お医者さんのほうとお話しさせていただく金額が8,388円でございますので、この金額より安くなるということはちょっと考えにくいのかなあということは思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） わかりました。

多分、この方が高齢になってきて、肺炎にならないようにということで、健康上のことを留意されて事前に接種されたことだと思っております。もし国の方針が変わりまして、そういう方について、例えば65歳ではなくて68歳とか67歳でも、5年たったときに、その年代になった人にも、もし助成ができるような制度ができましたら、早急にお伝えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

高齢者に多い肺炎のうちに特に注意すべきなのが、細菌が唾液や食べ物と一緒に肺に流れ込んで生じる誤嚥性肺炎だと言われていています。70歳以上で肺炎と診断された人の70%以上、90歳以上に限ると約95%が誤嚥性だと言われていています。

通常、口から食べたり飲んだり、物や唾液は喉から食道を通過して胃に送られます。嚥下という機能だそうですが、飲み込む際は食道の隣の器官に間違えて飲食物などが入らないようにふたが閉まる仕組みになっているそうです。誤って入っても、せきをしたりむせたりして器官の外に押し出される状態になるそうです。

ただ、こうした動きというのは年とともに衰えてきます。高齢者には、脳梗塞の後遺症があったり認知症を患っている方も多くあります。この結果、神経の働きなどが低下して、誤って入った物をせきで外に出す力も弱まっています。口の中には約400種類の細菌類がいると言われていています。健康な人の口の中に普通にいる菌が、誤嚥性肺炎の原因になると言われる大学の先生も見えます。病気の後遺症や体力の低下などで歯磨きが不十分になると、歯と歯茎の間などに細菌の固まりである歯垢ができやすくなり、口の中の衛生状態が悪化し、嚥

下障がいと合わさって細菌が肺に入ってしまいます。高齢者に多い誤嚥性肺炎は、一般的な肺炎と異なって、何回も繰り返すことが多いそうです。肺炎の主な原因である肺炎球菌には予防用ワクチンがありますが、誤嚥性か、それ以外の細菌で起こる場合にまで防ぐことは難しいとされています。

そこで、肺炎球菌ワクチンの接種と肺炎予防に役立つことを推奨すると同時に、歯磨きなどの口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防に役立つことも推奨してはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 誤嚥性肺炎における口腔ケアについての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、肺炎で死亡する方の70%が誤嚥性肺炎によるものでございます。気管から肺へ飲み込んだ物の量と、その中に含まれている細菌の数が多く、病気などで体力、免疫力、吐き出す力が低下しているときに起こります。そのためには、絶えず口の中を清潔に保つ必要がございます。

保健センターの歯科衛生士による口腔衛生指導の教室、これは「歯っぴースマイル教室」と言っておりますけれども、誤嚥性肺炎予防、口腔ケア、口腔機能アップ体操を高齢者対象に実施しております。今年度も8月に単位福寿会の会長さん宛てにこういった御案内を差し上げているということでございます。実績といたしましては、25年度は3つの福寿会、26年度は2つの福寿会で開催していただいております。

引き続きこういったこともPRさせていただきながら、議員の御指摘のような口腔ケアについての啓発を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ぜひとも全地域で、ある程度福寿会の方にこういう指導もしていただきたいなあと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問ですけれども、子供たちの安心・安全のための取り組みの1つとして、キッズ携帯について質問をさせていただきます。

子供が行方不明になり、犯罪に巻き込まれる事件がたびたび起きたりすると、子供たちが安心して生活できる取り組みが必要になってきます。登下校時には、先生や父兄が見守りながらの付き添いや、交差点では旗振りなどをやっていただいております、安心して通学ができる体制ができていると思うのですが、特に下校時において、家と家との距離が離れている地域では、最後は1人で帰宅しなければならない子もいます。また、帰宅してから子供1人で塾や習い事に通ったり、友達の家遊びに行ったりすることもあります。常に家族が付き添ったりできないこともあり、そういうときに犯罪に巻き込まれたりする心配があります。

その対策の1つとして、キッズ携帯というものがあると伺いました。このキッズ携帯にはいろいろな機能があり、今子供がどこにいるのか把握できる機能もあり、防犯上も役に立つものだと伺いました。しかし、いろいろな有害サイトにもアクセスできるのではないかと心配もあります。

今、このキッズ携帯に対して、学校としてはどのような指導をしてみえるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） キッズ携帯に対して、学校としてはどのような指導をしているかという御質問にお答えさせていただきます。

現在、文部科学省からの通達で、基本的には携帯電話の学校への持ち込みは禁止をしております。ただし、病気などの特別な事情がある場合は認めております。現在、この病気などの特別な事情についての基準がございませんので、今後、教育委員会や校長会で病気などの特別な事情について検討をしてみたいと思っております。

携帯電話の指導につきましては、携帯電話やインターネットの使用上の注意や、インターネット上の違法有害情報の危険性を情報モラル教室等で指導しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） あえてもう一度確認させていただきますけれども、キッズ携帯についてはやっぱり文科省の指導があつて、実際に学校の持ち込みについては一応禁止ということによろしいですか。はい、わかりました。

平成25年における刑法犯罪に巻き込まれる20歳未満の子供というのは、被害件数が約20万件もあるそうです。子供が被害者となる刑法犯罪の件数は、全刑法犯罪の中でも約2割に及ぶそうです。

子供が危険に巻き込まれることが多いと思っております。特に、子供が巻き込まれる犯罪としては、窃盗、暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝などがあるそうです。特に学年別に見ると、犯罪被害者になる件数が多い順に、高校生以上、中学生、小学生、そして小学生以下の未就学児童となっています。季節では大体7月から10月が多いようですが、特に時間帯として危険なのが下校時から夕食時までの間で、大体午後2時から6時ごろまでの間で多く発生しているようです。特に、先ほども最後に話したように、下校時で1人で行動する時間が一番危険らしいです。

今、安全対策として、先ほどお話ししたキッズ携帯、それ以外に市から支給されている防犯ブザー、そしてホイッスル等があります。ただし、このキッズ携帯とか防犯ブザー、ホイッスルなども、実際のところ、ランドセルに入れたりかばんの中にあつたりしては、いざと

いうときにはほとんど効果はありません。一番肝心なのは、これを支給されて、この子供たちが実際すぐ使える状態にあることが大事だと思っております。

そこでお伺いしたいんですが、防犯ブザーについてですが、この防犯ブザーを今子供たちがどのような位置に取りつけているか。そして、防犯ブザーについては当然音量が大きくなければ効果がないと思いますけれども、その音量が大きいかどうかについて、まず支給されている防犯ブザーについてお聞かせください。

そして、防犯ブザーについて調べさせていただいたときに、音声防犯ブザーというものがあると伺いました。その音声防犯ブザーというものについて、どのような形のものか。そして、そのほうが効果が高いという説明があります。その辺で、音声防犯ブザーのほうを市として支給するのがよいのではないかと思うのですが、その辺もお答え願いたいと思います。その辺について、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 市が現在支給しています防犯ブザーの音量について、音声防犯ブザーへの切りかえについて及び使用方法についての御質問でございますが、現在、市が市費で支給しています防犯ブザーの音量は84デシベル以上となっております。これは地下鉄の中の音量に近くなっておりますので、かなり大きな音量だと考えております。

議員御提案の音声防犯ブザーへの切りかえについてでございますが、現在使っております防犯ブザーにつきましては、財団法人全国防犯協会連合会推薦の防犯ブザーを配付しておりますが、音量についても先ほど申しましたようにかなりの音になっておりますので、現在のところ音声ブザーへの切りかえは考えておりません。

また、防犯ブザーの使用法の周知についてでございますが、使用方法等の注意事項を配付してまいりたいと思っておりますので、今後も同様に配付して、使い方等について周知の徹底をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 1つだけ、答弁漏れがあるんですけども、大体子供たちがどこにつけておるかということがわかれば。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 失礼しました。

基本的にはランドセルの横のところに、こういう使用方法のものをつけてやっておるんですけど、議員御指摘のように、ランドセルの中に入れていたというケースもございますので、先ほど申しましたように、基本的にはこういったところにつけられるような形になっておりますので、今後はそういった指導をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） きのう、偶然なんですけど、帰り道でちょうどその交差点のところで小学生の子供たちがたくさん並んでいました。

それで、防犯ブザー、私もどこにつけているのかなあと見させていただきましたが、多分30人ぐらいの子供が固まりでいたと思いますけれども、外からではわからなかったんです。ランドセルのどこにあるのかなあと。反対側についているかもしれません、実際のところは。ただ、どう見ても、全員の方が同じ側につけてないということは、ないんじゃないかなあと判断したんですけれども、できればかばんの中にあることを期待しておりますので、できたらこういう指導もぜひともお願いしたいと思います。

そして最後になるんですけれども、私もこの防犯ブザーという音を実際に知らないんです。この音が鳴ったら防犯ブザーが鳴ったんだと、子供が助けを求めておるということを、皆さん果たして何人の方が知ってみえるかということをお聞きしたいぐらいなんです。

〔発言する者あり〕

○16番（武田正樹君） それは大きな音じゃなくては意味がないんです、実際のところは。もしこの場で防犯ブザーで鳴らしてもいいと議長が許可していただけるのであれば、この防犯ブザーを鳴らしていただきたいと思うんですが、議長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 現物はあるんですか。それは市が支給しているブザーですか。

じゃあ一度鳴らしてみてください。

○16番（武田正樹君） 議長のお許しが出ましたもので、防犯ブザーを鳴らしていただけますか。

〔防犯ブザー音あり〕

○16番（武田正樹君） 皆さん、多分聞かれて、私もこういう音だということを初めて知りました。この音が鳴ったときに、子供が助けを求めているということを皆さんに周知してもらわないと、せっかく持っている防犯ブザーを鳴らしても、これは何の音だろうということでは周りの人が助けようがないと思うんですよね。

これは、皆さんにこの音が防犯ブザーの音だということを父兄の人からでもある程度知っていただくことはぜひとも必要だと思いますので、今後、学校の行事とかそういうことでもいいですので、ぜひとも防犯ブザーを鳴らしていただいて、この音が鳴ったら子供が助けを求めているということを知ってもらうためにも、ぜひともこういうことも指導をしていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 防犯ブザーにつきましては、入学式等に新1年生に支給しておりますので、そういった機会を通してPTAの方に周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 最後に、PTAの方もさることながら、各学区、体育祭、いろんなコミュニティの行事があると思います。そういう場でも、こういう形の音が鳴ったら子供が助けを求めているということを周知していただくことは必要かなあとと思います。

実際、子供たちが通学する途中に見えるのは一般の人です。PTAばかりじゃありません。ぜひともその辺も考慮していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 横 井 昌 明

同 議員 堀 岡 敏 喜



平成26年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
|-----|-------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 伊藤久幸 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>税務課長   | 伊藤好彦 |
| 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長 | 佐野隆  |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 八木春美 | 民生部次長兼<br>児童課長   | 渡辺秀樹 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 竹川彰  | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 服部誠  | 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 |
| 財政課長             | 石田裕幸 | 秘書企画課長           | 山口精宏 |
| 防災安全課長           | 橋村正則 | 収納課長             | 山守修  |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  | 保険年金課長           | 平野宗治 |
| 環境課長             | 鈴木浩二 | 健康推進課長           | 花井明弘 |

|        |       |                |       |
|--------|-------|----------------|-------|
| 福祉課長   | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野 隆  |
| 農政課長   | 安井 耕史 | 商工観光課長         | 羽飼 和彦 |
| 都市計画課長 | 大野 勝貴 | 学校教育課長         | 立松 則明 |
| 生涯学習課長 | 半田 安利 | 図書館長           | 奥田 和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 邦夫 | 書記 | 浅野 克教 |
| 書記     | 伊藤 国幸 |    |       |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第43号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第48号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第49号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
(追加提案)
- 日程第9 議案第50号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第55号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第43号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第44号 弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

日程第4 議案第45号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第5 議案第46号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第6 議案第47号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第48号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第49号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第43号から日程第8、議案第49号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第50号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第53号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第54号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第55号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第56号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第9、議案第50号から日程第15、議案第56号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、条例議案4件と予算関係議案3件でございます。その概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第50号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び議案第53号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第55号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するもの、及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みにあわせて予算を整理するものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第50号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、19枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

まず、この条例の第1条関係でございますが、1. 交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

2. 民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月に改定し、引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するものでございます。

3. 給料表の改定率は平均0.3%とし、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置きながら、広い範囲の号給について引き上げ、初任給は2,000円引き上げるものがございます。

次は第2条関係でございますが、4. 55歳を超える職員の昇給は、当該職員の勤務成績が極めて良好、または特に良好である場合に限り行うものがございます。

5. 給与制度の総合的見直しを図るため、給料表の水準を平均2%引き下げ、50歳代後半層の職員が多く在職する号給を最大4%引き下げるものがございます。

6. 地域手当の支給割合を3%引き上げ、6%に改定するものがございます。

7. 単身赴任手当の基礎額を3万円に引き上げ、加算額を年間12回の帰宅回数相当の額に引き上げるものがございます。

8. 55歳を超える職員の1.5%減額支給措置を平成30年3月31日に廃止するものがございます。

次に附則関係でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第9項までの規定は、平成27年4月1日から施行するものがございます。

10. 第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第23項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第23項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用するものがございます。

11. 給料表水準の引き下げとなる職員の新たな給料表の給料月額が、切りかえ日の前日、これは平成27年3月31日でございますが、に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給するものがございます。

12. 地域手当の支給割合及び単身赴任手当の基礎額は、段階的に引き上げるものがございます。

議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてと、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと、議案第53号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、同じ内容ですので、議案第51号で説明し、第52号と第53号の説明は省略いたします。

議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

一般職の職員と同様に、民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給

月数を0.15月分引き上げ、3.10月に改定するものでございます。

2. この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

3. 第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子

平成26年12月22日

午後2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|------|-----|-----|
| 13番 | 小坂井実 | 15番 | 佐藤博 |
|-----|------|-----|-----|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼
福祉事務所長 | 伊藤久幸 | 開発部長 | 石川敏彦 |
| 教育部長 | 服部忠昭 | 総務部次長兼
税務課長 | 伊藤好彦 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 村瀬美樹 | 民生部次長兼
十四山支所長 | 佐野隆 |
| 民生部次長兼
介護高齢課長 | 八木春美 | 民生部次長兼
児童課長 | 渡辺秀樹 |
| 開発部次長兼
土木課長 | 竹川彰 | 開発部次長兼
下水道課長 | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 服部誠 | 監査委員
事務局長 | 松川保博 |
| 財政課長 | 石田裕幸 | 秘書企画課長 | 山口精宏 |
| 防災安全課長 | 橋村正則 | 収納課長 | 山守修 |
| 市民課長兼
鍋田支所長 | 平野進 | 保険年金課長 | 平野宗治 |
| 環境課長 | 鈴木浩二 | 健康推進課長 | 花井明弘 |

| | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所長 | 佐野 隆 |
| 農政課長 | 安井 耕史 | 商工観光課長 | 羽飼 和彦 |
| 都市計画課長 | 大野 勝貴 | 学校教育課長 | 立松 則明 |
| 生涯学習課長 | 半田 安利 | 図書館長 | 奥田 和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 邦夫 | 書記 | 浅野 克教 |
| 書記 | 伊藤 国幸 | | |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第43号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第48号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第49号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第50号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第55号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (追加提案)
- 日程第16 発議第8号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（佐藤高君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 43 号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 44 号 弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

日程第 4 議案第 45 号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第 5 議案第 46 号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 6 議案第 47 号 平成 26 年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 7 議案第 48 号 平成 26 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 49 号 平成 26 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第 50 号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 51 号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 11 議案第 52 号 弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 53 号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第 13 議案第 54 号 平成 26 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 14 議案第 55 号 平成 26 年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 56 号 平成 26 年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤高君） この際、日程第 2、議案第 43 号から日程第 15、議案第 56 号まで、以上 14 件を一括議題とします。

本案 14 件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第 43 号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について初め 8 件です。

本委員会は、去る 12 月 16 日、委員全員と委員外 1 名の出席により開催し、審査を行いました。

たので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第43号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について及び議案第44号弥富市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について審査いたしました。

委員より、旅費の種類の中で旅行雑費とはどのようなものが該当するののかとの質問に、市側より、渡航先によっては予防接種を必要とする場合があり、その予防接種費、または外貨交換手数料などが含まれますとの回答がありました。

他の委員より、タクシーを利用した場合の取り扱いについては定められていますかとの質問に、市側より、第15条のただし書き以降にある、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、実費額によるとして定めていますとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全員が賛成で原案を了承いたしました。

続きまして、議案第47号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）を審査いたしました。

最初に、市側より説明を受け、委員より、公債費262万円増額補正は、利率の見直しによるものというが詳細な説明をに、市側より、当初予算では、利率を年1.4%で計上したものが0.4%になったことによる。利息は580万程度減額となり、元金と利息を合わせた値であるが、相対的には市にとって有利になるものであるとの説明がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

議案第50号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第53号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第54号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第6号）について審査いたしました。

委員より、今回の改定は、人事院勧告に基づき給料表を見直し、平均0.3%上昇するが、その後平均2%下げるとあるが、実際の給与は下がると理解すればよいのかとの質問に、市側から、第1条で平成26年度分が平均0.3%上昇しますが、第2条で平成27年4月以降の給料表を平均2%引き下げる見直しと地域手当の支給割合を6%に改定するもので、行政職は月額平均5,000円程度、技能労務職は月額平均3,000円程度値下がりますとの回答がありました。

また、ほかの委員から、地域手当が3%から6%に改定されるがどのような理由からか。この見直しは、弥富市だけなのかとの質問に、市側から、国が示す地域区分が7区分から8区分に見直されたことによるものであり、近隣市も同様に6%ですとの回答がありました。

さらに、ほかの委員からは、年休取得もままならない、部署によってはかなりの超過勤務がある状況から、定数管理に縛られることなく職員を採用してはどうかとの質問に、市側からは、人件費が財政を圧迫しないよう引き続き、嘱託、再任用、臨時職員を活用し、定員の適正化を図りつつ進めていきますとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第47号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）、議案第55号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の3件であります。

本委員会は、去る12月12日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第47号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）では、最初に市側より説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第55号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第56号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第45号弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正について初め5件です。

本委員会は、去る12月15日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第45号弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正について及び議案第46号弥富市国民健康保険条例の一部改正について審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第47号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第5号）を審査いたしました。

最初に、市側より説明を受け、委員より、障害児通所支援事業が予定より増加した理由はこの質問に対しては、市側より、利用者数そのものの増加ではなく、利用者1人当たりの通

所利用日数の増加によるものであるとの回答がありました。

また、現在、本市の保育所・小学校・中学校の障がい児の人数はの質問では、市側から、障害者手帳は持たないまでも、発達障がいの傾向にあるお子さんが多くいると考えています。本年4月1日現在、保育所では141名、幼稚園では4名です。小・中学校においても同様に、障害者手帳の有無にかかわらず特別支援学級があります。その人数は、本年9月1日現在、小学校55名、中学校14名ですとの回答がありました。

なお、市側から参考として、市全体で障害者手帳を持つ方は、身体障がい者1,407名、知的障がい者270名、精神障がい者は224名、合計1,901名で、本年4月1日人口4万4,498名で割る、いわゆる人口比率は4.2%ですという説明がありました。

続いて、福祉施策が充実し、さまざまな対策が講じられている一方、家族・親子・兄弟の助け合いや温もりが希薄に感じる。市として家族のつながりがよみがえるような施策が必要ではないかとの質問に対して、市長から、平成27年度から向こう3年間、第4期障害者福祉計画を策定中である。この計画の骨子は、どう地域で支え合うか、認め合うかというものであり、この中で具体的な施策を織り込んでいきたいと考えているとの回答がありました。

保育所の臨時職員人件費に関しては、2,000万円近くの増額だとどの程度の増員になるのかとの質問に対して、当初予算で社会保険加入者を40人見込んでいたが、年度当初から46名でスタートし、未加入者では4月に104名であったが108名となっています。今後、1月からも臨時職員を採用する予定で、それらを含んだものですとの回答があり、さらに、乳児の増加は予想を超えるものがあり、特にゼロ歳児が顕著で、昨年度は当初21人が最終的には67人と46人の増加であったが、今年度は年度当初が27人で始まり、既に65人に達しているため、流動的な要素から臨時職員で対応しているとの回答がありました。

また、他の委員から、現在の保育士職員について、正規職員・臨時職員の内訳はとの質問に対して、市側から、育児休業等で休んでいる者を除いた本年4月1日現在の正規職員92名、臨時職員150名、派遣24名ですとの回答があり、さらに正規職員よりも臨時職員が多いというあり方は考えるべきではないかという質問に、市側からは、正規保育士で対応することが望ましく、計画的に一人でも多く採用していくが、実態は市全体の職員数に総枠が決まっており、保育士の正規職員を増加させることは一般事務職を大幅に削減しなければならないという事情があることも理解していただきたい。他の自治体においても、同様の傾向であるとの回答がありました。

以上のような質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第48号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第49号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案14件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案14件は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第8号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第16、発議第8号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提出理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第8号弥富市議会委員会条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、昨年9月定例議会におきまして、弥富市議会の議員定数を定める条例を改正し、次の一般選挙から議員定数を18人から16人としたことに伴い、今回常任委員会の数を現行の3委員会から2委員会に改め、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を改めるものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議員派遣について

○議長（佐藤高清君） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は、会議規則第166条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第18、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成26年12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月28日から12月22日までの25日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただき、まことにありがとうございました。

今会期中、議員の皆様方からいただきました御指摘、御意見等を真摯に受けとめまして、今後の行政運営の参考にさせていただきたいと存じます。

また、この1年間、厳しい行財政状況の中、市政を円滑に進めることができましたのは、議員の皆様方の深い御理解と御支援のたまものと、心からこの場をかりまして感謝申し上げる次第でございます。

さて、時の流れはまことに早いもので、私が市政を担当させていただきましてから間もな

く8年が過ぎようとしています。私は就任以来、職員の意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営に心がけて取り組んでまいりました。この間には、リーマンショックを初め、政権の交代、東日本大震災など国内外とも激動がありました。本市においても、将来避けることのできない人口減少への転換や少子・高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少、都市インフラの老朽化など将来を見据えて乗り越えなければならない課題が山積しています。収支見通しにおいても、少子・高齢化のさらなる進展に伴う社会保障関連経費の増大により、極めて厳しい状況が続くことが想定されます。

このような中においても、市民サービスを安定的に持続、提供していかねばなりません。全職員とともに邁進してまいり所存でございます。勇気と希望を持って困難な課題にしっかりと向き合い、誠実に懸命に取り組んでまいります。今後とも市議会や市民の皆様方より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後に、寒さ厳しき折、これから年末に向けて何かとお忙しいとは存じますが、議員の皆様にはどうか御自愛され、御家族様ともども、よき新年を迎えられますとともに、来年は市民の皆様にとりまして、よりよき年となりますよう祈念いたしまして、閉会に当たり御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 私からも一言御挨拶を申し上げます。

さて、今日地方自治体において、景気回復のおくれや少子・高齢化社会の到来など、さまざまな課題に直面しており、今まさに、まちづくりのあり方そのものが大きな課題として問われております。

地方自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大し、市議会が果たすべき役割がますます責任の重いものとなってきている中で、議員皆様におかれましては、活発な質疑等を行っていただき、この1年間市政の推進に努めていただきましたこと、また議会運営に御理解と御協力いただきましたことを、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

我々が進める議会改革は、継続していかねば意味がないと思っております。社会情勢が日々変化する今日において、これを柔軟に対応し、安心・安全なまちづくりと教育、健康、福祉の充実を図る上で、今後とも活発な質疑が必要不可欠なものと考えております。今後とも、議員皆様に引き続き御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

また、ことしもあと少しとなりました。皆様におかれましては、健康で輝かしい年を迎えていただきますことを御祈念申し上げます。簡単ではありますが私の挨拶にかえさせていただきます。

これをもって、平成26年第4回弥富市議会定例会を閉会とします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 博